

令和 2 年 9 月 3 日（木）

（第 1 日目）

令和2年第6回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

令和2年第6回荅北町議会定例会は、令和2年9月3日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	錦戸 雅志
教育課長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和2年第6回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、野崎幸洋君、9番、山本政人君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、日程案を作成し配付しておりますとおり、本日から9月11日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

6月18日、天草陶石研究開発推進協議会の監査を行いました。

7月17日、荅北町議会融和会から10万円を日本赤十字社本部に令和2年7月豪雨災害義援金を送金しました。

8月6日、県町村議会議長会理事会に出席しました。

8月11日、天草広域連合議会定例会に出席しました。

荅北町監査委員から令和元年度令和2年5月分、令和2年度令和2年5月6月7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、7月からこれまでの行事等についての報告でございます。

7月12日に予定しておりました苅北さわやかクリーン作戦は、雨天により中止いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月に予定していた苅北町避難訓練、苅北じゃっと祭、長崎ペーロン選手権大会、8月の各地区における盆行事等も中止となっております。

次に、今後の苅北町主催及び各団体主催行事等の諸行事についての中止のお知らせでございます。

苅北町の行事では、各地区の町民体育祭、敬老会、秋のオルレ、防災訓練、夕やけマラソン、各地区文化祭、各種団体等の行事では、熊本県民体育祭、富岡城お城まつり、関東ふるさと苅北会総会・懇親会などが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となっております。

なお、第32回天草西海岸秋の窯元めぐりにつきましては、期間の短縮と規模を縮小し、開会式は行わず、10月9日（金曜日）から11日（日曜日）の3日間、参加窯元は苅北町2窯元、天草市2窯元の4窯元において、感染防止対策を行い開催される予定となっております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を行います。

それでは、通告1番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。通告1番、2番議員の野田謙二でございます。今回は、田嶋町長に質問させていただきます。

苅北町では、少子高齢化が進んでいることは、皆さまご存じのことだと思います。

さて、そこではどんな具体的な少子高齢化対策というものが苅北町で行われているのでしょうか。

具体的な策といえば、私が知っている限りでいえば、企業誘致を頑張って、苅北町に働く場を設けるということぐらいです。これは、本来は人口減少対策なのでしょう。また、町の産業の活性化、または新規事業の開発等、多岐にわたる町の活性化の方策です。この企画は町内に職場をふやし、20代、30代で、多くの町民が苅北町で生活の糧をふやす人が出てきて、そして結婚して子どもをつくるという可能性をふやしていく、そ

ういう環境整備こそが役場が目指す理想的な少子高齢化に対する具体的な対策だと想像しています。

そんな中で、現実の社会の状況は、人口減少よりも先に少子高齢化の影響が出始めていると思っています。

都市部では、人口が減少していても、まだ現実的にその心配が少ないのが事実です。なぜなら、都市部には無数の企業があります。特に大企業の存在は重要です。トヨタ自動車などは、スマートシティの社会実験として町を一つの企業が作成しようとしています。役所がとやかく言う前に、企業には基本的に従業員の生活を支える使命があるのは言わずもがなです。しかし、あくまで利潤の追求ができた上でとの条件は必要ですが。

ところが、苓北町にはほとんど小企業、零細企業しかありません。現実には、農業・漁業などは、個人事業主が多数になると思います。小企業、零細企業は、代表者の家族が生活していくのが大前提となります。何せそれらの小企業、零細企業には資本力がありません。そのため、先行投資は借入を前提としたリスクのあるものとなり、町のための投資はなかなかできません。

ところが、苓北町役場には、何億、何十億の予算を先行投資できます。実際の投資ができるのは、現実的には役場しかありません。

九州電力苓北火力発電所はございますが、苓北町民のほんのわずかしき、その企業からの恩恵を受けることができていると感じている人が多いのが現実ではないかと想像しています。

この企業誘致は、少子高齢化への対策としても、少しでも可能性のある限りやり続けなければなりません。苓北町が地方自治体として生き残っていくためにも、必要なことです。しかし、現実にもその実現は難しく、その間にも少子高齢化は続いていきます。そして、結果的に人口減少へと向かっていきます。

少子高齢化への対策は必要ですが、それが進んでいくのを、現状では止めることができません。これが厳しい現実です。少子高齢化でどんな弊害が起こるかということにも、現実的な対応策が必要です。

例えば、何回も議会での一般質問で、道路の路肩の雑木や雑草の刈り取りができないかとの質問もあったかと思います。ほかにも道路の修復に関しては、町民から役場への要望として幾度となく届いていると思います。

このようなことは、少子高齢化がその原因の一因となっているとは思いませんでしょうか。私が子どもだったときは、道路も狭く、また舗装された道路も少なく、実際に今ほど車両の保有者も多くなかったのが実際のところでした。ですが、あくまで個人的な感想かもしれませんが、狭い砂利道が多かったけれども、路肩の雑草は少なかったようなイメージがあります。これは、私は小学生まで都呂々の木場という地域しか知らなかつ

たからかもしれません。

実際に、木場という地域の今と昔の比較でしかありませんが、人口が減少し、しかも高齢化が進むことで、1日に誰も利用しない道路が増えています。細かい数字までは分かりませんが、木場には、今の3、4倍の人口があったのではないのでしょうか。そのため、特に農業に携わっている人では、自らの家や、自らの田畑等の農地だけでなく、その周辺や及びそこへのアクセス道路なども、ボランティアで雑草、雑木などの刈り入れをしていたのが事実です。

ボランティアといっても、雑草は堆肥の一部になったり、雑木は乾燥させて風呂のまきになったりしていたのも事実です。ですが、それらの各個人の事情があるとはいえ、ボランティアで、路肩の草木が手入れされていました。

ところが、今となっては、苓北町では個人がたき火さえ好き勝手に行うことができません。同時に農作業の片手間での除草作業さえも、負担と感じるほどに老化が進んでいます。また、堆肥さえ、自ら行うより、手間もかかり、匂いもきつい作業から解放され、堆肥を購入するほうがどれだけ楽かという時代です。さらには、土地は所有していても、生産効率の悪さから放棄地となり、雑草が生えている土地も増えています。そのため、山間部の道路周辺の環境は、結果的に誰もが放置する状態になっているのではと思う次第です。

そこでですが、通常は国道、県道、町道は土木管理課、林道や農道は農林水産課と管理が分かれていると思います。そこを、年に1回、苓北町道路管理委員会という名称ではいかがかと思うのですが、苓北町内にある苓北町役場が管理すべき全ての道路を一元管理する委員会をつくり、全ての道路の状態を調査することをしてみてはいかがでしょうか。この委員会で、アスファルトの亀裂や陥没、地盤沈下による傾き等の劣化に加えて、路肩の雑草の生え具合や、周辺の雑木の伸び具合も調査します。

それに加えて、道路の道幅の傾斜から盤区画まで計測し、設計当時との比較を試みるぐらいの意気込みの委員会をつくりたいです。今の道路の管理は、どのような手法を使っているのかは存じ上げませんが、一般質問だけでなく、町民からの要望としても上がるくらいに行き届いていないのが実情かもしれません。それに対して、すぐに回答を出せるようにしておくための委員会です。

調査は、路肩の草木だけでなく、路面の状態や落石の有無、アスファルトのひび割れ、陥没や剥がれなども知っておく必要があるはずですが、当然、今でも多くのことを知ってはいるのですが、年月がかかると変わっていくのも劣化です。道路のどこに劣化があるか、また落石や落木など、どの地域に起きているかを知っておくのも務めとなります。もちろん、落石や落木などは、調査の段階で処分しておくのは必須となるでしょうが、どの地域がそういう現象が起こりやすいかを知っておけば、実際の自然災害の、

少なからずの予想もしやすくなるでしょう。そして、少なくとも1年前の状態までは認識できているという状態を常に確保しておくことを最低条件としておきます。そして、役場の道路補修計画へ助言を行うことができるようにする、そういう委員会にするのです。

実際に、一度調査ができれば、思ったほどひどくはないとなるかもしれません。それはそれで結構なことですので、翌年には委員会を結成しなければよいだけの話です。

しかし、思った以上に、木のトンネルから枝が下りてきていて、大型車や緊急自動車の通行に支障があるとか、何年分か分からないほどの草木が道路にかかっている、通行の妨げになっている箇所がいくつも見つかるかもしれません。また、アスファルトが劣化し、はげ落ちていたり、ヒビや陥没箇所があったりして、すぐに補修をしなければ利用できない道路を見つけるかもしれません。実際に、町民の声を聴くことは大事です。しかし、それだけでは全てを把握・管理できていると言えないのも事実だと思います。

実際の補修には予算が必要です。そのため、道路補修の実現には、必ずしもすぐに実行とはいかないことは分かっています。しかし、調査の結果、役場職員が1日除草作業すれば解決する程度かもしれません。それはそれで結構なことです。

それでも道路改修の要望が上がったとしても、道路の状態を役場がすぐに理解し、すぐの補修ができなくても、細かな対応はでき、町民に安心感を与えることができると思います。

このように、人口減少よりも早く、実生活に影響を与える少子高齢化ですが、私が幼かった時代と、今の時代では、社会生活の仕組み自体が変わっています。舗装された道路でも、ゆっくりとですが劣化は避けられません。今の役場の体制では、現実には放置したままになっているところがあるのが現実ではないかと思います。

このように、人口減少の実数以上に、少子高齢化が先に社会に悪影響を与えています。現在の役場が、少子高齢化という現実に対して、どのようなリスクを感じ、どのような施策を用意しているのかをお聞かせください。

以上になります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、令和2年3月末現在の苓北町の人口は7,042人で、昨年3月に比べ181人の減少となり、特に進学・就職に伴う若年層の転出が依然として顕著であります。また、高齢化率は41.1%で、5人に2人は65歳以上の高齢者であります。

このような現状の中で、少子高齢化への対策としての道路維持についてのご質問であります。苓北町では維持管理している道路は、町道387路線、農道29路線、林道

10路線となっております。町道につきましては土木管理課が、農林道につきましては農林水産課がそれぞれ維持管理を行っております。

町内の道路を委員会等をつくり、一元的に全路線を調査してはどうかということですが、議員ご指摘のとおり、道路の支障箇所等につきましては、行政通信や町民の方々からの通報、議員の皆様方からのご指摘を受け、補修等の対応をしている状況があることも確かであります。

苓北町といたしましては、通常の道路パトロールに加え、今年度、町道の全路線ではありませんが、支障木の伐採や路面整備の要望が多い山間部の町道につきまして、道路状況調査を実施する予定としております。調査結果につきましては、今後の維持管理に生かす予定でおります。なお、調査の結果、利用頻度の低い町道につきましては、地元区長さん等を通じて、今後の維持管理について協議等を行っていきたいと考えているところでもあります。

併せまして、農林道につきましても農林水産課と土木管理課で連携を密にしながら、同様に調査していきたいと考えておりますので、形だった一元化委員会等については、今のところ考えていないところでもあります。しかし、ご指摘のように、道路の適正な維持管理ということについては、大変重要なことですので、これにつきましては今までより以上に頑張ってもらいたいと考えております。

次に、こういうことの原点の問題になりました少子高齢化社会についてのもろもろの課題とか問題があるわけでありまして。私は、町長になる以前から、30数年前から少子社会は国を滅ぼすということを申し上げております。警鐘を鳴らしたつもりではありますが、それは何のことだということで、当初の10年間ぐらいは国会議員の先生方に申し上げてもあまり理解をしていただけませんでした。そういった意味で、少子社会のリスクというのは、もう大変なものがあります。国を本当に滅ぼす可能性があるわけでありまして、例えば少子社会がどんどん進んでいきますと、高齢者が増えていって、要するに産業等に携わる方たちがいなくなる。苓北町でも、全国でも、農業後継者、漁業後継者、林業後継者の方々がほとんど少なくなってきた、頑張らないと皆無になる状況があります。そして、またそういう方たちが働いていただくことによって、税金も納めていただくわけですが、税金を納める方々も減っていきます。当然、年金、健康保険等々についても、納める人は少なく、使う人は多くなるわけでありまして、そういった意味で、この社会の維持が大変困難になっていく。これは大きなリスクというよりも、国の存亡に関わることであります。

ただ、この苓北町も相当な数が減っておりますが、全国の津々浦々、どこもそういう状態があるわけでありまして、また今、地方からどんどん働き手を吸収している大都市も、あと20年もすれば、高齢化社会が進んで、やはり今のこの地、全国の津々浦々

の過疎地域と同じような状況になっていく。もうそうなったときは、大変な状況になるわけでありまして、そういった意味において、少子化対策をしっかりとやっていかなければならない。そういった意味で、苓北町は30年前から少子化をどうやって解消していくのか、課題において我々の学校に行く時代、小学校・中学校のときには、進学する人が過半数いきませんでした。

そういった意味で、子どもさん方が多いからなかなか進学をするといっても、親御さんにとっては大変なことでありまして、そういうことで少子高齢化の中で、今その当時に集団就職をなさって、関東・関西、たくさんの方が行っておられるわけですが、結局、そういう方々がいなくなられたことで、我が町の農業、漁業の後継者が大半いっしょらなくなって、どんどん減って行って、その中でこの社会をどう維持していくかというのは非常に難しい問題です。

町がやっている対策は、やはり子どもさんを進学させたりするのにお金がかかるから、やはり1人とか2人の子どもで辛抱して、そして共働きをして、子どもを進学させると。そういう状況が見えてきているわけでありまして。そうすると、皆さんよくご承知でしょうけど、人口は2.07人以上、お一人の女性の方がお産みになっていただかないと増えていかない。それが最悪のときには1.2いくつになりましたですね、日本全国で。だから、そういった意味ではこれはもう減るばかりですね、数字的に見ると。だから、そういうことの中で、保護者の方たちが子どもが進学するのにお金の心配がいらぬようにするのが我々の役目じゃないかと。それには働いたときの収入を少しでもふやしていっていただけるように、我々も今度は企業の誘致をしたり、企業の後押しをしたりしていくのが大事であると考えておりますし、やはり子どもさん方は育ていかれると、保育園にも入られる。保育園に入ると、保育料がばかにならない。ですから、いろんな工夫をして、なるだけ保育料の負担軽減に努めてきております。

特に第3子施策と申しまして、3番目の方たちには保育料は無料にせずずっと続けてきております。今の時代は、どこもそういうのに習って施策を進めておられておりますが、苓北町は最初の頃は非常に先端的な役目を果たしてきたのではないかと。また、そういうことの中で今度また医療費というようなことも出てきております。

そういうことを町がずっと進めていくことの中で、今度は保護者の方も、ああきつかばってんもう一人ぐらいはとっていただけるようになっていただければありがたいと思ってるわけですが、なかなかそういうわけにはいかない。安定的に収入が入ってこられるご家庭だけが3人とか4人とかいっしょるのが現実です。そういう方たちは非常に少ない。具体的にいえば、役場職員のご家庭では4人、5人という家庭はかなりいっしょいます。

そういう意味で、我々の役目としては、企業に働いていただく、あるいは農業で頑張

っていただく、漁業で頑張ってください、それぞれの産業分野で可処分所得がしっかり増えていくこと、このことが非常に大事なことでありますが、非常に残念ながら、そういう思いが達成できない状況にあります。ありますので、このリスクを回避するという事は、やはりそういうことの充実を図っていくということが大事でありますので、このことも皆様方のお知恵もいただきながら、しっかりとした支援対策ができるように頑張りたいと考えているところであります。少子高齢化は、本当に日本の国力を大分そいでいくような状況になってまいります。そういった意味で、今後とも町ができる支援対策はやってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

これで、野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ありがとうございます。

本日、私の質問というのは、少子高齢化ということの問題が大きいだろうなというのは、皆さんマスコミ等からの報道で分かってはいるんでしょうけど、具体的などいうことかというのが、あまり意識されていないのではないかという心配をしたため、町民にも分かりやすいであろう山間部の道路の維持管理、これは実際に今、特に都呂々の木場というのは分かりやすい例なんですけど、人は住んでいるんですけど、人数も減って、年を取って作業ができない。できている草刈りがもうできなくなった、今年はまだしきらばいという人が現実には増えているんですよ。人口は減少したけど、まだ人は住んでいるんです。なのに、道周りの草木の手入れができなくなっているという、この厳しい現実というのが、少子高齢化というのが実は直接関係しているんだというのを皆様に意識してもらいたくて、今回の質問をさせていただきました。

町長は、昔から、30年前から言っておられるように、これが現実的に問題になるぞというのは、早い段階から分かっていたらいい方でしたので、そしたら期待に応じて、昔からのご意見をいろいろ言っていたらいいんですけど、大変こちらとしてもありがたく思っています。

実際に私が思っているのは、その少子高齢化というのがすごく幅広い問題として社会に悪影響を与えるんだというのに、皆さん気付いてもらいたい、そのための今回の質問でありました。実際に、本当に言われた病院じゃなく、というのが自分の出資が減るぐらいという、そんなところで止まってしまうのが現実ではないか。皆さん、実はそれは少子高齢化の影響も来ているんだよということを知ってもらいたいというのが、すごく大事なことでろうと僕は思います。

加えて、町長の言葉にはございませんでしたけど、実は学校、特に苓北町にない大学とかまで現在は半数近くが進学する時代になっています。そうすると、どうしても必然

的に荅北町にないからといって出ていくというのが、みんな当たり前に感じてしまいます。ところが、逆に荅北町に大学の、要は直接荅北に建てるんじゃなく、一部研究室を呼ぶとか、そういうことだって可能なはずですね。出て行って、その分だけ入ってくるという状態をつくる。そういうことも、要は特に教育委員会の皆様には、そんなことも意識して活動していただくとか、そういった意識の深まりというのを、荅北町民に広げたい、そういう思いで今回の質問をさせていただきました。

現実には、道路の維持管理というのはすごく大事で、現実にもう荅北町も被害が一般町民にも見えている、そうだと思います。今回、私が考えた土木管理課と農林水産課を越えて共同で管理する委員会をつくってはどうかという、あくまでそれというのは荅北町役場が発信する事で、町民に意識をしてもらう、それが大きいんじゃないかと思っています。

実際に、役場だけが動いていたら、今までとあまり変わらないんですね。現実には町民の意識まで変わる、そういうふうな展開を考えて、いろいろ計画を立てていきたいなと思っています。

現実には今までのままだったら、町民が意識化するということが少ないんじゃないかと思います。同じことをやるにしても、そこまで意識させるような役場の行動、役場の広報の仕方のあり方とか、そこらへんを意識できないだろうかと思っていますけど、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今の大変難しいということで、調査して、町長の答弁にもございましたけども、各区の区長さんを通じて協議をさせてもらうということで答弁に代えたいと思っています。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 非常に言うは簡単なんですけど、行うは非常に大変なことであります。例えば道路整備にしても、技術的にそんなに難しくない、例えば路肩の草引き等については、やはり自助・共助・公助がありますですね。だから、やっぱりそういった意味で自助が今できにくくなってきている、少子高齢化のために。ということをおっしゃりたいんじゃないかと思います。だから、その自助を、今度は共助の部分を自助の部分に持っていかなきゃいけない。その共助というのは役場がその自助の部分を、できない部分を助けていく、こういうことをやっていかざるを得なくなると。だから、自助・共助・公助の構成がどんどん今度は変わって行って、なかなか理想的にはうまくいかなくなる。ただ、できない部分までやれというわけにはいきませんので、これはやはり自治体がお手伝いをしていくというのが当然のことかと思っています。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 現実に難しいというのは私も分かっております。ところが、現実にできなくても、それをどう発信するかで、町民の受け取り方というのが変わっていくんだろうと思います。そこからしか変えれないんじゃないかなと思って、今回の質問をさせていただきました。つい先月になりますけども、町民のほうから、あそこの道の草刈りは何とかならんかいて、要は自分でできていたところができなくなってるからなんですね、言われたのが。ところが、その言われた方というのがどこまで意識されているかというのは、こちらにも分かりません。直接、少子高齢化だなんて言う人はほとんどありません。そうじゃない原因も知っているからですね、その方たちも。自分ができなくなったからだというのをすごく意識されているかもしれないし。ところが、現実にも例えば前に近所におられた方が引っ越されていて、そっちまで手が回らないというのが現実かもしれないし、そういう判断というのは一人一人が判断するのも難しいし、役場が判断するのも、もう一個人のことですから難しいことです。そこで、じゃあ役場が実際にできることは何か具体的にできるかということ、そんなに予算もない。そんな中で何ができるかといったら、広報、これが一番予算も少なくできるんじゃないかなと思った次第なんですよ。

そのへんを理解して、今の何か変えれないだろうかという努力をしていただきたい、これなんですよ、一番僕が求めているのは。現実に、役場のほうで広報の形をどう変えようか、そういう動きがないんだろうか。そういうのって見えないんですよ、我々には、特に町民には。そのへんを、実は効果がなくても考えるということをまず始めていただきたいと思っているんです。その広報に関して何かご意見がありましたら、お伺いしたいと思っていますけど。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 町民の意識を変えるためにも、ぜひ広報で発信すべきではないかというご意見でございますので、広報担当課といたしましてお答えをさせていただきます。

町のほうとしましては、道路の管理等につきましては、土木管理課のほうから、基本、所有者の方、町道等については当然、町がすべき、民地については所有者の方でしていただくことになっておりますということは、これまでも行ってまいりました。ただ、今おっしゃいますとおり、やはり高齢化によってそこに手が回らないという時代であるということでございますので、そこらへんは、今後、町としましてもどういった対策をするかというのは、やはり検討した上で、土木管理課のほうとか農林水産課と打ち合わせを行いながら、どういった形でお知らせをしていくかということを検討した上で広報等に掲載をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） どうもありがとうございます。

実際にどんな効果ができるのか、具体的にどう広報すればいいのかというのも、私には分かりにくいことですし、実際に難しいし、効果が出ないかもしれません。ただ、効果が出なくても、やめるんじゃなくて、やり続けるという意識をもって、役場の職員の人たちには取り組んでもらいたいと考えています。

以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。

通告2番、3番議員、廣田でございます。

私は、石炭火力発電についてと、新型コロナウイルス感染症についてということで、2点お尋ねをいたします。

まず最初に、石炭火力発電について。今般、梶山経済産業相は、二酸化炭素（CO₂）を多く出す非効率な石炭火力発電所を休廃止させる意向を表明されました。1990年代前半までに建設された約110基のうち、9割程度を2030年度に向けて削減する計画とのことです。

エネルギー白書2019によれば、石炭火力発電は基幹電源と位置づけられ、日本の電力の32.3%を賄っています。液化天然ガス（LNG）による火力の39.8%に次いでいます。石炭は調達容易で、コストが安く、安定して発電できる。反面、LNG火力発電と比べて約2倍の二酸化炭素（CO₂）を排出してしまうといわれています。

世界では、フランスは22年、英国は25年、ドイツは38年までに石炭火力発電を廃止する方針であり、再生可能エネルギーに置き換えると聞き及んでおります。

問題は、代替電源の確保ではないでしょうか。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの主力電源化を急ぐともいわれますが、時間帯や天候で出力が大きく変動し、不安定となるそうです。再生可能エネルギーへの転換が拙速すぎると、さらに電気料金が上がるのではないかと懸念もあります。

政府は、有識者会議を設け、石炭火力発電の削減と再生可能エネルギー拡大のための具体策を検討していくとあります。電気料金を抑える方策や、石炭への依存度が高い電力会社の経営に配慮した制度設計が求められるでしょう。

石炭火力発電への依存度を減らすのは国際的な潮流かもしれませんが、電力の安定供給に支障を来すことがあってはなりません。

皆さんご存じのことと思われそうですが、苓北町において再生可能エネルギー発電が行われようとしております。発電方法をバランス良く組み合わせ、それぞれの特徴を最大限に活かし、エネルギーの安定供給・経済性・環境保全のベストミックスを進める、つま

り現実的なエネルギー政策を再構築していくべきではないでしょうか。

以上、私の所見を述べましたが、1995年12月に蒸気条件超臨界圧、出力70万キロワット1号機、2003年6月に蒸気条件超々臨界圧、出力同じく70万キロワット2号機が運転を開始、熊本県内の最大電源需要の約8割をまかなっているといわれている苓北発電所、その立地自治体の首長としてどう受け止めておられるのか、見解をお示しく下さい。

次に、新型コロナウイルス感染症について。令和2年6月22日に新型コロナウイルス感染症の発生という熊本県が出された報道資料（感染者 年代90代・性別女性・所在地天草保健所管内（上天草市・天草市・天草郡））により、感染者のプライバシー保護と社会不安に応える情報開示がどうあるべきか、お考えになった苓北町民も多かったのではないかと拝察します。

この報道（感染者の居住地の保健所単位での公表）直後、苓北町民に無用ともいえる混乱を招いたことも事実であったのではないかと受け止めております。実際、私の周りでもそうでした。

そのことを踏まえ、田嶋町長は、自治体を預かる長として、熊本県知事あてに要望書を提出、現在では熊本県（熊本市除く）において、感染者の居住地の市町村単位の公表がなされるようになりました。自分が住んでいる市町村かどうかで、住民の危機感は違ってくるし、また感染拡大の防止は、その住民の協力なしにはできないと考えます。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染再拡大を踏まえ、全国の高齢者施設に対し、感染者が出た場合を想定したシミュレーションをこの8月中に実施するよう求める方針を決めたという報道がなされました。集団で生活する高齢者が感染した場合と施設職員が感染した場合の勤務体制の確認・検討を促しているようです。

あってはならないことですが、万が一、苓北町内で新型コロナウイルス感染者が発生してしまった場合、苓北町として、どこまでの情報を公表されるのか、また苓北町としてどのような感染拡大防止対策をお取りになる想定なのか（家庭内・職場・学校・施設・院内感染の場合など）お伺いをいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず第1番目に、火力発電所の稼働について、国から具体的な話があったことについての、私どもの対応についてのご質問であります。具体的と申し上げますが、ただ2030年度を目途に非効率的な石炭火力発電所の取り扱いを検討するということでもありますので、この件につきましてはまだまだ具体的な国の考え方が分かってきておりません。そういった意味で、2030年といいますのは、あと10年後でございます。そういうことを踏まえながら、我々としても二酸化炭素をたくさん出していくということについ

ては、これは急をしなければならぬわけですが、しかし今度は安定的な電力供給という面については、非常にふるえるようなことになるのではないかと心配しています。

これは電気がないということは、どんなに不便かという、つい昨日の晩に分かりました。昨日、断続的に停電したんです。一応台風の準備はしておりました。電池等、ただ置いとったのをすぐ取りに行くというと、真っ暗な中では非常に難しい、これがまだ富岡地区の一部では回復してない、この開会する前には聞いておりました。大変な不便なことだったと思いますが、これをずうっと絶え間なく電気を流していく、そのためには安定供給できるベースロード電源というのが必ず必要なんです。それを今、我が国は原子力とか何とかに期待をなさっておられる。石炭火力が私は一番安定供給できると思っておりましたが、やはり二酸化炭素を相当出すということで、今回の国のお達しになったのではないかと感じております。

思っておりますが、やはりそれにじゃあ代わる安定電源はどう得られるのかということも大きな課題になってくると感じております。そういった意味で、石炭は300年以上、そしてそれぞれカントリーリスクがないような世界各国で採れるわけです。そこをもう少し活用するという考え方もあってしかるべきではないかと考えておりますが、今のところ、検討をなさるといことでありますので、できるだけ石炭を使う中での今後の電源供給ということを国も考えていただきたい。石炭が駄目だから、すぐ原子力というようなことではちょっと寂しいんじゃないかと思えます。言ってみれば、これは質問にありませんでしたけれども、原子力は我々人間の手で作っているんですが、今後はいろんな事故があったとき、人間の手で制御することができないんですよ。こんな困ったことはないと思うんですね。それこそ人間の、人類の危機に陥る可能性があるわけですから、これを主力に使っていただきたいとは思いません。

それと併せて、再生エネルギーと一緒に使っていく、非常にいい考え方だと思いますが、しかしこれは発電能力がそんなに大きくない。ですから、このベストミックスをどこを中心にやっていくかというのをやはり考えていただき、できれば石炭をもう少しCO₂を出さないようにやっていただきたい。もちろん今でもガスと一緒にして、コンバインドで相当CO₂を減らした発電が行われておりますが、石炭だけでも何とかできないのかなど。

それから、さかのぼれば京都議定書では、日本には13万トンのCO₂排出義務が与えられておりました。ところが、なかなか難しい状況もございます。ただし、中国、インドあたりの石炭火力発電、これを苓北火力の2号機程度の性能に変えて、全部入れ替えますと、中国、インドでは17万トンのCO₂の排出削減ができるんです。日本に与えられとるよりも、もっとたくさん削減できると。だから、やはり工夫も必要ではない

かと思っております。私は、そういった意味で、いろいろ検討を国がなさるということでもありますので、やはり石炭を全く排除するというのではなくて、石炭を今より、より有効に使えるような技術をどうやって作り出すかということも考えていただきたい。そして、もし2030年度以降、1号機が、これはもう使っちゃいけないんだと言われた場合には、その新しい技術でもう入れ替えて、造り直していただきたいなと考えているところであります。

そういうことで、非常に今のところ、10年先であります。できればその1号機を全くなくしてしまった中でやって、その上に原子力まで使えなくなったらどんなになるのか、日本の電力の状況は、そこも考えながら一番安価で、そして世界のどの国からも輸入できる石炭というのは考え直していただきたいと、そのことも踏まえて、我々は九州電源立地協議会という協議団体をもっています。それぞれの発電事業者が存在する自治体が加盟しているところであります。ここを通して毎年、国に対していろんな要望をしているところであります。

残念ながら、今年は苓北町でそれを行う予定でありましたが、コロナの関係で中止となっております。そういう意味で、今後とも、この石炭を発電に使うということについては、絶対に最初から排除した検討はしてほしくありませんので、このことについて申し込みをしていきたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルスの感染の問題であります。まずは、熊本県におきましては、先ほど質問にございましたように、保健所単位で発表をなさるということでありました。私はそうなったときに、広域本部長にもそんなことをしたら必ず混乱が起こると。やはり、できれば苓北町の富岡地区とか志岐地区とかまではっきり言ってほしいと。どうせ分かることなんですすなわち、そういった意味で地域の方々のいろんな詮索やら、心配やらをまず取り除くことが大事じゃないかということをお願いしておりました。1回目の要望で聞き入れていただけませんでしたので、2回目の要望を強くいたしまして、その中で自治体名だけははっきり出していくということになりました。

このコロナウイルスは、本当に今まで我々がこんなウイルスがあると思ってもおりませんでしたし、かかれば命に関わるという、そういう状況だということでもありますので、絶対にかかってはならないし、またうつしてもいけないと。そういうことなんですけれども、なかなかまだ特效薬が見つかりませんし、ワクチンもアメリカではもう年内に出すとおっしゃっていますが、それが副作用がないような形で出てくるならもう大変ありがたいことではあります。とにかく安全・安心をしっかりと担保しながら、立派なワクチンが出てくることを我々も期待するところでもございます。

そういうことで、後ほどコロナ対策につきましては、今のところ7日の予定で審議をしていただくわけでございます。とにかく、町民の方々にコロナの脅威を知っていただ

きながら、しかし日常の生活もしていかなければならない、経済活動もしていかなければならない、非常に難しい、我々は立場に立たされているとっておりますので、とにかく町民の方々と我々とで、しっかりとこのコロナにかからない・うつさない、その状況をつくっていきたいと考えているところであります。

うるさいかもしれませんが、連日コロナについての放送もさせていただいております。広報にも載せていきたいと考えております。お互いにコロナにかからないように自分のできることは自分でしっかりとやっていくという毎日をお過ごしいただきたいと考えているところであります。

以上で、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 再質問させていただきます。

まだ10年先のことから大丈夫だと私は受け取りましたけれども、60歳過ぎたら1年がものすごく早いです。10年もあっという間に来やしないかと非常に心配をしております。また苓北発電所には地元の雇用で働いておられる方も多いのではないかと思いますので、基幹産業といえば基幹産業、誘致企業といえば誘致企業ですけれども、その点、発電所と連絡を密に取り合ってくださいまして、情報漏れがないように努めていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このことにつきましては、国からの発表があつて、直後にこの発電所の所長さんにもいろいろお伺いにまいりました。その後も火力本部長本店まで行きまして見解をお伺いしたところなんですけど、まだ方向だけ決まって中身が出てきておりませんので、まだまだ手探りの状態。先ほどお答えしたように、できうればこの石炭は大事な我々にとって材料ですから、燃焼効率をしっかりと上げるというのは今の技術で検討していけば10年間の間でいくらでもできるんじゃないかと考えておりますので、そのことも申し上げながら、なるだけ1号機が長く使えるように我々も祈っているところでもありますし、ここの発電所が熊本県の8割の電力需要を賄っているというのは全く知らない人たちが多すぎる。これは苓北町民もですが、熊本の一番大事な空港周辺の先端技術産業、この方たちの認識も全くない。そういった意味で、県の幹部の方々にはここの電源をつくる場所をもっと大事にさせていただきたい。認識だけでも持っていたいただきたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。

そのようなことで、発電所のほうにつきましては、これで終わりたいと思っておりますけれども、コロナについて確認をさせてください。健康増進室長。あつてはなりません、

苓北町管内で感染が確認された場合、苓北町としての公表内容はどうなりますか。熊本県と同じ内容なのでしょう。例えば氏名を含めて、坂瀬川とか坂瀬川和田とか、地区名も公表しないと考えるとよろしいのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） お尋ねの件でございますが、苓北町内で感染者が発生いたしましたら、まず感染者の居住地であります自治体名、ですからうちの場合は苓北町。そのほかに、年代、性別、職業につきまして、熊本県のほうから公表されるようになっております。県のほうの公表にあわせております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、わかりました。

それと、ちょっと先ほど町長のほうからもございましたけれども、毎日コロナに対して放送をしていると、これは本当に大事なことです。毎日していただきたい。いただきたいんですけども、いきなり保健所のほうに相談してくださいと、具合の悪い人は保健所に相談をしてくださいという放送が連日流されております。しかし、町民の方々は保健所とはあまり接点はないと思いますけれども、やっぱり頼るのは役場ではないでしょうか。役場もしくは教育委員会にしろ、学校関係の方は教育委員会、一般の人たちは役場と思いますけれども、その点の放送について、もう少し付け加えたりはできないものか、室長、もう一回。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 熊本県内の新型コロナウイルスに関する相談につきましては、先ほど質問の中にもありましたけれども、当初は保健所、県庁と管内の保健所に相談窓口が設置をされておりました。今の放送につきましては、5月21日から県のほうで一元化されまして、専用の相談窓口が開設をされております。これは24時間対応となっております。

放送の内容につきましては、これは相談者へ確実に迅速に対応するために行っているものでございます。議員さんのほうにおかれましては、ご理解をお願いしたいと思います。なお、通常の町への相談につきましては、日ごろから町民皆様の心配事や悩み事等に関しまして、各課関係機関を通じながら対応を行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、わかりました。これからもどうぞよろしくお願い致します。

私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで50分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 通告3番、倉田です。

先に通告いたしました石炭火力発電非効率施設の休廃止動向について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、先ほど廣田議員、また後にお二人の議員からも質問がなされているようでございますが、私なりに質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、政府は2030年までに二酸化炭素を多く排出する非効率な石炭火力発電所を段階的に休廃止する方向で、国内にある114基の非効率設備のうち100基程度が対象の見通しとの報道がありました。これは地球温暖化対策のパリ協定（2016年11月4日発効）に基づくもので、九州電力峇北火力発電所2基（140万キロワット）のうち、1号機（1995年12月運転開始の70万キロワット・超臨界圧）が非効率な型のため、休廃止議論の対象になるのは避けられないとみられているようでございます。

私は、2017年6月議会で、峇北火力発電3号機の可能性と再生エネルギーへの取り組みについて質問させていただきました。その折、2011年3月11日発生した東日本大震災で、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、翌12年5月には国内の原子力発電所は停止されました。この事故の影響で、当時6割を占めていた火力発電、いわゆる石炭・液化ガス等は一気に9割程度まで上がりました。しかし、2016年、地球温暖化対策パリ協定が発効され、環境省、経済産業省は国際公約達成に向け、危機感を抱き、石炭火力発電は最新設備を導入しても二酸化炭素排出は液化天然ガス等の2倍程度あり、計画中の40基ほどが稼働すれば、政府が2030年度目標とする全体の排出量を上回るとされているなどの質問に対し、町長答弁は、現在、環境省では2030年の国全体の温室効果ガス削減目標を2015年7月に国際公約に掲げ、その目標達成に向け、二酸化炭素の排出量が多い石炭火力発電を縮小するよう、経済産業省と電力業界に再三要請しているようだ。

しかし、2015年4月に作成したエネルギーミックスでは、石炭火力発電の効率化を図るため、複合発電など環境負荷の低減と両立しながら、その有効活用を推進することになっている。国の原子力政策の動向で原子力をやめ、石炭と複合発電などへかじを

きったなら3号機の可能性も大きくなると思われるが、九電に3号機の可能性を尋ねたが、現時点で具体的計画はないという回答の答弁でした。

ご承知のとおり、近年、地球温暖化対策で二酸化炭素の排出削減の動きと、脱炭素化が世界的に強まり、石炭火力発電事業は厳しい状況下に立たされております。

そのような中、先ほど申しましたが、経済産業省は効率的な施設については維持する方針だが、非効率な100基の対象設備を指定することには否定的な見解を示し、目標達成については各事業者委ねるようだとおっしゃっております。

そこで、以下3件についてお尋ねをいたします。

1点目に、不確定要素はありますが、九州電力苓北発電所1号機について、会社は、詳細は把握していないが、電力の供給力確保や立地地域の事情などを勘案し、慎重な議論が必要と考えているとして、今後の政策動向を注視していく考えのようです。発電設備の休廃止、更新、新設等は会社に属するところではありますが、立地町の町長としての見解をお尋ねいたします。

2点目に、現在、苓北火力発電所1号機と、2号機は2003年6月運転70万キロワット・超々臨界圧設置に伴い、雇用、地域経済への波及、また町の税収増等に関わってきました。令和2年度当初予算の町税は約14億円、このうち九州電力の固定資産（償却資産）は7～8割程度だと思われませんが、1号機が休止の場合と廃止の場合の償却資産の動向はどうなるのか。また、この分の税収が減少した場合、地方交付税、いわゆる普通交付税が幾分増額されると思われませんが、その見通し等についてお伺いをいたします。

3点目に、2011年の東日本大震災に伴い、32%だった原子力発電割合はほぼゼロになりましたが、2019年には6.5%と戻りつつあります。また、震災前後の石炭火力発電は24%とあまり変わらず、2019年では27.8%、液化天然ガス36%、太陽光7.4%、同じく水力7.4%、風力0.8%、地熱0.2%、石油2.6%、バイオマス2.7%、その他の火力8.7%などと、2019年経済産業省エネルギー庁の電力調査統計の速報値があります。

今後、原子力発電については、放射能漏れや放射性廃棄物の処分問題など、そしてまた火力発電については二酸化炭素排出など、厳しい状況が予想されます。しかし、石炭火力発電につきましても、酸化物等に対する技術革新も期待できますが、地球環境に配慮した再生エネルギー、自然エネルギー等に視点を向けることが大事ではなかろうかと思われまます。

2050年の電力消費は、人口減少、省エネ等で2016年対比2割減少という（日本総研2018年）報告もあります。

現在、苓北町において、2業者による風力発電事業工事が進められておりますが、改

めて、エネルギー対策について、町長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、発電設備の休廃止、更新、新設等について、立地町としての見解についてであります。先ほど廣田議員のご質問に答えさせていただいたとおりでございます。休廃止につきましては、今後の国と九州電力との協議について注視していきたいと考えておりますし、また九州電源立地協議会を通して、この石炭火力の問題点について、もっと前向きな取り組みができないかどうかの要望をしまいたいと思っております。

更新につきましては、今のところ、直ちに休廃止ということにはならないのではないかと考えますので、現在、苓北発電所の機器類の更新計画に基づき更新がなされるものと考えております。

また、3号機の新設につきましては、廣田議員にお答えをしたとおりでございます。

次に、1号機が休止の場合と廃止の場合の償却資産の動向についてのご質問であります。稼働していない償却資産につきましては、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産として申告の対象となり課税することになりますが、稼働できない場合には償却資産の申告の対象とはならないという取り扱いになると思われませんが、いずれにいたしましても、その時の現状により、課税対象になり得るのかということになるかと思えます。一方、廃止の場合は課税対象にならないこととなるようであります。

次に、税収が減少した場合の地方交付税の増額の見通しにつきましては、基準財政収入額には税収の75%が算入されることになっておりますので、減少した税収の75%が普通交付税として交付されることとなります。

また、見通しにつきましては、1号機の機器更新時期と金額により税収も変わり、総務大臣が配分することになっておりますので、我々の段階でははっきりしたお答えができない状況でございます。

次に、風力発電事業を含めたエネルギー対策についてのお尋ねであります。振興計画でエネルギー産業を有するという地域の特性を活かした電気のふるさととしてのまちづくりを推進することとしております。その中で再生可能エネルギーを活用した発電施設の推進ということで、現在2つの風力発電事業者による事業について支援を行っております。

併せまして、昨年、洋上風力発電の法律ができたわけでございます。ここで一部上場である、ここに進出予定のレノバの会社の方々に、この苓北町の海でできないのかということをお伺いした経緯がございます。これは会社としての正式な回答ではございませんが、今、レノバは秋田県沖で相当多額の投資をして洋上風力をやる予定であります。

どうしてそっちに行かれるのか聞きましたところ、シベリアからの風が安定的に吹くので、要するに会社の経営上、全くここに造るのと違うという判断をしておられるようでございますので、残念ながら、そういうことが機器の性能が良くなりますと、もしかしたら洋上風力もここで作るのではないかということではありますが、現在のところ、これ以上の風力がなかなか期待できないというのが現状であるようでございますが、しかし熊本県でも一番大きな陸上風力発電事業として、今準備を進めておられますので、これについて、まさに熊本県の電力需要の8割を供給する九州電力苓北発電所にそのプラスして再生エネルギーをつくっている町であるということは、非常に我々としても心強く、誇らしく思っているところでありますので、できるだけの支援を展開してまいりたいと考えているということでもあります。

しかしながら、やはり安定した大型電源をやはり必要だということは、ぜひ国民の方々、そして国にも理解をしていただいて、今後、そのことについてもぜひ苓北発電所の中に、もし10年後にでも廃止が決まった場合は、新たな大型電源を計画をしていただきたいというのは、先ほど廣田議員のご質問に答えたとおりでございます。

以上で、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長からご答弁をいただきました。

非常に全般的に見て、まだまだ火力発電、特に石炭については重要視されているようでございます。

そういった中の不確定要素ではありますが、仮に1号機が廃止となった場合、いわゆる九電と県、町が結んでいる、いわゆる環境保全協定書、この見直し等についてはどうということになるでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 環境保全協定書の見直しについてのお尋ねでございますけれども、環境保全協定書は昭和57年に熊本県と苓北町と九州電力のほうで三者で合意ということで締結されております。その中で、21条に施設の新設、増設等の規定がございまして、環境保全関係施設を新設、増設もしくは廃止しようとするとき、または環境保全関係施設の構造等について重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ三者でその計画について乙のほうから協議をするものとするという規定がございまして、当然、3号機というふうになりましたら、新たな新設ということになると思われますので、九州電力のほうからそういった計画がございましたら、事前に協議が町及び県となされるものというふうに解釈しております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 付け加えて申し上げますが、その57年の協定に不備があった

ということで、私は平成5年にこの排煙脱硝装置をつけていない火力発電所なんて考えられないというもとの環境保全協定の見直しを迫って、そしてそれを認めていただき、排煙脱硝装置を付けていただいた経緯がありまして、この時も環境保全協定の見直しでやらせていただいたところでもあります。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、課長並びに町長のほうからご答弁がありました。確かに町長が言われるように、排煙関係の見直し協定がなされ、また平成17年にも一部見直しが行われているようでございます。

先ほど、課長のほうから、いわゆる21条の施設の新規あるいは増設についての、いわゆる九電を乙として、県・町が甲として、両方で協議するというところで昭和57年に協定がなされております。

先ほど、町長のご答弁にもありましたが、いずれの時期か、どうなるかもまだ不明でございまして、いわゆるそういう更新の時期が来たということで、当然、議会のほうにもご説明があると思うんですけど、議会への説明はどの時点でなるのか、もし答弁できたらお願いします。できなかつたらいいです。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 協議の内容にもよるかと思いますが、当然ながら、環境保全ということで、これまでも議会のほうにも協定書の見直しについても協議をしておりますので、住民の方々の不安もあられるかと、関心も高いと思いますので、内容がはっきり分かりませんが、そういったことになりましたら、当然、議会のほうにも整理をしてお話をさせていただくものというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 確かに課長が申されるように、なかなか流動的な面があるかと思っております。その折にまた改めてご説明があると理解しております。

もう一つ、1号機が廃止になった場合に、仮の話で恐縮なんですけども、いわゆる償却資産の税収が減少した分、いわゆるその75%が普通交付税が交付されることになるわけですが、ご承知のとおり、稼働して、働いていただいたほうが税収のほうが多分多かろうと思っております。これは致し方ないわけですが、今後、3号機が設置、新設された場合、いわゆるこの償却資産の課税時期がいつ発生するのか、そのへんを若干お願いしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 償却資産に対する課税としましては、未稼働の償却資産であっても、賦課期日、1月1日現在において、事業の用に供することができる状態にあるものにつきましては申告対象となりますので、1月1日現在、事業の用に供する

状態であるかどうかの判断になるかと思われます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） いわゆる課長の答弁で、いわゆる1月1日時点で供用ができるかどうかという判断ということでございますので、平たく考えるならば、着工時期でもないし、建設中でもないし、ある程度完成後ということになるんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 償却資産につきましては、事業用資産ということの課税になっておりますので、先ほど申しましたように、1月1日現在で事業の用に供されているかどうかの判断による申告になるかと思われます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先ほども町長のほうから、いわゆるエネルギーミックス等に伴い、やはり石炭を中心ではありませんが、石炭も電力として重きがあるんだということをおっしゃいました。実際、現状的にそういう状況にあらうかと思います。

そういう中で、ご承知かと思いますけども、今、世界的に脱炭素化の動きがあつております。先ほど、廣田議員のほうも申されておりましたけども、2050年までのいわゆる長期目標として、デンマークあるいはドイツなどでは、いわゆるもう化石燃料を使わず、自然エネルギーを100%で採用したいということを目指されているという報道もあつております。日本でも2018年に、いわゆる第5次のエネルギー基本計画の中で、2030年については省エネや再生可能エネルギーを最大限にいわゆる導入し、火力発電の効率化と、いわゆる原子力発電への依存を減らそうという動きがあつておりますが、やはり今後の見通しとしてはなかなか原発についてはもっともって増えていくような状況下であるような感がいたします。

そういうことで、いわゆる2030年度のこの第5次の基本計画の中では、火力発電、いろんな石油も含んだところでございますが、一応56%、原子力発電が20から22%、再生可能エネルギーが22から24%、いわゆる火力発電は9.8%ぐらい減つて、原子力はいわゆる3倍ぐらいに増えていくような数字が示されております。再生可能エネルギーは、若干伸びておりますけども、やはりこの火力発電が中心になるような案が示されております。

そういうことで、先ほど町長のほうから京都議定書の話もありましたけども、いわゆる1997年に世界各国の政府の代表者が集まって、いわゆる国連の気候変動の枠組みを条約で定めたということのようございます。その後、この京都議定書が基となり、パリ協定の案が示され、現在活かされているような状況でございます。

そういう中で、町長が先ほど、いわゆる海上の風力でしょうか、その発電の話がありましたけども、ご承知のとおりといいましょうか、2018年には富岡地区で、いわゆる

る漁協、西港のほうでその計画案が示され、説明会があったんですけども、なかなか思うようなことまでは至らなかったことで、断念された経緯があります。

私は、先の一般質問の折に、ちょっとあれだったんですけども、海の流れ、いわゆる潮を利用した、早崎海峡のいわゆる潮流、これを利用した発電が、いろんなそれは地元の関係者のご理解がなければ進まないわけですけども、やはり鹿児島の十島村でもその実験があっただけでございまして、結果が出ておりましたけども、計画の半分まではいってなかったようございまして、いずれにいたしましても、非常に石炭に対する風当たりが強うございまして。

そういう中でご承知かと思いますが、やはり日本の火力発電所の新設、石炭の場合、これはやはり大手銀行等も融資を見送るといような報道もあっております。そういう中で、大阪ガスが先般、中国地方にいわゆる石炭火力を造ろうということございまして、一応断念したという報道もあっております。いささか安定した電力の供給、これは非常に大事でございまして、やはり長期的には、やはり脱炭素といましようか、やはり二酸化炭素が減少するよな体制を、やはり世界に合わせてつくっていかなければと思っております。特に日本の企業では、外国にプラントの火力発電所の輸出等も計画されておりますけども、外国も非常に審査が厳しいよな状況下であるようございまして。

いずれにいたしましても、もっともっと再生可能エネルギー、これは不確定要素、いろんな条件が厳しい面もありますけども、やはり個々それぞれが注意を払っていかなければ、やはりこの地球温暖化でいろんな南極とか北極の氷も溶けておりますし、こればかりではないんでしょうけども、それが主な原因の一つであろうと思っております。

そういうことで、1点だけ、町長も非常に再生にも努力されておりますけども、苓北町内において、風力、火力の新たな進出というか、そういう予定とか計画はないですかね。もしあられたら、お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今のところ、そういう話は承っておりませんし、どうもレノバの風況調査等もぎりぎりだったということで、風力がちょっと弱いのは否めない、それをどう今後の機器の能力向上でカバーできるのかどうか課題じゃないかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 日本各地域において、いろんな発電事業がなされているわけでございます。そういった中、本町においても2業種による風力発電事業が進められております。今後とも、やはりこういった事業には地域あるいは町の理解・協力が不可欠でありますので、引き続きできる限りのご支援をいただければと思ひまして、これで質

問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで、昼食のため休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告4番、1番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町の防災対策及び富岡港の適正管理についてご質問いたします。

令和2年は、新型コロナウイルスが全国規模で大変な騒動を巻き起こしている中、梅雨末期の7月4日、人吉球磨地方、八代芦北地方、天草市牛深地域において、これまで経験したことがない集中豪雨により、球磨川島の河川氾濫や土砂崩れ等により、甚大な災害が発生しました。熊本県が集計した8月3日現在の熊本豪雨の被害状況は、死者65人、行方不明者2人、住宅被害は9,000棟を超え、7月20日現在の道路や河川など土木施設の被害額は約1,352億円、農林漁業の被害額も判明分だけで約761億円に上り、今後、被災調査が進むと、さらに被災額が増加するとのことです。

また、人吉市や球磨村など9市町村では、避難所に1,400人を超える被災者が身を寄せておられ、新型コロナの関係で災害ボランティアの募集が県内在住者に限定されているため、ボランティア不足により被災住宅の復旧作業も遅れているとのことです。亡くなられた方々のご冥福と、被災された皆様方1日も早い生活再建を心から祈念いたします。

さて、今回の集中豪雨は、日本気象協会の観測では線状降水帯が天草市牛深町から芦北球磨地方にかけて東西方向に長時間形成され、この流域で最も雨が降った7月4日午前4時頃の降雨域は東西400キロメートルから500キロメートルに及び、平成28年九州北部豪雨時の4倍以上の範囲で、同じ時間帯に複数発生していたとのことです。

また、気象庁の観測では、7月3日から7月4日にかけての12時間雨量は、流域の大半の地点で史上1位の300ミリから400ミリ台で、平成29年西日本豪雨で広島県や岡山県で記録した24時間雨量の史上1位となる200ミリから300ミリ台を大幅に上回るペースで猛烈な大雨を降らせたとのことです。もし、この線状降水帯が苓北町上空に形成されていたら、平成27年6月11日の集中豪雨で、志岐川や小路川が氾濫した豪雨災害以上の被害が起きたのではと危惧したところです。

そこで、町長に町の防災対策について、3点お聞きいたします。

1点目は、苓北町における避難行動要支援者名簿と個別計画の作成状況及び活用状況についてお聞きいたします。

今回の熊本水害では、死者65人のうち65歳以上の高齢者が55人と、85%を占め、自宅や介護施設で見つかった人の多くは逃げ遅れて水死されており、高齢化が進む地域においての避難のあり方が問われております。

豪雨時の避難は、夜間や増水した状況下では若い人でも大変難しく、特に介護が必要な高齢者や障がいを持った方たちは介護者なしでは避難できません。そのため、国は東日本大震災を教訓に、災害時に支援が必要な人の情報を集め、民生委員や自治会などと共有するため、避難行動要支援者名簿の作成を自治体に義務付け、さらに避難方法や、あらかじめ支援者を決めておく個別計画の作成を求めているとのことですが、苓北町の対応はどのようになっているのかお聞きいたします。

2点目は、新たな避難等情報の伝達方法についてお聞きいたします。

熊本水害のテレビニュースを見ていたところ、人吉市では防災行政無線で市長自らマイクを握り、球磨川氾濫の恐れがあるため、至急避難所や高台に避難するよう夜明け前から幾度も市民へ指示されていきました。ただ、一部地域においては指示内容が聞き取れず避難が遅れたとの住民の声がありました。また、避難が遅れた方たちは、消防団員や消防署職員の避難誘導により何とか高台へ避難されていきました。災害を未然に防ぐためには、いち早く避難行動を開始することや自治体からの正確な情報を入手することの重要性を改めて認識したところです。

そこで、苓北町では防災行政無線と告知端末による情報提供が行われていますが、雨の音や屋外スピーカーから遠隔地にある方は、町からの避難指示が聞こえなかったり、告知端末の音声も別の部屋にいた場合には聞こえなかったりすることがあります。他の自治体では、市町村が災害時に発信する避難情報や緊急情報をスマートフォンで入手できるサービスを開始しているところがあります。このサービスは町外にいても市町村が発信する防災情報等を受信できるとのことですので、緊急時の消防団員への伝達においても、電話による伝達方式に比べ、一斉に情報伝達ができることで消防団幹部の負担軽減にもつながるものと思いますので、苓北町でも新たなシステム導入を検討されてはいかがでしょうか。

3点目は、津波対策についてお聞きいたします。

町では、津波対策の一環として、各区の主要な電柱に海拔表示板が設置されています。先般、富岡地区の12カ所の現状を確認したところ、海拔表示が全て消えているのが7カ所、破損しているのが3カ所ありました。海拔表示板は、津波が発生した際に重要な役割を果たすものと思いますので、町内全域の破損状況を早急に確認し、再整備が必要

と思いますがいかがでしょうか。

次に、富岡港の適正管理について、2点お聞きいたします。

1点目は、富岡港汐入地区の放置艇対策についてお聞きします。

汐入地区は、富岡港の湾奥に位置しており、台風が東シナ海を北上し九州に接近する際に、漁船や小型船舶の緊急避難港として重要な役割を担っています。昨年12月議会の一般質問で、汐入地区に沈船やいかりで固定していない船が多数放置してあるため、緊急避難してくる船舶との接触事故が発生する恐れがあり、大変危険な状況にあるので早急な対応をお願いしたところです。

先般、8月に発生した台風5号及び8号による船舶への被災を回避するために、多数の小型船が汐入地区に避難していました。船尾をいかりで固定せずに、ずさんな管理をしている2隻の船と、隣に係留した船が接触事故を起こす寸前でした。幸い両台風とも強風程度であったため大事に至りませんでした。大型台風が襲来した際には、防風によりこの放置船は制御不能となり、避難してきた船に乗り上げる等の甚大な被害をもたらす恐れがあります。

熊本県港湾管理条例第11条では、港湾管理者の知事は港湾施設の有効な利用を妨げると認められる物件については、その所有者又は管理者に対し、当該物件の除却を命ずることができることになっています。他の船舶に危害を与える放置艇や沈船に対して、これまでどのような対応をとられているのかお聞きいたします。

2点目は、富岡東港百間土手の下にある漁船だまりの外灯についてお聞きいたします。

ペーロン倉庫側の防波堤突端の外灯は、漁船が夜間に入港する際の安全確保のために設置されていると思いますが、現在破損したまま放置され、消灯しているために、防波堤等への衝突事故が危惧されます。また、漁業者の方から岸壁に設置してある大型外灯の消灯時間が、秋から春にかけて、日没後1時間後に点灯し、日の出1時間前に消灯するため、魚の荷さばき作業や接岸作業に大変支障があり、町に夏時間と冬時間の設定をお願いしているが、いまだ改善されないとの話をいただきました。また、大型外灯の1基は下部が接触事故により破損しており、大型台風が襲来した場合には根元から折れるのではと危惧したところです。漁業者の安全確保や作業効率化を図るためには早急な改善が必要と思いますが、対応が遅れている特別な事情があるのかお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。町長の答弁に対しましては、一問一答方式により、自席にて質問させていただきますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、防災対策について、1点目の避難行動要支援者名簿の作成状況につきましては、各地区の民生委員の皆様のご協力をいただきながら、毎年、名簿の更新を行っております。

す。令和2年4月1日現在の名簿登録者数は、特に支援を要する要支援者が72名、その他高齢者、障がい者、その他特に配慮が必要な要配慮者が328名の合計400名でございます。

名簿の活用方法といたしまして、地域の皆様方の情報共有を図るために、各区長さん、民生委員、警察、消防関係者などに名簿の配付を行っております。仮に災害が発生した場合に、名簿に掲載された協力員の方々に、要支援者、要配慮者の方の避難の誘導や介助できる範囲での協力をお願いをしているところであります。

次に、個別計画の作成状況であります。令和2年4月1日現在で98名分の個別計画を作成しております。今後も支援を必要とする方につきましては、各方面の協力をいただきながら、個別計画の作成に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の新たな避難等情報の伝達方法の導入について、災害時に発信する避難情報や緊急情報をスマートフォンから音声で入手できるサービスの導入を研究されてはどうかというご指摘がございました。町では、現在、災害時における情報伝達手段として、防災行政無線及び告知端末のほかに、Lアラートや熊本県防災情報メールでの伝達を行っております。Lアラートは、対象エリア（苓北町）にいる住民の携帯電話等に対して情報を発信するシステムで、避難情報、避難勧告、避難指示等の発令に伴う避難情報が携帯電話会社からのエリアメールとして届くもので、以前は各自治体がNTTドコモやKDDI、ソフトバンクなどの各携帯電話会社とそれぞれ契約し、それぞれに情報発信する必要があったものが、熊本県防災情報メールと連携して一斉送信が可能となったものでございます。

また、熊本県防災情報メールにつきましては、気象情報や警報、土砂災害警戒情報、地震情報などが苓北町に発表された場合に届く仕組みになっております。火災状況につきましては、天草広域連合消防情報メール、天草市LINE（ライン）で苓北町を指定することで情報が入手可能となっております。ただし、熊本県防災情報メールと天草広域連合消防情報メール、天草市LINEは、登録が必要となっております。なお、消防団では、各班での連絡体制を取られておられますが、県防災情報メール及び消防情報メール等の登録により、いち早く情報を得られるようお願いしております。今後は町民の方々へも広報を通じてお知らせしてまいります。

以上のように、緊急時の情報入手方法は準備しておりますので、周知を図ってまいります。しかし、町といたしましては、緊急情報の伝達手段については、現状では十分と考えておりますが、例えば町内にいらっしゃる方にどう伝えるかというのは、一つの課題になってきます。さらなる防災対策として充実させるか、今後検討してまいります。

次に、3点目の津波対策についてであります。海抜表示板の再整備についてのご指

摘をいただきました。海拔表示板につきましては、平成24年度に町内70カ所の電柱等に表示板の設置を行ったもので、7年が経過しております。山口議員からご指摘がありましたように、全箇所の点検を行ったところ、表示が見えなくなっている箇所、破損している箇所が、合計で42カ所ございました。また、残りの28カ所につきましても、表示の劣化が見られましたので、現在、海拔の再確認と表示板の張り替えを9月中に行うよう準備をしているところでございます。

次に、富岡港の適正管理についてのご質問でありました。1点目の富岡汐入地区の放置船対策についてであります。このことにつきましてはこれまでも管理者である熊本県に対策の要望をしまいでしてまいっております。また、町といたしましても、放置船の所有者について、県に情報提供等をしてきたところであります。県の担当課からは、今後の対策として放置船の所有者を特定し、適切な係留及び処分等の指導を行うとのことであり。なお、所有者を特定できなかった放置船のうち、船舶としての機能が残存し、財産価値があるものにつきましては、取得物としての処分を検討し、船舶としての機能を失い、財産価値がないものにつきましては、県において廃棄物として処分するなど、放置船の処理を着実に進めていくとのことでありました。

2点目の富岡東港の外灯についてであります。防波堤突端の外灯が破損しているとのこと。県にはすでに修理依頼をしているところであります。再度、問い合わせいたしましたところ、本年度予算で修理予定であるとのことでありました。

次に、岸壁の外灯についてであります。設置してある5基のうち4基は自動で点灯・消灯する外灯で、残り1基が手動で点灯時間を調整するものであります。点灯時間にずれがあるとのことですが、点検の上、点灯時間の調整をいたします。また、外灯の下部の破損につきましても、県に修理依頼を行ったところでございます。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。

まず、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成状況、新聞報道によりますと、避難行動要支援者名簿はほぼ全市町村が、また個別計画については15%の市町村が策定というようなことで、個別計画自体の作成が非常に遅れているというようなことがあったものですから、苓北町も遅れているほうに入っていないかと思ってお質問しましたら、きちんと要支援者に対して72名、それに対する個別計画が98名ということで、大分進んでおられるということをお承り安心したところであります。

新聞報道によりますと、人吉市の下薩摩瀬町では、介護が必要な高齢者や障がい者がだいたい40人いらっしゃるって、この方たちは個別計画で自治会、民生委員等との支援者自体をきちんとしていた関係ですべて助かったけれども、5名の高齢者夫婦が濁流に

のまれて死亡したというような話が新聞に出ていました。これもやっぱり個別計画を作らなければ、この40名の方たちの中でも死者が出たのではなかったらどうかというふうに思ったところでございます。

個別計画を策定するとしただけではなく、やはりその地域地域で自主防災組織の皆さんとか、区長さん、民生委員さんと一緒になった、やっぱり災害が起きたときには、どのように実際に動けるのかどうかというようなことも、ぜひ検証をしていただいて、実のある個別計画にさらに進めていただければというふうをお願いいたしたいと思います。

また、98名以上でも、その他の方が328名、やはり心配をする必要があるという方がいらっしやると。特に山間部で、今、単身の高齢者とかがたくさんいらっしやいます。最近、特に80歳以上の方の亡くなる方が多くなって、やっぱり単身者が増えているのかなとも思っておりますので、そのような皆さんにもぜひ今後、個別計画等を進めていただいて、いざ災害が起きるかもしれんといった場合には、即、地域で対応ができるような形をぜひ、福祉保健課、総務課ですか、あわせて区長さんと一体となった対応策の検討をぜひお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、避難情報の伝達方式、ありがとうございました。そこまでスマホを使って伝達をしているという状況があって、また最近、コンパクトな親機を使ったら、安価で情報伝達ができるというようなシステムもできるというようなことも聞いておりますので、ぜひいろんなツールをもって、今回は避難指示に一本化されるというような国の方針でもありますので、事前情報をいかに町民のほうに数多く流すかというのが重要になってこようかと思っておりますので、ぜひいろんな方法を検討を、ぜひお願いいたしたいというふうに思います。

あとは、津波対策については、やはり相当な表示不明、破損が、町内でも相当数あるというふうなご報告をいただきました。やはり自分のところが海拔がどのくらいあるのか、また津波が来たときはどこらへんまで逃げたらいいのかというような表示があれば、いち早く避難が可能となりますので、ぜひ本年中に整備をするという方向を示していただきましたので、速やかな対応をぜひお願いいたしたいと思います。

次に、富岡港の適正管理についての質問です。先ほどの質問では触れませんでしたけれども、ちょうど汐入泊地から港のほうに出口のほう、ここに町道の横に沈船が一艘沈んでおります。この船の周辺に土砂が相当堆積をしております。10メートルほど堆積しているのではなからうかと思っておりますが、先般の台風8号で避難された方からの話では、岸壁に接岸しようとしたときに、船の船外機が海底につかえて、危うくプロペラを棄損するところだったと。実際に、ペラが船外機はそこを突いたけれども、すぐ対応して上にあげられたから、海底に沈むことがなかったということだったそうですけれども、もし船外機がそのまま埋没して動かなくなった場合は、接岸もできなくなるし、また沈船

に接触事故を起こすというようなことも考えられます。また、船外機の修理も何十万円という金額がかかります。やはりそういう面で、十分な管理をぜひ熊本県のほうに強く要望をお願いいたしたいと思います。

この汐入地区の放置艇問題については、浜口議員のほうも知事直行便で、放置艇が与える危険性や、泊地が土砂で埋設し、非常に接岸できない場所もあるということで、県のほうにその考え方を質問し、早急に改善するような要望を出しておられます。先般、その回答文書が届き、私もその写しをいただきました。放置艇対策については、苓北町と連携して適正な係留及び処分等の指導を行うということでございました。また、浚渫については、町と連携して岸壁等への影響を考慮する必要があるというふうな回答がありましたけれども、泊地自体も港湾施設であります。多分、ここはマイナス2メートルの泊地計画ではなかろうかと思いますが、本当、干潮の際は底が見えるようなところも多々あります。先ほど沈船のところもそうですが、やはりその泊地自体の機能を現在損なっておりますので、岸壁への支障というような問題ではなかろうかと思えます。ぜひ、港湾管理者として船舶の安全確保に対する責任感を強く、熊本県はもっていただきたいというように、町長のほうからも強く要望をしていただきたいと思えます。

やっぱり港湾管理者の熊本県も、先だって富岡港の船客待合所横の岸壁に子どもが落ちた場合に、死亡事故が懸念されるというようなことで、県下で唯一、大型の進入禁止防護柵も設置していただきましたので、ぜひ町内の漁業者、小型船舶所有者が大変困っている状況を再度認識していただいて、港湾管理者の熊本県に対し、本当に先ほど町長の答弁がありましたが、迅速な改善をしていただくように強く求めていただきたいと、お願いいたします。

また、外灯については、今年、町のほうからも強く要望していただいたんだろうと思いますが、修理をしていただくというような回答がありましたので、やはり港の安全を凶るという観点からも、ありがたく感じております。ぜひ早めの修理をお願いいたします。

それと、消灯時間、本当にこれは困っておられますので、何でそうなるのかが私もよく分からなくて、こういう場で質問しましたが、そういうことも併せて港湾管理者の熊本県に対して要望のほうをお願いいたしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 汐入地区の浚渫につきましては、要望を8月に正式に上げましたので、対応を早急にしていただくようお願いいたしました。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ぜひ、今の状況を、修理は本当に、今後の台風、朝、見に行きましたら、さっきの2隻の放置船の横に大きな漁船が止められて、そのアンカーとつないでおられましたが、その船と船尾をくくり付けておられましたので、動かなかったんじゃないかと思っておりました。ただ、逆に富岡漁港のほうが高潮の満潮時間と台風の接近が重なって、大きな高潮が発生したんだろうと思います。物揚げ場のほうに係留していた船が何隻も流されて道路をふさいでいるような状況があっておりますので、ぜひ漁港のほうの管理を、高潮対策のほうをもう少し検討していただくようなことで、今度、来週ですか、台風10号が920ヘクトパスカルですか、すごくスーパー台風といわれるものが今度、苓北の沖を通過するということでございますので、ぜひそういう危険性を広報でもやっていただきながら、災害が起きないような形での対応をぜひ周知のほうをお願いいたしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時30分

令和 2 年 9 月 4 日（金）

（第 2 日目）

令和2年第6回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和2年第6回苓北町議会定例会は、令和2年9月4日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	錦戸 雅志
教育課長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 一般質問

追加日程第1 会期延長の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告5番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告5番、6番議員の石田みどりでございます。

本日は、大きく2点の件で町長に質問をいたします。

まず初めに、近年の異常気象による集中豪雨や大型化している台風に対する町の対策をお聞きいたします。

7月4日未明の集中豪雨により、県南地方、特に球磨川沿いの人吉、芦北、球磨村では、甚大な被害が出ました。また、多数の尊い命も失われました。家屋の全壊、初めは233棟との発表でございましたが、8月26日の発表では4倍の1,081棟、半壊が360棟の6倍の1,994棟、一部損壊440棟が2倍の848棟、床上浸水3,471棟、床下浸水1,889棟になり、まだ浸水被害から全壊や半壊への移行はさらにふえるだろうと県は見ているとの報道がありました。河川の氾濫や土砂崩壊で、65人の命が奪われ、2カ月経った今でも2人が行方不明のままです。

経済や産業、観光にも深刻な影響が出ており、新型コロナ感染症とも重なり、筆舌に尽くし難い大変な状況になっております。氾濫した球磨川は、10年来整備方針がない状態であり、住民からは堤防のかさ上げや浚渫、堆積土砂の撤去を求める声が上がって来たにも関わらず、手つかずのままだったとのことでした。

新型コロナ感染症によって、ボランティアの受け入れも県内に限られているので、半月経った7月18日に人吉支援に行ったのですが、1階は水没、2階まで浸水し、まだ手つかずのところもあり、道路もヘドロ状態で、長靴でしか歩けませんでした。

また、天草でも牛深はひどく、土砂崩れ、川の氾濫による浸水などがあり、牛深の社協ボランティアセンターの要請を受け、急きょ8月1日と8月8日の2回、牛深へも支援に行きましたが、茂串地区では満潮と重なって、2本の川が氾濫をし、床上60センチから70センチくらいまで浸水をし、支援に入ったのが高齢者夫婦の家だったのですが、1カ月近く経とうというのに、何も手がつけられていない状態でした。

地球温暖化による異常気象の影響で、毎年毎年、全国のいたるところで50年に一度の大雨とかいわれる豪雨で被害が続出している状況の中で、苓北町でもいつどのような

形で被害が出るかも分からない気象状況だと思います。

7月未明の集中豪雨は線状降水帯によるもので、今回の線状降水帯はいくつかの降水帯が同時多発的に発生したことで、県の南部を直撃いたしました。もう少し北へずれていたら、苓北町も大変な状況になっていたのではないのでしょうか。また、台風も8月に入っていくつか発生もしています。昨日、一昨日でしたか、9号は大きな被害もなく通過をいたしました。10号は超特大、直撃も予想されています。近年の台風は、海水温の上昇で大型化しているのが現状です。

このような状況で、苓北町と町民の命と暮らし、財産、生業を守るために、どんな対策を立てていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

1点目ですが、河川の管理です。今までも、私も何回か質問をし、ほかの議員さんからも出されておりますが、そのたびに計画的に解消していくとの答弁であったように記憶しているのですが、目に見えて進んでいるとは思えません。川底が堆積土砂で埋まり、川面が高くなっています。また、川岸の竹木が川の中まで根を張り、川幅を狭くし、流れを遮っています。2015年6月11日の集中豪雨のときも浸水した地域が現にあったのではないですか。今回の豪雨は、ひどい地域では3時間で200ミリという予想もできない降雨量ではありましたが、牛深のように満潮と重なれば、大きな被害になることは苓北でも否定できないのではないのでしょうか。川底の堆積土砂を撤去し、川底を深くする。川幅を狭くしている竹木を伐採し、根こそぎ除去する。災害が起こってからでは遅すぎます。早急に調査をし、対処していただきたい、そのことで答弁を求めます。定期的にやることで、町の土木業者の仕事おこしにもなるのではないかとと思います。

2点目でございます。避難所の件です。コロナ禍の中で、今までとは異なり、3密を避けるための避難体制が必要となります。今回の熊本豪雨のように、短時間で見る見るうちに洪水が押し寄せ、増水をする。避難の途中で流され、命を失った人、避難ができなく、防災ヘリで助けられた人、コロナの心配で避難をためらった人、高齢のため避難所まで行けなかった人など、自宅避難をした人も多く、自治体が把握できなかったことも報道されました。どこの地域も急激な高齢化が進む中で、避難所まで自力で行けない人もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

前回は都呂々公民館に避難された老人の方は、足ももたないので、近所の人に頼んで連れてきてもらったが、送り迎えしてもらおうのが申し訳なくて、近くの集会所なら歩いて自力で行けるのと言っておられました。住まいから近い地域の集会所を避難所にとの話も出ていたように思いますが、検討していただいているのでしょうか。高齢化していく、足をもたない人もある、免許証を返納した人もいる、ぜひ近くの集会所を避難所にして使用できる体制を整えたい。地域の集会所には、冷暖房設備のないところもあるので、整備もしていただく、そのことも含めてお尋ねをいたします。

3点目です。急傾斜地の件です。急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊対策事業で、崩壊危険区域でコンクリート擁壁を設置しているところが苓北町にもありますが、今回の豪雨で擁壁を越えて土砂が流入し、擁壁もろとも崩壊、家を押つぶし、3人が亡くなるという悲惨な事故が苓北町で発生しており、小川町でも同じようなことが起こり、納屋が損壊しています。そこはイエローゾーンだったとのことですが、厚さ1メートルの土砂崩れを防ぐ想定は、都道府県でつくる協議会の共通基準だそうです。特別警戒区域、レッドゾーンでございますけども、これに擁壁を設置すれば警戒区域、イエローゾーンに移行するという事です。2017年度現在、早期に対策が必要な急傾斜地のうち、対策済みは県内で3割にとどまっているとのことですが、苓北町ではどれくらい進んでいるのでしょうか、お尋ねをいたします。また、コンクリート擁壁を設置している場所は、定期的に点検はされているのでしょうか、お聞きをします。

苓北町もレッドゾーンやイエローゾーンを記したマップを全戸に配布をしていただきましたが、ほとんどのところがイエローゾーンになっているのではないのでしょうか。それに対しての対策や、町民への周知などはどうなっているのか、答弁を求めます。

大きな2点目でございます。町道、林道、町河川など、工事が完了したところが、あまり年月も経っていないのに、再度工事をしなければいけないところが見受けられますが、工事のあり方、設計、管理、また責任の所在はどうなっているのかお尋ねをいたします。

異常気象とはいえ、工事が完了した場所に亀裂が入ったり、崩壊をしたりしているところが、町道、林道、町河川など、何カ所かあります、私が知っているだけでも。再度、工事をしたところもありますが、そのままのところも見受けられます。年月もそんなに経っていないのに、亀裂や段差、崩壊などがあるところもあります。近年の異常気象の中で、雨の降り方など、今までとは異なる気象条件であることは承知をしておりますが、でも設計も工事も専門の方たちが自分の仕事に責任をもって力を尽くしてやっておられると思うのに、なぜこうなるのか不思議に思えてなりません。私みたいな設計や土木建築に全くの素人が考えても、異常気象だからと片づけられることはできない事象であると思うのです。設計にあたる人は、水質や流れ、土質や角度、傾斜など、ありとあらゆる条件を加味した設計をプロの誇りをもってされると思うし、工事をする人もこれもまたプロの誇りで、耐久性に富んだ良い工事をするのでないのでしょうか。また、役場の職員も、日々研鑽を重ね、その職務に精通されているものと思っております。だから、なぜこうなるのかと言いたいです。工事後、年月も経っていないのに、再度工事を必要とするようになるというのは、誰が見ても不思議に思うし、税金の無駄遣いという町民からの声も出ています。設計や工事に対する町の考えと、またこうなっている責任の所在はどこにあるのかお尋ねをいたします。再工事の費用はどうなっているのか、この点

もお聞きをいたします。

以上、大きく2点で、町長に質問をさせていただきました。あとは自席で再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、第1点目の河川の管理についてであります。これまでも重機借り上げ等による土砂撤去等を予算の範囲内で行ってきたところであります。今後の対策といたしましては、今回、町河川浚渫事業費1,823万円の補正予算を計上しております。これは緊急浚渫推進事業債による事業で、事業費への充当率100%、交付税算入率70%となっており、7河川の浚渫等を実施する予定であります。

次に、2点目の町の指定避難所のほかに、地区集会所等を避難所にする体制はどうなっているかということですが、このことにつきましては6月議会定例会において廣田議員からご質問があり、防災計画では避難所については必要に応じて各地区の集会所及び分館等を臨時に指定することになること、今後はより多くの方が安全に避難できますように、各区の協力をいただきながら、それぞれの区において避難所を開設、運営していただけるような体制を準備してまいります。

今回、臨時交付金事業におきまして、地域が輝く行政区活動補助金の新型コロナ対策事業として各区への補助金を上限10万円として、51行政区分を補正予算で計上しておりますので、議決をいただいた後に補助事業の内容についての説明会を予定しております。そのときに避難所の開設、運営についてのご協力の意向をお伺いしながら、ご協力のお願いと、この補助金を利用して空調設備、換気設備等の3密対策もお願いさせていただきます。実は、この10号台風に対して、今準備をしているわけでございます。まずは、通常の避難に使っている施設、それにあわせて体育館、それとあわせて今後、各区長さん方と打ち合わせをする予定ですが、今回はもしかしたらコロナ対策の中で密になる可能性もありますので、今回に間に合うような形で各区とは調整をさせていただきたいと思っております。これもどの程度の方たちが避難なさるかということで、密になるかならないか、そのことが関係してくると思っております。とにかく今回ももし密になるようであれば、そういう各区の集会所等も使わせていただくようなご相談もしてまいりたいと思っております。

3点目の急傾斜地等の擁壁の点検やイエローゾーン等の対策、町民への周知徹底等についてであります。急傾斜地対策につきましては県事業で取り組んでおり、擁壁の点検等につきましても県が行っておられますが、町の道路パトロールで改善が必要な箇所を発見した場合は、県にその旨、要望を行っているところであります。また、レッドゾーン、イエローゾーン等の対策、町民への周知につきましては、昨年、県から該当町民

の皆様方へ周知文書が配布されております。その文書に従って、もしお分かりにならない方々に対しては、町もアドバイスをして県との交渉をしてみたいと考えております。

次に、町道、林道、町河川等、工事完了後に再度工事をしているが、工事のあり方、管理、責任の所在はどこにあるのかという質問であります。通常、工事完成後、豪雨等により構造物等が被災した場合は、国の各所管の災害復旧事業により改めて普及を行っている例もございます。また、道路等の軽微な損傷につきましては、町の管理として補修工事等を実施しております。それぞれ完成した工事は、しっかりした工事をしておりますが、予想以上の風雨が合った場合には、こういうこともあることがあるということでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、先ほど「足をもたない」という表現をされましたけれども、訂正をされたらいかがかと思えますけれども、それ移動手段のないとかですね。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 8月29日にも人吉へ支援に行ったのですが、その日の球磨川はとても穏やかな流れで、水量も少なかったのですが、川底には土砂による堆積がひどくて、中州ができていた状態でした。また、同じような堤防が川の両端にあるのですが、高さや堆積土砂による、流れに原因があるのかとも思いますけれども、左岸は氾濫はしていないので被害はないのですが、右岸は本当にひどい被害が、皆さんご承知のようにあったということでございます。球磨川の近くで被害に遭われた人たちも聞き取りに行ったのですが、球磨川は悪くないと、今まで川に対して手を加えなかった国や県が悪いのだとおっしゃる方がたくさんいらっしゃいました。先ほども申しましたが、10年来、住民の要求にも関わらず手がつけられていなかったこと、これが大きな見本ではないでしょうか。河浦の人も言っていました。一町田川は川底の土砂を1メートルほど深く取り除いたので、今回の豪雨、牛深の隣でございますので、雨もひどかったそうなんですけれども、氾濫はしなかったということをお聞きいたしました。

苓北町でも計画的にとっていないで、先ほどは今回はちょっと頑張るってやるということをお断りいただきましたけれども、何をさておいてでも河川の堆積土砂の撤去、それから竹木の根こそぎ撤去をして、町民の命、財産、暮らし、生業を守るために、本当に早急にやっていただきたい。河川の現状調査をして、早く手をつけていただきたいというふうに思っておりますけれども、河川の現状は調査をなさっているのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 今回、補正で上げております緊急浚渫推進事業債にあ

わせまして、この事業が本年度から令和6年度までの事業となっておりますので、それを点検して、一応計画を作りまして、承認を上げた後に起債が使えるということがございますので、今回上げたのは令和2年度ですけれども、3年、4年、5年、6年に向けて、調査をしている状況でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 調査は今やっという状態ということですか。今まではどうだったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 今までも要望で調査はしておりますけれども、今回、計画に上げる分の調査ということで、数量とか、それを調査しております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当にこの10号、もう超大型ということで、本当に警戒が出ております。テレビでももう本当毎回、超大型だ、警戒しなければならないと、毎時間、放送しているようでございますけれども、これは早急にやる必要がある、早急にやらなければならないところというのはピックアップしていらっしゃいますか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 平成27年の災害のときに、小路川とか冠水しましたので、そこを中心に今回上げさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 冠水した小路川とかとおっしゃいましたけれども、ほかのところもそういう可能性がある川がたくさんあるのではないかと思いますけれども、そこを本当に早急にやっていたかかないと、町民の命と暮らしは守れないんじゃないかなと。それこそ、熊本豪雨が本当に見本じゃないかなというふうに思いますので、そこらへんに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 早急に対処すべく、財源的に事業がありましたので、もう早急に対処したいとは思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当にこれは待ったなしだと思うんですね。台風にしろ、線状降水帯の豪雨にしろ、本当にいつどうなるか分からない。先ほども言いましたように、7月4日未明の豪雨でももうちょっと北へ寄ってたら、苓北町は本当に大変だっただろうなというのを実感として思っておりますので、できるだけ緊急なところは緊急なところで、本当に先にさせていただくということも大事でしょうけれども、ほかのところもぜひ早く手をつけていただきたい。町民の本当に暮らし、命を守るために、力を注いで

いただきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） そのように計画を立てさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それは本当にちゃんとやっていただくということを約束を取りましたので、皆さん、よく覚えておいていただきたいというふうに思っておりますが、また擁壁の件ですけれども、イエローゾーンの擁壁のすぐ下に新築をされた家もちょっと見受けられましたけれども、そういう場合は町はどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町の対応としましては、イエローゾーン、レッドゾーンには建てられないということでございますけど、新築されたというのがちょっと私は分かりかねると思いますけれども、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 西川内のところで、擁壁が造ってありますが、その下に新築をされたというのを、私はちょっと見かけたんですが、あれは大丈夫なのでございますでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 失礼しました。イエローゾーン、レッドゾーンでも、県の認める擁壁等工事をすれば、家は建ててよいということですので、レッドゾーン解除ということになっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） じゃあその点では、住民の方にもちゃんと徹底はされているということでございますね。はい、分かりました。今後もそういうことがあり得るかと思っておりますけれども、住民への徹底という部分では本当に命を守るためにも徹底をしていただきたいということを要望として上げておきたいと思っております。

それから、2番の件なんですけれども、町のほうにも一応、私が気付いた場所は書き出して渡しておりますが、4カ所ほど、これは都呂々の木場ばかりでございますけれども、林道、それから町河川、それから町道、これについてやっぱり一度工事をしたにも関わらず、亀裂が入ったりとか、また再工事をやり直したりとか、本当に林道はもう道路が崩壊してしまっておりましたよね。それをやり直して、もう通行できるようになったにも関わらず、また段差ができて通行止めということ、それからガードレールのところはもう陥没しているというような状況の中で、こういう工事をどう町はちゃんと把握して、把握してというのはおかしいですけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのかお尋

ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） まず、町道方針線についてご説明しますと。町道方針線の当該箇所は、平成十五、六年だったと思いますけども、改良工事を行い、平成29年度にちょっと路面が落ち込みが見えたので、修繕費で舗装の修繕をしました。それで、いわゆるこれは維持管理ですので、町の責任でしておりますけども、その後、平成30年になりましたら、ますます陥没がひどくなりまして、これは維持管理では難しいということで、しばらく様子を見とったんですけども、完全に陥没しまして通行不能になりましたので、一応災害として採択してもらうように、原因を調査し、委託してボーリング等を行いまして、災害として採択いただき、平成30年、平成31年にかけて災害復旧事業でいわゆる復旧したということでございまして、この前の平成29年度で補修、この場合、ちょっと原因が分かりませんでしたので、舗装の補修は通行ができなくなる恐れがあるのではということとさせていただいたと。これから数えると1年未満で、また下がったんですけども、これはもう不可抗力と申しますか、雨の湧水等で地盤が全体的に沈んだと。この時点では、災害復旧工事には採択できないという判断で補修にとどめたということとございます。

それと、都呂々川の今の橋の上流ですかね、あそこにつきましても数年前にその今回ブロックが落ちたところの横は災害復旧で同じくしております。今回、5月に災害復旧、雨が降って、今回のところがブロックが落ちておりましたので、災害復旧事業として採択してもらうように査定まで受けまして、また災害で一応採択できているということで、今回の補正予算に工事費を計上させていただいております。これも1年以内ということではありませぬので、横ですので、その災害復旧で復旧したのが落ちたんじゃなくて、その横でございまして、これは豪雨で不可抗力だと、私たちは認識しております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 都呂々川の涼松のところですけども、この頃崩壊したのではないですね。もうちょっと何年かなりますよね。そのままになっております。もうだいたい私は1週間に1回はあそこを通りますので、よく見てるんですけども、あれが川へ崩壊してしまったら、川をせき止めて、洪水になるという感じの崩れ方をしておりますのでね、ちょっとあれも早急に修理をしてもらわないと、もうちょっとそれこそ早く修理をしてほしかったなというふうに思います。

工事をしたところの横とおっしゃいますけども、そのときに何かの変化がなかったのかどうか、方針線にしても、下までずっと、今でもそうですけども、亀裂が入っております、ずっと。そこをやっぱり亀裂が入ったままにしておくと、そこから雨が入って、

やっぱり崩壊する可能性というのはあるのではないのでしょうか。そこらへんまでちゃんと点検をしていただいた応急処理と申しますか、その亀裂が入っているところについては応急処置でもいいですから、水が入らないような形のことをしていただかないと、それこそ崩れるまで何もしないというのはおかしいんじゃないかな。ちゃんと亀裂が入った時点で、ちゃんとやっておれば、そんな予算も要らなくて済むというふうに思いますが、そこらへんの考えはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 前回のところは、亀裂が入ったところで平成29年にしました、一応予防措置として。それでも全体的に落ちたと、それはもう大雨とか湧水の関係でしたので、今回のところは様子を見て、災害に係るかなということで、係りませんので、もう雨も過ぎました。一応亀裂のところは補修して予防するという事は予定はしておりますので、させていただきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） じゃあ方針線の亀裂は補修していただくということでよろしいのでしょうか。ずっとカーブのそこらへんまで亀裂が入っておりますのでね、そこもちゃんと点検をしていただいて、やっていただきたい。

それから、林道、方針線の延長の本渡に向かう林道ですけども、あそこも一回吹き付けをしたと思うんですが、それが2回、3回と、今回も通行止めになっておりましたよね。だから、そこらへんももうちょっと力を入れてというか、きっちりとした工事をやっていけば防げたのではないかというふうに、素人ですけど思いますが、そこらへんはどうなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 林道の件につきましては、農林水産課のほうで回答させていただきますけども、今ご指摘の方針線から広域基幹道のほうに入ったところをおっしゃるかと思えます。あそこは平成28年に災害の復旧工事をしております。災害復旧工事は、林道の設計基準に基づきまして、土質の状況等に応じて法面の勾配が決まってきます。そういうところで、土質の状況に応じて法面を切って、吹き付けなり、植生マットなりを施工することとしておまして、そこにつきましては当時、植生マットで復旧をしたところでございます。

その後、湧水の状況によって、度々崩れがあって、大型土のうを積んで処置しておりましたが、今回の雨で上からの木を伴って大きな崩壊があったということで、今度、災害復旧工事のほうに申請を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） じゃあこちらの、今、地滑りのところのもっと藤の元寄りと

いうか、和久登寄り、あそこの道路はどうなっておりますかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） それは平成30年の4月債の工事の現場の件だと思いますけども、そこについても当初の査定設計から、議会のほうにも一回お諮りして、土質の状況が悪かったということで、工法を一回変えさせていただきました、工事の途中でですね。それで大きく床掘りをして、悪い土質を取ってしまっ、現在の復旧工事で完了したところなんですけども、それでもやっぱり湧水、工事によって水の道が変わったのかどうかちょっとはつきりしませんけども、新たな災害が発生したということで、これも併せて今回、災害の査定のほうに申請を予定しているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） あそこは、私は地滑りのときにも言いましたけども、あの林道は湧水がすごく多いんですよね。地滑りの手前のカーブのところ、あそこはいつも上からの水がたまっておりまして、排水できないというのもあるでしょうけども、それだけ湧水が多いということだと思います。だから、その湧水に対しての、やっぱり工事というのを見込んでというか、そこらへんの設計をちゃんと見込んだ設計工事をするべきじゃなかったのかなというふうに私は思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 雨量等に応じて流量計算を行って、排水計画を立てて工事をしております。それでもやっぱり想定できない水の道が新たにできたとか、そういうこともあって、今回の被災が起こったというふうなことで考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） その工事はいつぐらいから着工なさって、一応どれぐらいの予算を見込んでいらっしゃるのですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 林道2件については、今、災害査定に向けて設計の途中でございます。災害が予定では10月頃の災害査定を受けまして、そこで決定を受けましたら、その後、予算を組んで着工するというような形になりますけども、早ければ年度内での竣工を目指したいということで考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） せっかく地滑りのところが通過できるように検査も終わられたと思いますけども、地滑りのところが通行できるようになったのに、その先がまた道路がちゃんとなってたから通行しようかなと思って行ったけど、また通行止めになって

たという木場の住民の方の声も聞きました。だから、あれはどうなってるんだということ聞いておりますので、本当に地域住民の方が不便を感じていらっしゃるんですね。本当に地滑りのところと、道路のそれこそ崩壊のところと、下まで回って、ぐりっとまた上がらにゃいかんということで、だから早急にしていただきたいということと、災害査定で行くということですけども、やっぱり町の税金を使うということもあると思いますので、そこらへんの工事とか設計については、それこそ職員さんも本当に先ほども言いましたように、それに精通している方が多いと思いますけども、そういうところももっと目を光らせると言ったらおかしいですが、設計についても、工事についても、ちゃんとしたあれをしていただいて、税金の無駄遣いと町民から言われたいような、やっぱりやり方をしていただきたいなというふうに思っておりますが、そこらへんではどうでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） そうですね。新たな災害ができるだけ生じないように、そのへんの設計に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当にそういうことを答弁を信じて、これからも見守っていきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の質問を終わります。

次に、通告6番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） おはようございます。

通告6番、4番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可がありましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思います。

さて、9月に入りましたが、台風10号の影響が心配される今日でございます。4月から現在までを考えると、幸いにして本町は被害がなかったものの、天草下島南部、牛深、河浦を初め、球磨川周辺を中心とした7月豪雨による甚大な被害、そしてまたいまだ収束が見えないコロナウイルス感染症対策等々、大変重苦しい雰囲気の中でございます。

本町の農業を見ると、令和2年産水稻において、日照不足による大幅な収穫量の減収となりました。圃場では町の基幹作物でございますレタスの作付け準備が進んでいますが、コロナウイルス感染症の影響をもろに受け、取引先の一つでございます外食産業にあっては、いまだ先が見えないということで、契約農家において不安が高まっているようにございます。よって、今回、補正予算として提案されております地方創生臨時交付

金事業が1日も早く実施されることを望むと同時に、その成果に期待をしているところでございます。

それでは、早速、本題に移りたいと思います。私は、今回は一つ目に九州電力苓北火力発電所に対する今後の苓北町の対応、2つ目に町施設の指定管理者制度の今後の運営等について、3つ目に子育て支援事業の推進について、以上の3点について質問を行います。

それでは、まず九州電力苓北火力発電所に対する今後の苓北町の対応について、7月3日閣議後、梶山経済産業大臣の記者会見があり、非効率化石炭火力のフェードアウトに向けた検討として、資源に貧しい我が国において、エネルギーの安定供給に万全をきしながら、脱炭素社会の実現を目指すために、実効性のある新たな仕組みを導入すべく、検討を開始し取りまとめるよう指示をしたということが会見で述べられました。

早速、旧式石炭火力9割減、経産省方針100基廃止に相当、あるいは30年度まで政府脱炭素を強化、また脱石炭火力、世界の潮流と題し、各全国紙で大きく報道がなされました。

なお、郷土紙では、翌4日付社説で、世界の潮流にはまだ遠い、石炭火力削減として同じく報道がされ、7月10日付にて、苓北火電廃止論議も、1号機が非効率と詳しく説明がなされ、不安が生じる結果となりました。

私は、令和元年6月定例会の一般質問で、町第7次振興計画の中に、電気のふるさととしてのまちづくりと題し、高効率石炭火力発電所の誘致活動の推進とありましたので、その現状について質問を行った経緯がございます。そのときは、3号機の誘致については、高い壁があるのではないかと思い質問をいたしました。

環境保全対策については、熊本県、苓北町と九州電力がそれぞれの立場にあって、都度都度見直しを行い、地域の環境保全に努めてきたと思っています。以上のようなことを踏まえ、現状についてお伺いをいたします。

次に、2つ目の町有施設の指定管理者制度の今後の運営について質問を行います。現在、町内には6カ所の指定管理施設と類似施設として堆肥センターが設置されています。

設置目的として、老人福祉センターにおいては、老人に対する健康の増進と教養及び福祉の向上のために便宜を図る施設として、温泉センター、総合センター、温泉プールにいたっては、町民の健康と福祉の増進及び交流の場の提供など、木場地区交流施設においては、地域づくりの拠点として、また類似施設の堆肥センターにあっては、循環型農業の推進を主たる目的に、それぞれの管理者のもとに民間のノウハウを生かし、適切な管理運営がなされているものと理解をしています。

しかし、ご存じのとおり、来年令和3年度に4施設において指定管理者が更新の時期となっております。最近の燃料費の価格の問題、いつまで続くかコロナ感染症対策のた

めの利用者の減少、そして最大の課題となるであろう、設備の大幅な更新・改修の必要のある施設を含め、今からでも課題解決のために検討すべきだと考えますが、いかがですか、見解をお伺いいたします。

最後、3つ目に子育て支援の事業の推進について質問を行います。

荅北町の基本目標の一つであります、安心して暮らせるれいほくの中で、主要施策の一つに、子どもと母親の健康を確保するために、母子健康手帳交付から出産、子育てまで、切れ目のない支援や、育児不安軽減のために子育て支援センターと連携を取りながら、子育て仲間づくりに取り組んでいくとあります。

確かに、不妊治療医療費助成を初め、妊婦健診受診費助成等経済的支援が進められているようでございます。最近、特に核家族化が進み、育児に不安のある人や孤立感を感じている妊産婦の方々も少なくないと聞いております。なお、隣接の天草市において、2018年、平成30年8月1日から、妊娠から出産まで包括支援事業が開始され、併せて産後ケアの充実が図られているとのことです。

本町においても最終の目標に、子育て包括支援センターの設置を検討するとありますが、担当となるべく保健師の確保すら容易でないと思っております。現在の進捗をお伺いをいたします。

なお、天草市において、スマートフォンを利用し、母子手帳の補完とする子育て情報支援策を取り入れた旨の報道がありました。本町もこのような支援策を取り入れることも検討の一つではないかと考えますがいかがですか、併せてお伺いをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を終えた後、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問にお答えをいたします。

九州電力荅北発電所1号機については、非効率として休廃止の対象となる可能性があるという報道についての現状と3号機の新設についての考え方につきましては、昨日、廣田議員並びに倉田議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。これから電力事業者と国とでヒアリングを行われる予定になっております。年内には結論を出しながら、その非効率な発電所の休廃止に向けての具体的な検討が始まっていくということであり

ます。

第1号機は、2030年度でちょうど35年を迎えます、造ってからですね。運転開始してから35年を迎えます。そういう状況の中で、経済産業大臣のお考えは、その非効率性はどの程度であるか、すぐやめるべきなのか調整をして、ある程度使っていくべきかの判断をしていただくということでありまして、またその発電の中で地域の方々の雇用がどうなっているか、その雇用の重要性を鑑み、そういうことも踏まえながらの休

廃止を考えていきたいということでもあります。そういった意味で、確かに1号機はその対象になっておりますが、雇用の面では相当地元の方も雇用されているわけがございます。そのへんのところは我々が相当強調していかなければならないところだと考えております。直接、経済産業省にお願いに行ったり、あるいは昨日もお答えいたしました。九州電源立地協議会という組織がございます。この組織で国に要望をいたしておりますので、そのことを踏まえながらしっかりとこの芥北町の現状をお伝えしながらやっていきたいと考えているところであります。

3号機につきましては、そういった意味で、もしどちらにしろ40年ぐらい経ちますと、休廃止がこれはもう現実的なものになってくるということでもありますので、その後どうなさるのか、まだ九州電力も国の考え方がはっきり出てきていないので、まだ考えの整理がついておられないようでございます。そういった意味で、今後の国の検討の中身について、我々も注視していきたいと考えているところでございます。

第2点目の町有施設の指定管理者制度の今後の運営についてのご質問でありました。この指定管理者というのは、制度、私の理解では、やはり民間の力で、役所の人たちが営業をやるよりも、その効果が高まるような知恵も出していただきたいと、そういうことも踏まえながら指定管理者制度を行っているわけでもあります。今のところはただ損失補てんという考え方の中で進んでいるようでございます。そういった意味で、ぜひ我々も指定管理者と一緒に、この指定管理者制度が有効に働くように頑張っていきたいと考えております。

そして、今後の運営についてのそれぞれの指定管理者制度にお任せしている施設の修繕とか工事等々の計画であります。まず老人福祉センターにつきましては、平成5年1月に竣工後、約27年を経過しております。平成22年度に外壁等改修工事並びに浴場等改修工事を実施しております。現状におきましては、今後、大規模な修繕等の必要は出てこないの見込んでいるところであります。

次に、温泉センターにつきましては、平成11年3月の竣工後、21年が経過しており、平成25年度に大規模改修工事を実施しております。また、令和元年度に策定した長寿命化計画、個別施設計画に基づき、今年度は水風呂設備の更新を予定しているところであります。

次に、木場地区交流施設につきましては、地元のNPO法人に管理を委託しているところであり、現状では大きな修繕等の必要はないとのことでございます。

次に、総合センターであります。平成28年度に大規模改修をしており、当面の間は現状のままで管理をしております。

次に、温泉プールであります。建築から20年経過しております。国の予算の動向を確認した上で、機械の更新時期となる令和3年度にボイラーの更新事業を計画してお

ります。また、今年度に策定する施設長寿命化計画、個別計画に基づき、年次計画を立てた中で、内壁や屋根材、塩素システム等の改修を順次計画をしております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者の減少による減収及び燃料費への対応につきましては、指定管理者と締結しております協定書のリスク分担に基づき対応しております。

最後に、堆肥センターについてであります。堆肥センターは条例では指定管理者による管理が可能ではありますが、現在、指定管理者制度は採用せず、施設の運営に係る人事管理等を攪拌機運転業務として、苓北町農協へ委託をしているところであります。なお、議員ご承知のとおり、近年、畜産農家の減少が進む中で、牛糞の確保を図るため、本年4月から牛糞の回収量・処理量を無料化したところであります。いまだ牛糞処理量の安定が確立できていない現時点であります。その中にありまして、指定管理者制度への移行は考えにくく、今後しばらくは町の運営管理のもとに経営の安定を図っていきたいと考えているところであります。

また、攪拌機等大型機械の更新につきましては、今後も経年劣化に伴う軽微な修繕は必要となりますが、通常のメンテナンスを適切に行うことで、今後10年以内に更新時期を迎えることはないものと考えております。しかしながら、更新が必要になった場合におきましては、同型の攪拌機への更新には5,000万円以上の費用が見込まれることから、堆肥センター管理運営協議会においては、多少生産能力を落としてでも、安価な攪拌機への更新も含め検討をしているところであります。

各施設とも、今後、苓北町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子育て支援事業の推進についてのご質問がございました。子育て世代包括支援センターにつきましては、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うこと、つまり地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を提供することを目的に、平成28年6月2日閣議決定された日本一億総活躍プランの中で、令和2年度末までの設置が打ち出されました。子育て世代包括支援センターには、保健師等を1名以上配置するようになっておりますが、苓北町では現在、保健師1名減の2名で保健師業務を行っているところでございます。マンパワーが不足しております。そのような状況でありますので、次年度職員採用にあたりましては、保健師2名程度の募集を行っているところであります。また、子育て世代包括支援センターを設置する場合の業務内容や、設置場所等につきましても検討を行っているところであります。

参考までに、県内の子育て世代包括支援センターの設置状況を申し上げますと、令和2年4月1日現在、県内45市町村の中で18市町村が設置済みで、今年度末までの設

置が12町村となっており、未設置が我が町苓北町を含む15町村となっております。未設置の主な理由といたしましては、やはり先ほども申しあげましたマンパワーの不足、特に保健師の確保が難しいこと、子育て世代包括支援センターの業務における支援プラン作成に課題がある等の懸念があるようでございます。さまざまな状況や課題を解決できれば、直ちに子育て世代包括支援センターを設置したいと考えているところでございます。まずは、保健師の方を1名以上は必ず確保したいと考えているところでございます。

次に、スマートフォンを利用し、母子手帳の補完とする子育て情報支援策を検討したらどうかのご質問の件であります。現在、苓北町では保健師、栄養士、予防接種担当者が、電話や面談により子育て情報の提供を行っております。ICTを活用した子育て情報支援におきましては、スマートフォンを利用し、必要な情報をすぐに入手することができますが、職員が言葉で伝えたい関連情報等につきましては、利用者へ提供することができないようであります。これは両方ともしっかり使いこなした中でやるほうが効果が大きいと思いますので、担当にもそのようなところで、両方とも活用をしっかりとやらせてもらうように伝えたいと考えているところでございます。

現在、電話や面談をすることで、直に相談者の声色や顔色を通じまして、相談者の困りごと等を察することができております。当面は、今のやり方を継続いたしまして、子育て支援を進めてまいりたいと考えておりますが、先ほども申しあげましたように、両面をあわせた中で、さらに充実した子育て世代包括支援センターの運営に結び付けていくように、まずは保健師の方の確保にしっかり頑張ってもらいたいと考えているところでございます。

以上で、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速、再質問を行いたいと思います。

まず、九州電力苓北火力発電所の今後の対応なんですけれども、ご案内のとおり、今回の定例会において、私を含め4名の議員が通告をいたしました。いかに7月3日の梶山経産大臣の発言が苓北町にとって大きな影響を与えたかと、私自身も思っているところでございます。例え石炭火力発電削減が世界の潮流とはいえ、現在までに環境保全協定を締結し、都度都度見直しを行ってきたとっております。私自身も見直しのときに立ち会った行政担当の一人でございます。そういった努力は何であったのかと思っているところでございます。脱炭素社会の実現の一言で、ああいうふうなことが起こるといのは大変残念でたまりません。地域を考えながら検討していくということでございますけれども、町長、再度このことについて、今後の姿勢というか、あり方についてお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは国際的な関係も含めた中で、あくまでも国の考え方が優先するわけではありますが、やはり私としては数年前までは原子力をやめようという大きな声があつて、ドイツなんかもやめるとか言っていたのが、今度はまた違った考え方になっていくと。もう少し一貫性のある考え方で、我々を安心させてほしいなと思っております。そういった意味で、このことにつきましては我々もなるだけ長く使っていただけるような努力を進めていきますし、改めてじゃあこの1号機を廃止した場合に、どういふことをするのかというのは、九州電力だけに責任を投げかけないで、国もそういう方針を変えるわけありますので、やはり国としてもしっかりした協調性をもった中で、地域の電力の安定について、電力の供給安定についてしっかり考えていただきたい。その旨を我々も国に対して申し上げたいし、九州電力にも頑張ってもらえるようにしっかりお願いをしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 九州電力に働く雇用も大勢いるわけでございます。また、商店街等々に対する影響力も大変大きいものがございます。どうかその点について、九州電力とも積極的な対応といいますか、協議をお願いしたいと思います。

ところで、苓北発電所次第では熊本県自身もややもすると他の県から電力の供給を受ける、要するに電力輸入県になるのではないかと思います。熊本県からそういった思いといいますか、考え方の情報は現在あつておりませんか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 熊本県は、申し訳ありませんが、これを造るときからも含めて、あまり一生懸命ではありません。ただし、苓北町よりも比較して大変な利益を得ておられます。苓北町は固定資産税のみ、主にですね、法人町民税もありますが、それはわずかなものでございます。九州電力は法人県民税、法人町民税は連結決算のある会社の中で赤字が出ますと均等払いしか出てまいりません。法人県民税につきましては、売り上げに応じて多額の県民税が、これは赤字だろうが黒字だろうが入ってまいります。そして、ダムもこれは苓北町が産炭地域に当時指定されておりました。そういう中で、県に25億円も補助金が入ってきております。そして、あとの残りの四十数億円は九州電力から無利子で県が借りられた中でダムが出来上がったわけでありまして。

そういう中で、県の経営なざる工業用水の中で、ただ唯一黒字なのがここだけでありまして、そういう面でそれに産廃税もかけておられますので、相当の利益を得ておられる。もう少しこの電源立地ということについて深く重い考えをもつていただければと、我々も今後とも県とともに歩めるように働きかけをしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 県もメンツがあるでしょう。ほかの県から電源の供給を受けるなんて、ほかの県はそれぞれ鹿児島にしても、佐賀にしても、長崎にしても、大分にしても、宮崎県は私どうか分かりませんが、最近、木城町のほうに水力発電ができたということで、そこで行っているのかなと思うわけでございますけれども、やはり自前の電力ぐらい、自分のところで供給ができるんだということの姿勢というか、それを示してほしいと思います。

当面のお願いではございますけれども、熊本県及び九州電力と協議を早急にされて、現在の状況というものを広報を通じて町民の方にお知らせ願えないだろうかと思えます。やはり新聞を見て、わあどがんなっとやろかいという考えの町民の方も多いたと思いますけれども、町長、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましても、九州電力と相談いたしまして、町民の方にもしばらくの間は今ままで続くわけでありますので、そのへんのところをお伝えをしていきたいと思っておりますし、熊本県も輸入県よりも輸出県になれば、また更に国から補助金が出てくるわけでありまして、これは十数年前に川辺川ダムを造るか造らないかで大騒ぎをしていたことがありました。その当時、潮谷知事に、今、川辺川ダムは1万6,000キロワットしか発電しておりません。これを隣の宮崎の一ツ瀬ダム並みに16万キロにしたならば、収入もすごくふえる。そして、川の流量調整もしっかりできていくということがありますので、相当進言したんですが、なかなか聞いていただけませんでした。

そういった意味で、まずは電力というのは、昨日停電したことでも分かりますが、我々の生活にとって一番大事なもの、水とか空気とかと同等のものだと思っております。そういった意味において、ぜひここでしっかり電力生産しているわけでありますので、その重みを、昨日も申し上げましたけど、ぜひ熊本県にも感じ取っていただきたいと、これも働きかけを強くしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 以上で、発電所に関する件は終わりたいと思えますけれども、何回も述べますけれども、この問題は本町にとっては大変大きな課題であろうと思えます。今後、機会あるたびに情報等の提供について、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、町有施設の指定管理者制度の今後の対応の再質問を行いたいと思えます。私たちが質問をするときに一番困る答弁といいますか、それが生命と財産を守るため、そして健康づくり、この二言葉でございまして。このことを用いられた答弁をいただくと、後に続く言葉がなかなか出てまいりません。

しかし、唯一反対する言葉には、財政という言葉を使うことがございます。将来人口が5,000人、そして先ほど言いましたけども、発電所の先行きの不透明さ、それから誘致企業の閉鎖、そして厳しい状況下の農林水産業、その上にコロナ禍のことがございます。国においても、この対策に多大な金額を投入されました。

私たちが一番頼りにしている交付税については、特に交付税の中の特交が今後大きく様変わりするのではないかと、大変厳しい状況下に置かれるのではないかと私は思っているんですけども、以上のことを踏まえて、指定管理制度そのものの考えを見直す機会にもちょうどいいのではないかと思います。指定管理者制度は3年でございますので、来年度の、今年度までのといいますか、この次のところまでは3年間ですから、早急に見直すことは、管理者そのものに対する不安を感じられると思いますけども、その次の更新、6年先を考えて、再度、根本から本当このままで続けていいのかと、先ほど町長も言われましたけども、今の管理者制度はただ不足する金額を補てんするだけになっているような感がしてまいります。そこで、再度、この指定管理者に対する見解をお伺いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、質問者である高戸議員も分かっておられると思いますが、民間の知恵、民間の活力、こういうものを使った中で、指定管理者制度を採用して、今までより町の財政を良いものにし、そしてまたサービスの向上の中で活用していただいている町民の方、あるいは町外の方たちに、もっともっとこれを利用しようと思っただけのようなことを、私は考えておりますが、なかなかそういうところまでいきませんので、やはり本来の指定管理者制度はどういうものであるかということに立ち返って、今後あと1年ちょっとあるわけですから、どういった形での委託をしていくのか、これをしっかりと精査をさせていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 最近、燃料の高騰によって、リスク分担に基づいて委託料の増加がよく補正に上がってまいります。これは私も当然のことだろうと思っておりますけども、一つだけ思うことがございます。というのは、温泉プールと温泉センターは、いつもリスク分担によって燃料費の高騰により、委託料が上がってくるわけですが、福祉センターが1回もリスク分担による燃料の高騰等々の補正がないような感じがしているんですけども、これは私の考え違いならいいんですけども、その点はいかがですかね。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 高戸議員おっしゃるとおり、現在は過去3年間の実績を出しまして、その平均値を算定の基礎に用いているところであります。

只今ご指摘がありましたとおり、他の施設でこういう制度も実施しておりますので、

次回以降につきましては、この制度の導入を前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） やはりいろんな施設がございます。そこで見比べた場合に、こっちとこっちは出るのに、何でこっちが出ないのかということがありましたのでお尋ねしたわけでございます。出てこないから、言われぬからそのまましておくのではなくて、施設でそういったことがあったなら、同じ灯油ですかね、その点についてもよく検討されて、この次の指定管理のときには選定といいますか、その内容説明もお願いしたいと思っております。

町長たちが今、リスク分担はしとらんとやかっかいということがちょっと耳に入りましたけども、その点についても、同じ町の施設ですから、その点については確認をし、もし、まあそういったことはないと思うんですけども、お互いが良いようにしていただきたいと思っております。

最後に、子育て支援事業の推進について、再質問を行いたいと思っております。令和元年度の成果評価をいただきました。乳幼児健診がその中に記載されております。対象の乳幼児健診において、ほんの一部を除き100%の健診率でございます。普段から行き届いた指導に対し、改めて敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思っております。

ところで、当初質問いたしました天草市で取り組まれております妊産婦検診において、すべての妊婦さんたちに対する産後2週間目の健診、及び産後1カ月の健診に対する助成事業、それと母乳ケア、育児の悩み等の産後ケアに、先ほど申しましたとおり、2018年から隣接の天草市では取り組まれているということでございますけれども、苓北町の現状についてお伺いしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 現在、苓北町におきましては、産婦健康診査の産後2週間検診や1カ月検診につきましては助成は行っておりません。しかし、妊婦健康診査におきまして、1人当たり14回分の10万3,390円の助成を行っているところでございます。

母乳ケア、育児の悩み等の相談に関しましては、現在、保健師の訪問活動の中で実施をしておりますが、今後は産後ケア事業、産婦健康診査事業として取り組めるように努めていきたいということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 苓北町は、隣接の市町村より、従来から子育てについては熱心な町と、私も自負をしております。そういったところで、どしどしこういった制度については取り入れてほしいと思っております。1年間に出産するのが三十数名ということでござ

います。お互い、子どもは国の宝ですよとされます。ということは、町の宝でもござい
ますので、この点についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、子育てに関する情報、先ほど申しましたら、町長は両方使ってということ
をいただきました。私も、そのスマートフォンに頼るだけではないんです。あくまでも
北町がやっている面談による育児指導が一番いいと思っております。

ただし、質問を当初行ったときにマンパワーが不足している、そしてなかなか保健師
の確保が容易ではないという答弁をいただきました。そこで、そこを補完する一つとし
て、こういった情報機材といいますか、それを導入していただきたいと思うんですけ
ども、再度、このことについて答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まったくそのとおりで、やはり保健師がしっかりそろうまでは、
いろんなことをやはり検討していくべきだと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） こういった情報機器も利用しながら、担当者の負担軽減にもつ
ながるだろうと思ひます。どうか三十数名、年間に出生がないようございませう。この
幼児といひますか、子どもたちがすくすくと育って、町長が言われます、国を滅ぼさな
いためにも、全員が元気な姿で地元の小中学校に通うような努力を、今後とも進めてい
ってほしいと思ひます。

以上で、私のすべての質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） こんにちは。

通告7番、7番議員、浜口雅英。

質問の相手は町長、質問形式は一問一答。

安全・安心のまちづくりとして、9項目を質問します。

1、新型コロナウイルスの経過と現状。新型コロナウイルスの感染者数は、令和2年
8月23日現在、全世界で2,321万人余り。亡くなられた方々は80万人余り。国

内でも、感染者数は6万3,000人余り、亡くなられた方々は1,000人を超えておられるようです。亡くなられた方々のご冥福を、そして感染されている皆さんの早期回復を心からお祈りいたします。

さて、今のところ、本町への感染等はないようですが、油断は禁物です。8月19日、日本感染症学会は、新型コロナウイルスの感染状況は、まさに、今、第2波の真っただ中にいるという見解を示しておられます。このようなことから、町は今進めておられる予防策を引き続き、町民の皆さんに確実に実施していただくよう要請していくべきです。

ところで、コロナ禍が、町に、町民に、どのような影響を与えた事案、事例があるのでしょうか。このコロナ禍による町の一次産業、二次産業等、産業界や教育、その他町民生活に与えた影響はつかんでおられると思います。そして、これに対して、町独自の取り組み、県や国の施策との共同の取り組み、例えば1人当たり一律10万円の国からの特別定額給付金等々、取り組んでおられる町の施策の状況をお知らせ下さい。

なお、本件の回答に当たりましては、お手数ですが、状況、対策を記した資料の配付を要求します。このことは、私だけでなく、広く町民に対して、いわゆるコロナ禍に対する町の施策の取り組みの情報を発信することで、町民の行政に対する安心感の確立につながると考えます。

2、国の温暖化対策と苓北火力発電所の動向。近年、私たちの日常生活は、機器のオール電化により豊かに便利になっています。加えて、AIと呼ばれる人工知能を使った機械器具も急速に普及し始めています。このような状況は、石油、石炭の化石燃料や、原子力等による電力エネルギーに負うところが大きいのではないのでしょうか。このことは、手工業から機械設備を駆使した産業界における根本的な変化、近代資本主義経済の確立、いわゆる産業革命が大きな転機になっていることは明らかです。

しかし、この産業革命以来、化石燃料を燃焼させる等の手法により、エネルギーを取り出してきたわけですが、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度は、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」の観測で、産業革命以来40%増加したと言われていています。

1977年の昭和52年、当時の沢田熊本県知事が、熊本県議会で苓北発電所構想を発表され、昭和59年には建設大臣が公有水面の埋め立てを認可し、1995年、平成7年に1号機が、8年後に2号機が運転開始され、現在に至っております。

このことにより、町の財政面で町税の徴収実績は、運転開始前の平成7年度では約7億9,000万円が、1号機の運転開始後の平成8年度では36億6,000万円と、4.6倍の伸びになっています。平成29年度の町税総額は約15億円ですが、苓北発電所に関わるものがほとんどでしょう。

このような中、本年7月4日の新聞報道では、国は非効率的な石炭火力発電所の休業

を打ち出したとのことでした。苓北発電所2基のうち、2003年運転開始の2号機は超々臨界圧方式の高効率型だそうです。1995年に運転開始した1号機は超臨界圧方式で、非効率型と位置付けられ、今回の国の施策の対象になるようです。

このような国の一方的な施策に応じることはできません。発電所立地自治体の存亡に係る重大問題です。発電所構想から運転開始に至るまでの苓北町民の多様な思いを振り返り、またエネルギーの安定供給という国の重要な役割も考慮しながら、町に不利益な結果をもたらすことがないような取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

3番、空き家の現況とこれへの対応。町内に、無人化した家屋、空き家が目立ちますが、その実態、実数はつかんでおられますか。これらの実態を詳細に調査し、人口減少対策で、これらの家屋の利活用を検討すべきと考えます。

今、東京一極集中に歯止めを掛けんとする国の政策に逆行する形で、地方は若者の仕事の間がなく、このことから生活する場もなく、若者の地方からの流出を止めることは不可能に近い状態で、過疎化が進むばかりです。地方の辺地の過疎化はとどまることを知らない状況が進んでいるのではないのでしょうか。

このような状況の中で、空き家を活かして人を呼び込める施策を策定し、苓北町の人口減少、過疎化に歯止めをかけることはできないのでしょうか。家、家屋は、例えば空気の入替え等による定期的な手入れが絶対必要だといわれています。空き家の現状を放置すれば、壁ははがれ、屋根瓦の落下、そして草木が屋根を越して大きくなり、一帯はやぶ化してしまいます。さらに、空き家にはタヌキや野良猫、場合によってはイノシシなどが住みついているのではないかと考えられます。さらに周辺のやぶの中には蛇が生息し、蜂の巣もあるようです。樹木は大きくなり、強風時にはこれの枝が折れて隣接する住家へ迷惑をかけるなど、住民の生活環境の悪化につながります。

個人の財産であることから、これの物件の取り扱い是非常に難しい問題であることは理解しますが、この事態を慎重に、そして総体的に取り上げ、検証し、人口減少対策と空き家の廃屋化対策に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

4番目、民家や道路、河川等公共施設に隣接する巨木の処置。平成30年6月の熊本県林業統計要覧によれば、本町の林野面積は、杉、ヒノキを中心とした人工林が約2,000ヘクタール。広葉樹を中心とした天然林も約2,000ヘクタールで、県の市町村経済計算によれば、平成27年度の林業による町内総生産は1億2,800万円とされており。

木々の生育状況は、国内産木材の価格低迷や素材生産業者の減少等々から、山中の木々は生育が進み、数十年前の状況とは大きな違いがあるようです。立木の太さを測る基準の高さといわれる胸高で、直径1メートルの巨木に至るところで見ることができません。

杉や檜の人工林あるいは椎の木等の雑木類の天然林が山中においての生育は望ましいことですが、問題は、住宅の側、河川護岸や、道路敷き内等の立木の生育状況とこれへの対応です。

家の裏の巨大な立木は、風が吹くたびの暴風垣としての役割も期待しておられるようですが、近年の異常といわれる想定外の気象状況の中では恐怖感が先立つとのことですが、しかし、素人で伐採するには、電線の処理など、解決しなければならないもろもろの条件が加わり、技術を要する案件のために手付かずの状態が続き、結果として見守るだけになってしまうということであり、行政の何らかの対応がほしいということですが、いかがでしょうか。

また、河川敷にも巨大なアコウ等の木が生えている状況や、道路際にもこのような事例が複数あります。河川敷の巨大木は、護岸の崩壊と流域の民家や農地への浸水も考えられますし、道路際の巨木は電線と木の枝が複雑に絡み合っており、万が一、これらが断線した場合には、通行止めはもちろん、通行されている方へのけが等も考えられますし、さらに電力の供給や、通信網に影響を与えます。

先の令和2年7月豪雨の中で、巨大なご神木が大量の土砂とともに崩れたということです。別の報道では、栃木県で8月11日の突風で、国の特別天然記念物に指定されている日光杉並木街道の杉等の倒木が相次ぎ、2人が軽傷、国道の通行止めや660件の停電があったとの報道もあっております。日光市では、当然のことですが、周辺住民の安全を守るための対策を進めると話しておられるとのことですが、このような事例を参考にしながら、何らかの対策をとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

5番、公共施設や公共用地の処理。町内には複数の使われていない公共用地、公共施設がいくつもあります。このうち、旧KDDから買い上げた日中海底ケーブル中継局舎や、衝鉦の町営住宅横の元テニスコートの処理について、これまでの議会の中で、私も含めて複数の議員から、これらに対する町の今後の具体的な取り組みを質問してきました。これに対して町は売却を考えているということでしたが、今もそのことに変わりはないのでしょうか。

以前、町有フェリーを売却処分する際、欲しい人があれば無料で渡しても良いという町の考えを示されたと思います。これに対して、船の評価額を基準に十分吟味して対処すべきと提起し、数千万円で売却がなされたことを記憶しております。

売却に当たっては、専門家を交えたプロジェクトチームを立ち上げ、対象物の評価額、購入時の状況等々を十分に検証し、納税者に負の財産を残さないような対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

6、町道等道路の維持管理。道路は、国道、県道、町道等があり、これらは地域住民の教育や医療、地域間交流、産業の振興等に不可欠で、水道、電気等の供給システムと

ともに住民生活の重要なライフラインとして大きな役割を担っています。

このように、町民生活や町の振興上最も重要な道路であることから、幾度となく管理者である町の道路に対する重要性としての認識と、これに対する維持管理の姿勢をお尋ねしてきました。町は、道路パトロールにより不具合な箇所を抽出し対応しているとのことでしたが、維持管理の現状には首をかしげざるを得ません。

このようなことから、今回も、私が町内の道路の維持管理の状況を見聞きした結果、その感想を申し上げますので、行政としてどのような対応を考えておられるのか質問します。なお、数十件を検分しましたが、今回は22件を問題提起します。

1、坂瀬川大久保線は、大部分に亀甲状のクラック。起点部分のガススタンド横のへこみを町に伝えたら半分はアスファルトで補修、残りの半分は砂利で対応されたということでした。

2、坂瀬川八手線は、数年前の小路川氾濫により、路側が崩壊した木場線が通行止めになり、木場集落と坂瀬川集落との迂回路になりましたが、木場集落と本線、八手線の終点間には私有地があるとのことでしたが、早急に町有地化すべきです。

3、種草臼木線は、起点部損傷。その他路線全体に枯れ木や枯れ枝の路面への散乱、草木の繁茂、落石、路側の崩壊がみられます。

4、釜線は、起点側から釜区の区域は路面の継ぎはぎやマンホールによる凹凸がみられます。中通区域の横断グレーチングは車両通行のたびに金属音がします。

5、明神山線は、起点から志岐川志岐橋間の左側路側のガードレールは、基礎コンクリートとともに外に傾いています。河川護岸も兼ねていることから、河川崩壊防止の立場からも、原因の解明をなし、正常な形体に戻すべきです。河川側は、大雨時に志岐川からの越流による民家等保護策の必要があります。手法は、三会川左岸の船場線と同じような対応の検討をすべきです。

6、山の迫線は、起点部三差路の路面に損傷があります。終点から20メートル手前路側が崩壊しています。

7、志岐山線は、全線にわたって山側法面、沢からの水対策が必要です。複数箇所の横断溝新設が効果的だと思います。既設側溝は流水があふれます。過小設計ではないのですか。

8、椎葉線は、大川内橋から終点まで路面への枯れ木や枯れ枝の散乱、支障木の繁茂、落石、イノシシによる掘削の後多数。終点部の管理は手付かずで通行は危険です。

9、飛都呂線、年柄ダム付近から上流区域には、通行者の安全確保のためガードレールが必要です。法面はイノシシ掘削の跡が多数みられます。

10、仏木坂線は、全線、道の両側に桜と山茶花の植栽あります。このうち終点に向かって堆肥センター手前の道路左側L型側溝約20メートルは、桜の根により掘り起こ

され、路面水が流れ込んでいます。本路線は、芥北と天草市本渡をつなぐ国道324とともに重要な路線で、1級町道でもあります。何らかの対応をすべきです。さらに、志岐山線との交差点から起点側にかけて複数のクラックがありますが、路体に問題はないのでしょうか。

11、唐津丸線は、樋の口線との交差点から終点部に向かったの左側路側のアスカーブは崩壊しています。右側の法面はイノシシ。路面は亀甲状のクラック。

12、志岐中央線は、数年前、降雨時沿線民家への雨水流入防止策として側溝の敷設改良工事が行われましたが、現状には何の改善効果は見られないようです。沿線の民家等には浸水防止の土のうが玄関横に準備されています。雨が降らないときにも玄関横に準備されています。町内のほかの地域にも民家等の入り口付近に土のうが用意されている光景がみられます。原因究明等の検証が必要です。

13、財の尾2号支線は、特別養護老人施設への主要道路です。1年を通して通所されるデイサービスや、入所者の通院等の自動車が通行しますが、路面は凹凸が目立ちます。また、町が造成した緊急時のヘリポートへの出入口通路でもあります。そして、側溝も一部破損しております。

14、年柄大羅線は、全区間損傷。支障木の除去と路側保護のため、アスカーブを含めた水処理の要があります。九電の送電線鉄塔の管理道路と接続しているので、維持管理費分担、場合によっては全線の経費負担の協議をされたらどうでしょうか。

15、小屋の元線は、中学校と隣接しています。三会川への落下防止等、安全確保のため、船場線と同様のガードレールを設置すべきです。

16、鵜瀬線は、終点から海岸へ約300メートル程度の道があります。200メートルは舗装ですが、残りは土砂です。この道路の用途は、また管理者は誰でしょうか。そして、路肩が損傷し、ガードレールも壊れています。

17、上町城内線は、終点から通称「百間土手」を経て、本丸平松線の起点まで、及び老人福祉センター海岸方面から、富岡港線の終点間は、現況一覧図では路線名称等の明示はありませんが、これの所管はどのようになっていますか。

18、平松線の起点部三差路は路面の損傷がひどい。富岡城富岡城と騒ぐが、肝心の表玄関路面が傷んでいる。現場検証の上、恥ずかしくない対応をすべきです。

19、小松宇土と1号支線の交差点は、小松宇土線に材木を置き、通行できない状況になっています。これは2年の8月4日現在です。そして、路肩には木材を鉄杭で固定してあります。アスカーブやガードレールが必要ではないのですか。

20、高尾線は、終点から住宅2戸までの約150メートルほどこの管理でしょうか。イノシシによる路肩や山側法面の崩壊が至るところに見られます。住民の生活を守るための対応が必要ではありませんか。

21、萱の木線は終点部分の路側、山側法面はイノシシによりえぐられており、民有農地が路面へ崩壊する恐れがあります。

22、萱の木支線は終点部に民家があります。全線の延長607メートルのうち、終点への半分以上の幅員は狭小で離合もできません。なお、本線の西側は国道を真下に見下ろす急峻の位置にあり、これまで幾度となく離合箇所を設置の提起をしてきました。必要箇所にガードレールを設置すべきです。また、起点部分から民家の前を通って本線に合流する区域に道路がありますが、町道になっていません。なぜですか。このような箇所はほかにも複数あるようです。

7番、河川の防災対策。志岐川の志岐橋上流部分は、左岸を走る町道明神山線の川と反対側路のガードレールが外側に大きく傾斜しています。よく見ると、このガードレールの基礎のコンクリートや石積みの下部には一部崩壊の状況が見て取れます。本箇所は、これまでも複数回、河川水が氾濫しており、これらの状況が合わさって町道本体の内部の土砂が洗掘され空洞化している恐れもあります。

また、この部分、河川左岸は、大きな曲線部分の外側に位置し、大雨により河川水位が平常より増加した場合は、この道路兼河川左岸護岸が決壊し、流域の人家、農地等に多大な影響を与える恐れもあります。早急にこのことの調査をされ、路体の安全性を確認し、不具合があれば直ちに修正すべきです。そして、傾いているガードレールは正常な形に戻すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、本道路への河川水の越流による民家への浸水を防止するため、富岡三会川沿いの船場線に施工されている河川水流入防止堤の設置は効果的です。これと同様の対応により流域住民の安寧が図られると考えますが、いかがでしょうか。

ところで、2級河川上津深江川の河口から300メートル上流右岸に、延長約50メートルにわたって、近年、公共工事で特徴的な工法、応急用簡易土のう袋が積み上げられております。町の河川現況図によれば、この箇所には延長3,800メートルの大迫川を初め6つの河川を介し、上津深江地区の全ての迫水が集まる場所といっても過言ではありません。

この集水地形が、これまでも複数回流域に冠水被害、浸水被害を与えているのではないのでしょうか。このようなことから、この地形の状況を踏まえ、町は早急に現状の応急簡易土のう袋積み上げ方式を永久的な構造の護岸に改修すべきです。そして、流域住民の安寧を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

8番、富岡西海岸の階段護岸の検証。西海岸の富岡漁港区域内のうち、漁港北側区域入り口から富岡海水浴場まで約500メートルの間に、松の木の防風防潮林、遊歩道、階段護岸、そして展望箇所が設けられています。先の議会定例会一般質問で、松の木の防風防潮林の落ち葉の処置を行政で対応すべきという提案をしました。先日も早朝から

ご婦人の方がほうきで路側の落ち松葉を履いておられました。この松並木の根元には、枯れた松葉がうずたかく積み上げられています。住民のことを考えない、何の対応されない行政の姿を見て、住民の声を行政に伝える役割を持つ立場として恥ずかしく、情けない思いがしました。

さて、この箇所は、以前から複雑な潮の動きによる護岸底の洗堀等が特徴的でした。このような状況を考慮して、海岸から沖へ数百メートルのところに消波ブロックや人工リーフと呼ばれる沈み堤が整備されています。また、冬切りという地名で西海岸一帯の低地であったようです。

ところで、海に面した海岸散策路のタイル敷き路面の大部分に路面の隆起が見られます。さらに、一番下部の渚沿いにはベンチが備えられた休憩所が設置され、この区間に9カ所の施設がありますが、このうちの8カ所に天端散策路から階段護岸、そして休憩所までの横断面にクラックが見られます。このクラックは、階段護岸にも10カ所以上あります。1カ所のみならず、これだけ多くの亀裂箇所がこの西海岸のここに集中している状況は尋常ではありません。

近年の気象状況には、想定外という言葉が使い慣らされてきています。本散策道も休憩所は天気の良い日はサンセットを望む絶好の場所であり、数少ない苓北町の誇れる観光資源の一つです。頼山陽とともに呉と越を臨み、茶飲み話に花を咲かせることも可能ですが、これはこの区域の構造物の安全性が担保されていることが絶対条件です。もし、この構造物に異常が起こっているとすれば、想定外の荒波に耐えられず、重大な事態になりかねません。直ちに現場の検証をされて、沿岸住民の安全を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

9番、文化財の維持管理と活用。苓北町の文化財として、現在10カ所が指定されています。国指定の史跡切支丹供養碑1カ所。県指定の天然記念物ハマジンチョウの群落。そして、町指定文化財が富岡城跡等8カ所の合計10カ所です。

苓北町教育委員会は、平成22年度、苓北町の史跡と文化遺産と銘打った書籍を発行されております。これは昭和60年に、町文化財保護委員会によって編さんされた同名の書籍の内容を踏襲しながら現状変更、新たに文化財として指定されたものなどの改訂版としてまとめたという編集後記が記述されております。

その一部に、苓北町の鉱産として天草の陶石は、量、質ともに日本一と定評があり、1685年から産出され、焼き物の原料としては1716年から平戸藩、佐賀藩ほかで利用されていたとのこと。天草では、志岐内田において、1624年から磁器の製造が見られたとのこと。ここに記されている日本一の産出量とは、平成27年の資源エネルギー庁の資料によれば、全国1万6,000トン。天草の木山、上田、共立3社の産出量は1万4,000トンに達し、全国の88%とのこと。

このような中で、天草の陶磁器は平成15年3月に、日本伝統的工芸品として国の指定を受けています。このことは、当時、もろもろのイベントの主体的役割を果たしておられた天草西海岸陶石研究開発推進協議会のご努力のたまものと称賛されるものであります。

ところで、苓北町の文化財は、国指定の史跡切支丹供養碑1カ所。県指定の天然記念物ハマジンチョウの群落。そして、町指定文化財が富岡城跡など8カ所の合計10カ所ですが、この町指定文化財の中に上津深江焼的場窯跡が史跡として記載されています。江戸時代後半から大正時代に活用された歴史的に貴重な財産と考えます。

しかし、現状は、これらの管理には手付かずの状態です。この窯への通り道は路側の石垣が壊れて通行に支障があり危険です。また、周辺は草や木が繁茂し、小屋の屋根も一部損壊しております。苓北町の文化遺産として町が力を入れておられる富岡城に比べれば、同じ史跡でも、その歴史は見劣りするのかもしれませんが、この窯は、当時、住民生活を潤わせたであろう地場産業の登り窯の一つです。この施設は現在町有ですが、以前は民間の方の持ち物でした。そして、この施設の意義を考慮され、ご寄贈いただいたものでしょう。その有志の方のご意向をくみ、さらに歴史的価値観を再認識され、適切な管理と、価値観を活かし、例えば現行の窯元巡りなどと併用した運用を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の新型コロナウイルスの経過と現状につきまして、新型コロナウイルスへの予防策を引き続き確実に実施いただくよう、町民の皆さんに要請していくべきとの提案でありました。ご質問の中にもございましたが、苓北町におきましては、町民皆様方のご理解・ご協力により、感染予防対策の実施によりまして、幸い今のところ、新型コロナウイルスへの感染者は出ておりません。昨日の廣田議員への回答と重複いたしますが、まだまだ新型コロナウイルスの収束が見通せない状況下でもありますので、関係機関と連携しながら、今後も感染拡大防止のため、町民の皆様方に対しましては、防災行政無線や告知端末、広報紙等を通じまして、引き続き予防活動を行っていただくよう呼びかけを行ってまいります。現実には、昨日も天草市でコロナに感染をなさった方が発表されておられます。

次に、まず新型コロナウイルスに対しての国の事業であります。住民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金であります。対象者7,051人のうち、7,047人に支給いたしました。残りは4人となっておりますが、うち1人はすでに外国へ転出され、あとの2世帯3人は電話や通知により申請期限等をお知らせ、申請をお勧めしましたが、申請をしていただけませんでした。支出金額は7億470万円であります。

次に、ゼロ歳から中学生、児童1人につき1万円を支給する子育て臨時特別給付金は、現在806人に支給が完了し、支給金額は806万円でございます。

次に、県と町が連携した事業であります。資金繰りに対する支援として、借入金の補償料及び利子を県と町が負担する農林漁業者に対する新型コロナウイルス対策経営安定資金の申込件数は、農業者7件で、漁業及び林業はありません。

次に、商工業者に対する支援として、熊本県金融円滑化特別資金の借り入れを行った中小業者に対し、経営安定化を図るための町の新型コロナウイルス対策商工業事業者利子補給であります。申込件数が8件で、借入額が2億3,100万円、利子補給見込額が194万5,174円となっております。

最後に、町単独の事業であります町内事業者の事業の継続を支援するため、個人10万円、法人20万円を支給する苓北町事業継続支援金の申請状況であります。農業者は個人が80件、法人はございません。漁業者は個人が56件、法人2件、林業はございません。次に、商工業は個人91件、法人28件となっております。

次に、地域振興券交付事業であります。これまでの利用実績は飲食店及び旅館等、限定分が5,783枚、289万1,500円、全店舗で使用可能な共通分が9,151枚、457万5,500円となっております。

次に、宿泊費助成であります。6,000円以上の宿泊者に2,000円を助成する分が97人に対して、6,000円未満の宿泊者に1,000円を助成する分が186人となっております。宿泊施設によっては8月末で割当枚数に達する事業所もあるようでございます。

なお、資料につきましては、9月7日に令和2年度の9月補正予算の予算審議をいただくことになっております。この中で、これまでの取組状況と今後の予定事業の概要を全議員にお配りしたいと考えておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、2点目の国の温暖化対策と苓北発電所の動向について、町に不利益な結果をもたらすことがないように取り組んでいただきたいと思います。苓北発電所の1号機が休廃止の対象となる可能性があるという報道に対する現時点での考え方につきましては、昨日の廣田議員、倉田議員並びに本日の高戸議員にお答えをさせていただいたとおりでございます。苓北町といたしましては、地域の雇用や経済活動に重要な役割を果たしている火力発電所について、国との協議において、地域経済の実情を考慮して、1号機が休廃止の対象施設とならないように努力していただければ、九州電力にもお願いを申し上げているところでございますし、併せまして、電源地域に重要な影響を及ぼすこととなりますので、九州地方電源地域連絡協議会とともに連携をいたしまして、国との協議に取り組むを行いたいと考えているところであります。

3点目の空き家の現状と対応についてでございます。平成27年度に町内の空き家実

態調査を実施しており、無人化した家屋、空き家等を対象に、所有者及び管理者へ空き家であるかと、今後の予定等について意向調査を行っております。調査件数は235戸で、「空き家ではない」との回答が51戸、「空き家」と回答が116戸、「回答なし」が68戸でございました。「空き家」と回答された116戸のうち、「町の空き家バンクへの登録を希望する」が28戸、「登録を希望しない」が88戸でございました。登録をしない理由として、今後、「居住する予定がある」が20戸、「解体予定」が20戸、「帰省の際の宿泊用として利用する」が22戸、「売却若しくは賃貸」が5戸、「利用方法は決まっていない」が13戸、「その他」が8戸でございました。

ご存じのように、空き家の課題といたしましては、老朽化による台風などの強風による瓦や壁材等の飛散、倒壊など、防災・防犯面の問題、ごみの不法投棄や野良猫、タヌキ、雑草や大きくなった樹木が隣接する住宅への支障となるなど、生活環境や景観の悪化などがございます。

以上のことから、町へも区長などから相談があり、その際は所有者及び管理者の方へ公文書により現在の状況のお知らせと適正管理のお願いをしております。所有者及び管理者においては、その後に草刈りや伐採等の対応をしていただいております。

また、利活用につきましては、町の空き家バンクへの登録をお願いしてまいります。町の空き家バンクにつきましては、所有者等に空き家や空き地の登録を承諾していただき、町が登録し、ホームページで紹介し、町外からの移住・定住等の希望者への情報発信をしているところであります。制度として、町はあくまでも物件等のマッチングであり、賃貸契約等につきましては、相互で確認して契約をしていただいております。

このようなことから、契約についての課題もありましたので、現在、空き家バンク制度につきましては、町がマッチングをした後、契約につきましては不動産会社が加入している熊本県宅建協会に仲介にお願いしていただくよう準備を進めております。準備が整い次第、空き家の所有者及び管理者等に募集を行い、登録していただくことで移住・定住や町外からの企業等に活用していただければ、人口減少対策につながるものと考えているところでございます。

次に、民家や道路、河川等、公共施設に隣接する巨木の処理についてのご指摘でありました。町道敷や河川護岸等、町所有の土地に生えている雑木につきましては、町で伐採等を行っておりますが、民地に生えている雑木につきましては、所有者で伐採等を行ってもらうことになっております。なお、電線や電話線に支障がある枝等につきましては、九州電力及びNTTに連絡してもらえば、民地であっても伐採を行うとのことであり、

次に、公共施設や公共用地の所有についてのご質問であります。旧KDD跡地につきましては、令和元年度に建物の耐震診断を行った結果、何も問題ございませんでしたの

で、企業誘致における適地として情報発信を行い、希望者がいらっしやいましたならば、積極的に対応し、売却できるよう努めてまいります。また、衝錠の旧テニスコート跡地につきましても、整地を行い、売却の募集を行うこととし、今議会において補正予算で整備費として280万円を計上しております。議決をいただきましたら、早急に整地を行い、売却に向けて情報発信を行ってまいります。

次に、町道の維持管理についてのご質問であります。1番目の坂瀬川大久保線につきましても、路面のくぼみ3カ所につきましてもは補修をいたしました。

2番目の八手線終点から木場集落の間の私有地の町有地化につきましてもは、所有権移転登記上、クリアすべき問題が相当ございますので、町有地化はすぐには困難と思われまします。なお、当該道路にはやまびこ事業を活用し、路面整備を行って、なるべく安全に通れるような道にしていきたいと考えているところでございます。

3番目の種草臼木線につきましてもは、雑木の伐採、路面整備について実施する予定であります。

4番目の釜線の舗装につきましてもは、路面変状調査を実施し、交付金事業等に該当する場合は、舗装の個別施設計画に搭載し、計画に沿って舗装事業を実施する予定であります。また、グレーチング設置箇所につきましてもは、県道となっておりますので、県に対し対策を要望いたします。

5番目の明神山線のガードレールにつきましてもは、今年度補修する予定です。河川側は船場線と同じ、河川水流防止堤が設置してございます。

6番目の山の迫線につきましてもは、補修を検討いたします。

7番目の志岐山線の横断側溝浚渫につきましてもは、現地調査の上、検討いたします。

8番目の椎葉線につきましてもは、雑木の伐採、路面整備を行います。

9番目の飛都呂線のガードレールの設置につきましてもは、設置の可否につきましてもは検討いたします。

10番目の仏木坂線のL型側溝と複数の路面クラックにつきましてもは、調査の上、補修を検討いたします。

11番目の唐津丸線のアスカーブにつきましてもは、設置について検討いたします。

12番目の志岐中央線の側溝につきましてもは、今後調査の上、検討させていただきます。

13番目の財の尾2号支線の路面につきましてもは、調査の上、検討いたします。側溝の破損につきましてもは、舗装補修をいたします。

14番目の年柄大羅線につきましてもは、支障木の伐採、路面整備等を実施いたしました。九電との維持管理分担につきましてもは、今後の検討課題とさせていただきます。

15番目のガードレールの設置につきましてもは、設置の可否につきましてもは、今後検討

させていただきます。

16番目の鵜瀬線の終点から海岸までの道路につきましては、商工観光課で管理を行っております。修繕につきましては、今年度予算ですでに業者に発注をしているところでございます。

17番目の上町城内線の終点から本丸平松線の起点までの区間につきましては、百間土手の石垣と築地塀を教育委員会で管理しており、その他は公衆用道路として土木管理課で管理しております。また、老人福祉センター海岸方面から富岡港線の終点間につきましては、富岡港管理道路として県の管理となっております。

18番目の平松線につきましては、路面損傷が激しく、再三補修してまいりましたが、抜本的な改修を検討いたします。

19番目の小松宇土線と1号支線の交差点に材木が置いてあったとのことですが、現地を確認したところ、撤去済みとなっております。また、アスカーブやガードレールにつきましては、設置の可否を検討いたします。

20番目の高尾線の終点から約150メートルの区間につきましては、民地と町の公衆用道路となっております。草刈り等の管理を行っております。

21番目の萱の木線の終点部分の山側法面につきましては、対策を検討いたします。

22番目の萱の木線の離合箇所やガードレール設置につきましては、まずガードレールの設置について検討をいたします。離合箇所につきましては、用地買収等も必要となりますので、今後検討をいたします。また、起点部分から民家の前を通って、本線に合流する区域の道路につきましては、町道となっております。

次に、河川の防災対策についてのご質問でございます。志岐川の志岐橋上流、町道明神山線の川と反対側の傾いているガードレールにつきましては、今年度補修する予定であります。また、河川側のガードレールにつきましては、船場線と同じ河川水流防止堤が設置してあります。

次に、上津深江川の応急用簡易土のう積箇所を永久的な構造の護岸に改修すべきとのことですが、この箇所につきましては、以前から管理者である県に要望を行っており、今年度も早急に改修の要望を行っているところであります。

8点目の富岡西海岸階段護岸の検証についてであります。議員ご指摘の状況について、熊本県天草広域本部漁港課に確認をいたしました。変状の程度は小さく、完成から20年以上経過したことによる経年劣化によるものと思われ、現状では構造物に致命的な影響を及ぼすものではないと考えられるとの県の見解でありました。なお、県では、年4回の定期点検及び台風通過後の臨時点検を毎年実施しており、今年度においても定期点検を4月と7月に1回ずつ、また台風通過後の緊急点検を2回実施しているとのことで、今後も継続して点検等を実施し、損傷の拡大等が確認された場合には、補修等の対応を

随時実施し、安全確保を図っていくとのことであります。

文化財の維持管理について、町指定文化財であります上津深江焼窯跡の管理と活用についてであります。議員ご指摘のとおり、長期間の風雨等により、屋根が一部損壊しておりますので、9月の一般会計補正予算に修繕料を計上したところでございます。議決をいただいた後、早急に補修を実施いたします。同時に、周辺の草刈り等も実施し、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

また、現行の窯元めぐり等と併用した運用はできないかということではありますが、主催団体であります天草陶石研究開発推進協議会と協議を行い、このことについて検討させていただくことにしております。

以上で、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 検討事項をたくさん回答していただきました。

できるだけ検討よりも実施してほしいと思います。

それから、2番目の国の温暖化対策、苓北火力発電所の動向ですが、先ほどから九州地方電源地域連絡協議会を通じて、九電なり、国なりに要望していくということですが、この九州地方電源地域連絡協議会を全国版に拡大していくと。そのことによって、電源立地自治体の財源や雇用を守っていくと、そういう九州地域だけではちょっと、国に要望する団体としてはちょっと迫力不足の部分もあろうかと思っておりますので、早急にはすぐどうこうできないと思いますが、全国組織化させて、そして特に原発をたくさん抱えている福島県とか福井県あたりとの共同あたりもされたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは私が二十数年前から、当時、副会長・会長を2度ずつ務めましたけれども、その都度、全国的に結束できないか、経済産業省、当時は通商産業省とっておりましたが、お願いをして、いろんな地域と折衝しましたけれども、それぞれ独立意識が強くて、なかなかまとまっておりません。これは今でも同じことだと思いますので、まず九州地方電源立地協議会の中で結束を図って、それぞれの役所をお願いを申し上げたいと。ちなみに、今年の7月には苓北町で九州電源立地協議会の総会をやる予定でありましたが、コロナの関係で中止になりましたので、改めてこれを九州電源立地協議会から出していただくようお願いをしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 8番目の西海岸の階段護岸の件ですが、県の管理ということは分かっておりましたけども、経年劣化でということですけども、現場はご存じのように、一番天場はもう上がっていますよね。先ほどちょっと質問がありましたように、今のう

ちの何かの詰め物をするとか、あるいはそれをもう取り外して修正をするとかが適切ではないかと思えます。

この最初の質問の中でちょっと触れていますように、最大は富岡三丁目を、富岡を富岡島と志岐本島と分断する可能性もあるとですよ。そういうことをこの中には秘めておりますので、十分に検討してもらいたいと思えます。経年劣化で片づけないようにお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が聞きましたところでは、経年劣化と申されたのは県のほうでございまして、あそこの状況をよく見ている者からしますと、昨日みたいな台風が来ますと、こんなに大きな石がどンドンぶつかってきます。昔は、屋根の上まで上がってきておりました。そういった意味で、ただ波だけの力で損傷するのではなくて、波の力とその大きな石の圧力で大分傷んでいるんじゃないかなと。そういう意味で、もう一度よく県には検討していただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 時間が来ましたので、これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後0時02分
再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告8番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告8番、5番議員、松本良人です。

通告に基づき、ご質問をいたします。

まず最初に、情報通信技術の活用による窓口業務の効率化に対する考え方についてお尋ねをします。

先の6月議会、議案第42号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由において、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信技術の利用云々との説明がなされた。このとき納得がいかず、今回の質問となっております。

ITの活用により、窓口業務の効率化とサービス業務も拡充ができるともとれる説明の内容であったと認識しています。

行政運営の簡素化及び効率化は確かに必要です。現在、ITの活用により、町民の行

政手続き、利便性等は本当に確保されているのかお尋ねをします。また、行政運営の簡素化及び効率化を図るためということでしたが、これは経費の節減が大きな理由ということになると感じましたが、そのように理解していいかお尋ねをいたします。

現在、IT機器導入に伴い、リース料、管理委託料等、経費が膨大な額になりつつあります。その額についてお尋ねも併せていたします。また、過去に各地区役場出張所が設けられていたときと、現在の人員配置状況、経費について、どのような経過になっているか併せてお尋ねをいたします。

続きまして、磯焼けに対するウニの養殖についてお尋ねをします。ウニの養殖につきましては、先の議会において山口議員により、レタスの残滓活用によりできないかという質問がありました。

町長の回答は、品質の面から漁協はこのことに取り組みをし、失敗したというようなことを言っておられました。せつかくある資源をどういうふうを活用していくか、研究の一つの課題ではないかとの回答もありました。見通しはどのようになっているかお尋ねをします。

全国的な磯焼け現象の中、苓北町沿岸においてもウニの異常発生が生じ、このことにより海藻が食べ尽くされ、磯焼けの状況になっています。このことはウニの異常発生による生殖巣、これは赤みのことですが、の入りのみならず、海藻の絶滅に伴い、沿岸の魚介類の生態に大きく影響を与え、沿岸漁業を主としている苓北町の漁民の方々にとっては死活問題であり、この対策は急務と思われまます。このことから、異常発生するウニを捕獲し、養殖することは最良の施策と思われまますが、いかがでしょうか。

苓北町では、過去にレタスの残滓を活用し、実証実験を行った経緯があります。これは町長が申されたとおりでございます。結果は、生殖巣は黒ずんで、青臭い臭いがし、失敗に終わった経緯があります。レタス以外のキャベツ、クローバー、みかんの皮、トマト等においては成功している事例が近年あるようですが、本町ではキャベツ、みかんの皮、トマト等には限りがあります。現在、魚類の養殖には配合飼料の技術が向上し、配合飼料も使われていると聞いております。このことから飼料会社等との協力を得て、人工的な配合飼料での試みも必要かと思われ、検討の余地があると思ひまますが、町としてのお考えをお尋ねします。

また、ウニは魚の死骸を食べているところも確認されておりますので、現在埋めて処理されているイノシシの肉の活用ができれば素晴らしいのではないかとと思ひております。

ウニは、水温が下がる冬場には餌を食べなくなり、その間、海藻が繁殖し、自然界の環境が維持されていると考えられていますが、地球規模の温暖化で、近年、水温の状況が変化し、海水温の上昇により、冬場も大量に餌を食べるので、海藻が食べ尽くされ磯

焼けの原因ともいわれています。そのために、子魚からすべての魚もいなくなり、漁業者への大きな痛手となっています。

これまで私は、レタスの残滓によるウニの養殖については、過去の経緯から議会等においては異論を申し上げてきました。しかし、世界的な温暖化による海水温の上昇に伴うウニの異常発生と、ウニの爆食のため、今後、磯焼けが懸念されている中、駆除したウニを活用し、レタス残滓に頼らない養殖方法を検討され、良質なウニの養殖とウニの生産とを組み合わせ、また健全な漁場を守るため、一挙両得の観点から、早急な対策をお願いします。

3番目です。COCOA、これは新型コロナウイルス接触感染アプリの取り組みについてお尋ねをします。本アプリは、厚生労働省が公式提供する新型コロナウイルス陽性登録した人との接触を知らせるアプリであると認識しています。

この社会において、スマートフォンの普及はめざましく、我々高齢者にもスマートフォンを持っている人が増加しています。しかし、このアプリがどんなものか、どのようにしてインストールするのか、また活用するのかが、大半の方が分からないのが現状です。荅北町において、積極的な推進と操作方法等の説明会の実施と、新型コロナウイルス感染予防の一環として推し進めるべきと思われますが、対策をお尋ねします。

続きまして、防災行政無線及び告知端末機の現状と設置状況についてお尋ねします。今や防災無線及び告知端末は、災害発生時に緊急避難、救助、伝達等には欠くことのできないものであります。防災行政無線は、屋内・屋外の周知、告知端末は屋内用として手厚く対応がなされています。しかしながら、災害は昼夜を問わず、しかも近年発生が予想できない場合も多いですが、防災行政無線及び告知端末の設置状況をお尋ねします。

勤務体制の多様化、昼夜災害発生への対応、建築物の機密性の充実等から、屋内工場による作業、店舗、小集会所、施設等の事業所、その他類似建物内での聞き取りができないところが多くありますが、その視聴対策はどのようになっているのかお尋ねをします。

ちなみに、天草市におきましては、天草シティFMとしてFM放送が開局されており、固定・携帯ラジオは当然であります。車の中、トラクター、船舶等のラジオでも情報が受信できるようになっております。そのことで、天草市においては、このFM放送による発信も数多くなされております。

次に移りますが、下天草、約574平方キロの中の北端に、ぽつんと約67平方キロの荅北町があります。周囲は、海と天草市に囲まれておりますが、天草市との行政サービスの遅れが見られつつあります。また、人口の流出も見え始めております。

今回、2点、私として取り上げました、他の議員さんからも指摘がありましたが、前向きなご検討をお願いしたいところです。

まず、道路交通法から除外されている農作業機械等の軽自動車税課税についてお尋ね

をします。農作業機械等の軽自動車税につきましては、これまで複数回、一般質問や委員会等において課税がされるようになった経緯や経過をお尋ねし、これまでに納得のいく説明がありませんでしたが、従来どおり、軽自動車税が課税されないようお願いをしてきました。しかしながら、本年度も課税がなされ、農業者や中小関係業者の経営を圧迫してきました。このことについて、再度お尋ねをします。

軽自動車に対する課税は、昭和26年法律が制定され課税がなされていると思われませんが、これまで道路交通法から除外される農業作業機械等については課税はありませんでした。数年前から課税され、検討するという回答もあったようでしたが、農業、建設業の低迷が続く中、本年度も課税されています。

一方、天草下島の中で、三方苓北町を取り巻いている天草市におきましては、数年前から非課税の対応が取られています。来年度において、どのように対応されるかお尋ねをします。また、課税にいたった経緯について、法律、条例改正等も含めて、併せてお尋ねをします。

次に、高校生医療費の無料化についてお尋ねをします。このことにつきましても、これまで、複数回、私のほかの方々も同様でございますけれども、一般質問、委員会等において、ご家族の要望を一日も早く実施していただきたく要望し、無料化の早期実現に向けて質問等を重ねてきました。

天草市においては、高校生の医療費は無料となっており、子育ての環境は年々進んできております。苓北町基本計画の中にも、子育ての支援の充実が項目ごとに掲げられ、主要施策が掲げられており、少子化対策が進められておりますが、天草市に一步遅れをとっているのが現状です。

しかし、昨日の野田議員の一般質問の折、町長の答弁の中に、ある人の言葉「少子化は国を滅ぼす」を引用され、その中で親は進学するために子どもに金がかかるということで、子どもを多くつくらない。金がかかる子どもを育てるために、保護者が金が要らないまちづくりを行う。そのような内容を発言され、今回、町長の少子化対策の意気込みを強く感じました。本町において、来年度以降において、どのように対応されるかお尋ねをします。

以上、ご質問をいたしました。回答次第では自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の情報通信技術の活用による窓口業務の効率化に対する考え方のうち、ITの活用により、町民の行政手続き利便性等は確保されているか。また、経費節減が大きな理由と理解してよいかとのご質問でありました。

現在、窓口業務につきましては、住民、戸籍、税、福祉、選挙、教育などの分野で、基幹業務電算システムにより、住民サービスの向上と業務の効率化を図っているところでございます。また、平成29年11月からは、社会保障や税関係の行政手続きにおいて情報通信技術を活用し、マイナンバーを利用した国や地方公共団体の間での情報連携が始まり、所得や課税状況の提出書類が省略できるようになっております。

これにより、町民皆様が社会保障や税関係の手続をされる際は、複数の行政機関を回って書類を入手し、提出する手間が省けるため、手続きが簡素化し、利便性が向上しております。また、行政機関では情報連携により、必要な情報が瞬時に取得可能であるため、事務処理に要する時間、労力が大幅に削減されております。経費面でも他の行政機関への郵送照会事務が削減されるなど、一定の縮減効果が得られております。

また、今後は戸籍がマイナンバー制度へ参加することにより、社会保障手続や戸籍の届出時に戸籍謄抄本の提出が不要となるほか、非本籍地での証明発行が可能となります。

国におかれては、今後、行政のあらゆるサービスをデジタルで完結することを目指しておられます。町といたしましては、その動向を注視しながら、適正な情報通信技術の活用を努め、利用者の利便性の向上と行政の業務効率化に取り組むと考えております。

次に、機器導入に伴い、リース料、管理委託費等経費が膨大になりつつある、その額についてであります。電算システムに関する令和元年度の基幹電算戸籍システムにおける決算額を申し上げます。令和元年度の基幹電算システム戸籍システムにおける運用保守経費の決算額は、運用保守が8件で4,868万1,094円、そのうち補助金が161万6,000円、単独費が4,706万5,094円でございます。ちなみに、平成30年度は運用保守経費は7件で、単独費4,752万5,128円ございました。

システムの導入や改修につきましては、法改正によるものは国庫補助がございしますが、その後の改修や更新等につきましては単独費となりますので、改修件数及び更新があるかないかで、年度での経費が違います。

また、機器のリース料として業務用ノートパソコンリース料が職員100台、小中学校教職員68台、合計168台で、年額307万224円でございます。ご心配されております経費につきましては、以前から電算システムの経費を抑えるためのクラウド化について検討の指示を行っており、令和元年度まで3市3町の6自治体での検討を行ってきておりましたが、機器の導入等も考えますと、参加自治体が多いほど負担が少なくなりますので、今年度からは熊本県が窓口となり、県内の自治体に参加を募り、協議会を立ち上げ、クラウドに移行した場合の業務範囲の選定や標準仕様をどこまでするのかなどの検討が進められております。

次に、出張所について、職員を配置していたときと非常勤職員、今年度から会計年度

任用職員となっておりますが、現在の人員配置状況と経緯についてのお尋ねでございました。

出張所につきましては、平成26年度において、出張所のあり方について行政改革につながり、行政サービスが落ちないようなあり方を検討した結果、出張所は引き続き残しまして、職員は本庁勤務とし、嘱託職員、現在の会計年度任用職員を配置することといたしました。配置状況といたしまして、平成26年までが各出張所3カ所に職員1名であり、経費では平成26年度が3カ所で職員1名、計3名の給料、諸手当、共済費の人員費で1,968万747円でございます。平成27年度からは3カ所の出張所には嘱託職員として交替勤務で2名を確保し、1名の配置を行っております。

経費につきましては、今年度から会計年度任用職員制度となったことで、報酬や期末手当の支給などの変更がっておりますので、令和2年予算での人員費をご報告いたします。人員費は3カ所で2名ずつ、計6人の報酬、期末手当、雇用保険料、通勤手当で632万6,746円でございます。

業務内容としましては、職員を配置していたときと同様の戸籍、住民票、諸証明、印鑑登録の手続きや福祉保健課ほか、本町各課への提出書類の受領や相談に来られた方の各課へのおつなぎ等の業務を行っており、何ら変わっておりませんので、行政手続き及び利便性等は確保されていると考えております。

次に、磯焼けに対するウニの養殖対応についてであります。1点目のレタスを餌にしたウニの養殖試験につきましては、苓北町水産振興協議会において協議を行い、令和元年12月に養殖試験実施のための必要予算を計上し、同年12月から翌年3月までの3カ月間、委託事業により町内事業所において養殖試験に取り組んだところでございます。

3月末に水産振興協議会役員を中心に、養殖試験の報告、試食会を開催いたしました。ウニの実入りは天然ものと比べよい状況であり、実の色は天然ものに比べると薄く、味もたんぱくではありましたが、以前のように青臭さや苦みを強く感じることはありませんでした。なお、このレタスを餌にしたウニの養殖試験につきましては、今年度も引き続き委託事業にて取り組むこととしております。

次に、2点目の異常発生するウニを捕獲し養殖することにつきましては、ご承知のとおり、長引く磯焼けの要因の一つは海藻を食する生物の増加であり、特にガンガゼを初め、ウニ類の影響は非常に大きいことから熊本県水産多面的機能発揮対策協議会、苓北地区振興会において、毎年約1ヘクタールの駆除作業を実施しているところであります。

なお、この駆除作業では、ムラサキウニも駆除の対象としていることから、今年度は駆除したウニを活用した養殖試験に取り組むこととしております。また、ウニの餌への人工的な配合飼料の試みにつきましては、現在の養殖試験が圃場に大量に廃棄されるレ

タスを餌に活用することで、苓北町の農産物と海産物の特産品のコラボレーションによる新たな付加価値を見いだすことを目的に取り組んでいることから、まずはこの結果を確認、検証していくことが大事であると考えます。

しかし、もろもろのことにつきましては、ご提案の配合飼料、そしてほかのことにつきましても、今の状況が一段落してから、しっかりとこの取り組みを活用していきたいと考えているところであります。

3点目の新型コロナウイルス接触確認アプリの積極的な推進と新型コロナウイルス感染予防の一環として、操作方法等の説明会を実施すべきではないかのご質問の件でございます。まず、厚生労働省が接触確認アプリにつきまして、利用者向けに提供しております情報によりご説明申し上げますと、このアプリは利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能を利用して互いに分からないよう、プライバシーを確保して新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができるというものでございます。

このアプリを利用いたしますと、利用者は新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かり、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができるようでございます。

接触した記録につきましては、スマートフォンの近接通信機能を利用して、他のスマートフォンとの近接した状態がおおむね1メートル以内で15分以上接触として検知するものでありますが、新型コロナウイルス感染症の陽性者自らが接触確認アプリを使い、自分が感染したという情報を登録しなければ確認できない仕組みとなっております。また、携帯電話の機種によりましては、このアプリが登録できないものもあるようでございますので、契約携帯電話会社へ確認されたほうがよろしいかと思われま。

この新型コロナウイルス接触確認アプリに関しましては、役場本庁や各公民館におきまして、厚生労働省が作成いたしましたチラシを提示しておりますので、ご登録できる方につきましては、その場でぜひ登録をいただければと考えております。

このたび、アプリの積極的な推進をご提案をいただきましたので、チラシの掲示のほか、町のホームページ等におきましても周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、操作方法等の説明会の実施の提案につきましては、利用者ご本人の同意を前提に、QRコードなどを用いて接触確認アプリをインストールしたのち、携帯画面の指示に従って操作してまいりますと、アプリへの登録ができるようでございますので、今のところ説明会を実施する必要はないと考えているところでございます。

次に、防災行政無線及び告知端末機の設置状況についてであります。防災行政無線の屋外子局は、坂瀬川地区9基、志岐区17基、富岡地区7基、都呂々地区13基で、

合計46基設置しております。また、難聴世帯を対象として、戸別受信機を57基配布しております。

告知端末につきましては、令和2年3月まで設置数3,222基、そのうち個人住宅3,046基、事業所等で183基が設置されております。告知端末機の設置につきましては、整備当初の1年間に限り、インターネット契約をされる事業所につきましては、設置費の減免を行いました。それ以外の事業所等については、当初から有料としていたるところでございます。

次に、道路交通法から除外される農業作業機械等の軽自動車税課税についてのご質問でございます。以前にも、この件につきましてはご質問がありまして、答弁をさせていただいているところでございます。

まず、農耕作業用の小型特殊自動車の課税にいたった経緯、及び法律、条例等改正についてであります。天草市が小型特殊自動車税適正化事業を推進する中で、平成23年度から課税を始められておりますが、平成27年度からは田植機と刈り取り脱穀作業車につきましては、その取り扱いを課税免除とされております。

苓北町におきましても、天草市の事例を参考に、小型特殊自動車の適正課税のため、平成24年度に広報紙等で周知を図り、実態調査や申告の受付を行い、平成25年度から課税を行っているところでございます。なお、この根拠法令といたしましては、地方税法第442条及び第443条、道路運送車両法第3条及び同法施行規則第2条、別表第1並びに苓北町税条例第87条に基づき、課税の適正化を図ったものでございます。課税に際しましての法律条例等の改正はございません。

また、来年度における対応についてであります。軽自動車税は軽自動車等の所有に対して課税するもので、公道走行の有無は課税の要件ではございません。農業、建設業で使用する機械などで、道路運送車両法施行規則、別表第1に定める小型特殊自動車の基準に該当するものは、地方税法第443条における課税客体となり、その所有者に軽自動車税が課税されることとなります。なお、令和2年3月議会の一般質問におきまして、法令に基づき課税をしており、税の公平性の観点から課税免除は難しい。ただし、農業若しくは産業振興策の中でそれに見合うものを今後考えていきたい旨、答弁しております。農業者への支援策といたしまして、今年度は町単独での事業継続支援金を交付するほか、事業の継続・転換のための機械設備の導入等について、補助率4分の3、限度額100万円の補助を受けることが可能である経営継続補助金の採択に向け、JA等関係機関と連携し申請事務を進め、7月末の1次募集では45件の申請を済ませたところであります。引き続き、このような国・県の支援策を的確に捉え、申請サポートを行うとともに、町単独での農業支援策として道路損傷が少ない田植機やコンバインを初めとした農業省力化機械の導入に係る補助金の創設についても来年度の予算で考えてま

いりたいと考えているところでございます。

次に、高校生の医療費の無料化についてのご質問であります。すでに平成31年4月より、15歳から18歳までのひとり親世帯の方と住民税非課税世帯の方を対象に、無償化を実施しているところであります。今後につきましても、現制度で対応して、しばらくは様子を見させていただきたいと考えているところであります。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 自席での質問に前後するところがあるかと思えます。時間に制約がございますので、天草市近隣との調整が取れていない、5番と6番のほうから最初お尋ねをしていきたいと思えます。

法令に基づき課税しており、税の公平性から課税免除は難しいということでしたけれども、約50年間の間、課税がなされておりました。税の公平性からすると間違いは許されないというような解釈でございますが、この50年間の間、間違いの責任は誰が取るのか、今まで50年間ぐらい、26年から課税されてきたのを責任を誰が取るのか。そのときの最高責任者である町長が取るのか、あるいは課税した職員が取るのか、そこらへんの見解をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 軽自動車税につきましては、地方税法第447条及び町条例第87条に基づきまして、所有者は軽自動車税の賦課徴収に関して必要な事項を記載した申告書の提出義務がございます。その申告内容に基づきまして、納税者と課税客体の把握を行い、課税をしているところでございます。

従いまして、小型特殊自動車におきましても、その所有者に申告義務があるということで、平成24年度の実態調査時におきまして、すでに登録済みの農耕用のものが約209台はもうすでにごございました。

一方で、公道を走行することが課税の要件であると考えていらっしゃる方も多かったためでしょうか、申告をなされていない方も見受けられたということで、その後の取り組みでご理解をいただきまして、申告をしていただいて課税ということになっております。

間違いというご指摘をいただいておりますが、軽自動車税の課税客体につきまして、対象の数も多く、また異動もかなり激しいものでありますので、その把握にあたりましては、納税者に申告を負わせることによって、課税事務の円滑な施行を図っているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ご理解ができないから、こういったことで一般質問をするわけ

ですよ。昭和20年度、法が制定されてから、24年度まで課税されなかった理由ですよ。理由を聞いとるとですよ。そして、その中で課税されなかった税の公平さから課税しましたよということでございますので、その間、課税されなかったのは税の公平さからいえば、課税をせにやいかんとでしょう。せにやいかんのを、してなかったのは誰が責任を取るのかと。今、一生懸命見つけ出して課税ばしよるじゃなかですか。そこをお尋ねしたんですよ。

それで、その26年度に制定されて、20年まで取ってなかった理由、そしてその間、取らなかった理由と、取らなかったのは誰が責任かと、税の公正さで課税しておりますということでございますので、そこらへんを明確に回答してください。長々要らんです。誰が悪かったとか、課税しなかったとか。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） まず、平成24年度まで課税をされていなかった理由ということですが、平成25年度に課税をいたしましたけども、過去に遡って課税できる期間は3年間までと決まっております。しかしながら、課税を始めた時点では、対象の小型自動車の小型特殊自動車を登録の推進をするということが最大の目標でありまして、また取得した時期等も不明確であるということから、平成20年度以降の課税ということになっております。

なお、先ほど、その課税のあり方なんですけども、軽自動車税におきましては、所有者であります納税義務者の申告に基づいて課税台帳を作成しておりまして、納税義務者の認定につきましては、私たちはその申告によって行っているところでございます。

ただ、一部の車種、軽自動車とか二輪の小型自動車につきましては、申告の窓口が市町村ではなくて、軽自動車税協会とか、別の機関がありまして、そちらが代行する形で申告をしていただいております。ということございまして、小型特殊自動車につきましては、基本的には所有者の方が申告をしていただくということになっておりますので、その点の取り扱いにつきまして、公道を走行しないからとか、そういったこととか、またこちらとしましても車検、登録制度がないということで、申告の利便性もなかったということの中で申告がなかったということですので、そのおっしゃる課税自体は適正に行っていた、申告に基づいて行われていたものと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 昭和26年から平成23年度まで申請がなかったから掛けんじやったと、そういうことですか。今後も申請をせんば、掛けんちゃよかちゅうことですか。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 軽自動車税の所有者につきましては、申告義務がござ

います。申告義務がございますので、申告をなされなかった場合につきましても、地方税法とか条例とかでは申告をしなかったための過料とか、そういった部分の規定もございますので、あくまでも申告に基づいたところの課税を行ってきておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） お宅たちは、法令に基づき課税しており、税の公正から課税しておるといふことを言われたじゃなかですか。申告しとらん者は見つけて課税を掛けさせたつでしょう、24年に。私は、そこまで仕事をしとらんということじゃなかですか。聞きよるとですよ。全然、そういったどうのこうのじゃなかですよ。単純に言えば、申告をせにゃ、掛けんちゃよかつですかと聞きよるとですよ。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） あくまでも、ちょっとすみません、同じ答えになるかもしれませんが、軽自動車税につきましても、申告をしていただいた上で課税の円滑化を図っていくというような制度設計となっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 理解ができんとですか、ご理解をお願いします。そしたら、町の広報紙あたりで農作業自動車とかそういった軽自動車は、申告すれば税金を掛けますので、税金を申告せんば税金を掛けんちゃよかつですよというようなご一報をやっぱり出す必要があるとですよ。取る者から取る、取らん者から取らん。そういったやり方は最低の行政のあり方じゃなかですか。そこらへん、ぜひもう一回考え直していただきたい。

単純に、日本語を解釈すると、道路運送車両法という当時26年頃作られたのが、道路で物を運ぶという車が道路運送車両じゃなかですか。田植機というのは作業機ですよ。また、田植機、コンバイン等は、特殊自動車といえますけれども、自動車じゃなかでしょう。ここらへん、どう思いますか。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） こちらも地方税法の規定の中でのご説明をさせていただきますと思います。軽自動車税の小型特殊自動車の課税客体としましては、農耕作業用自動車の定義は、農耕トラクター、農業用薬剤散布車、それと刈り取り脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であって、最高速度が35キロメートル毎時未満のものということが定められております。

これらのうち、乗用装置があるもので最高速度によって、小型または大型特殊自動車に分類されるということで、分類の方法の仕方なんですけども、まず乗用装置がないも

の、こちらにつきましてはもう軽自動車税の申告はないということになります。

それと、2つ目、乗用装置があるもので、最高速度が35キロメートル未満のものにつきましては、大きさに関係なく、小型特殊自動車として公道の走行の有無に関わらず軽自動車税の申告は必要となります。

それと、乗用装置があつて、最高速度が35キロメートル以上のもの、大きさは関係なく、それは大型特殊自動車ということで固定資産税の償却資産の対象ということになっております。この分類に従いまして課税のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この当時、昭和26年代、この条例が作られたときあたりはそがん考えじゃなかったと思うとですよ。今、田植機は水の中で仕事する機械が田植機なんですよ。そして、エンジンが付いて乗れるようになったから税金をかけると。そして、水の中で作業される船なんかはどがんとすつとですか、船。水の中で運搬作業するあるいはその課税はせんばんですか。するとが本当でしょう。水の中で、動いて、動力が付いて。当時は手こぎとかなんかがあつて、何もなかったから取つとらん。あるいは道路は通らんから、そういった関係で50年間課税はされてきとらん品物じゃなかですか。免許もいらん、今は小型船舶はいりますけれども。自動車、警察が取り締まるわけじゃなかっですから。そこらへんを拡大解釈しとつとじゃなかですか。それは税の公平さじゃなかでしょう。もう一回、回答をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 失礼します。先ほど水の中での作業ということのお話がありました。道路運送法車両法の定義で、自動車とはということで原動機により陸上を移動させることを目的として製作したものという規定がございます。この中で、乗用装置を備えている田植機につきましては、道路運送法、車両法が適用されたところで、課税の対象ということで軽自動車税の対象になるかと思われま。

お話になりました船舶、船の課税につきましては、これに除外をされるのかなと。陸上を移動させる目的でございませぬのでですね。船の課税につきましては、固定資産税の償却資産の対象になる場合がございますので、その際は申告のほうをお願いしているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 堂々巡りになりますので、これは多分一部の官僚が、これは取ってよかやつかとか、財務省あたりの、一人の官僚が取りなさいって言うだけで、日本全国動いとると思うとですよ。決して官僚が言うことがまともじゃないということもありますので、法に照らして、しっかりと勉強をしていただいて、取るものは取る、

取らんものは取らんという対策をしていただきたい。

それから、各種農業の支援策を考えておられるということですが、これは税とどう関連があつとですか。このようなことを税と混同したら、全て行政施策が混乱しますよ。こんなことは言わんでください。例えば例を言いますよ。山間部で2反ぐらいしか作つとらん人たちが、もう年取ったけん中古の5、6万円でよかけん田植機はなかとかいて買わずとですよ。使うのは半日ぐらいですよ。それに課税しようとするのが町ですよ。コンバインも一緒ですよ。それと農業支援策と同じですか。そういった10万円、5万円、そのぐらいの中古車にも農業の支援をしていただけますか。今の農家は困つとですよ。そして農業離れがあるとですよ。1反、2反ぐらい作って、山間には補助金を出して町が育てておる低コスト組合あたりに頼んでも刈りに来てくれんと。それが税の公平さで取った補助金の使い道ですか。そういったことも全部出してください。

それから、そういったことを一緒に考えると、社会保障なんかというのはいっぱいありますよ、これに類似しとるとは。それで絶対公平ということは言わんでください。何か案のあれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 町長の答弁にありました、この農業支援策というのは税の免除とは全く関係ございませんで、今回コロナの関係もあつて、いろいろな支援策がなされているということでの答弁でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ぜひ前向きに検討してください。おかしいですよ、これは。

そして、天草管内で苓北町がしてないということはまたおかしい。

それから、医療費の問題です。医療費の問題ですが、この積算あたりで補助金がどのくらい入るとかいというような計算がされておると思いますがけれども、対象高校生が何人で、推定どのくらいぐらいの予算が必要か計算なされましたか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず対象人数でございますが、平成31年、令和元年度の人数の推計をまず出してみました。どのように出したかと申しますと、苓北中学校を卒業した人数を基に算定をいたしまして、皆さんが全部高校生になったと仮定しまして、その高校生が201名でございます。平成31年度に201人の高校生がいたと推計をいたしております。201人のうちに、すでに非課税世帯の方で医療費の助成をいただいている方が2名いらっしゃいました。それと、ひとり親世帯の中で、その高校生の方が30名いらっしゃいまして、合わせて32名の方はこの制度を利用をされております。ですから、201人から32人を引きました169人の数が出てきております。

費用の推計でございますが、令和元年、平成31年度の子育て医療費の支出総額が1、

820万円程度でございまして、そのうち対象者が809人でしたので、出し方的には支払総額を対象者の809人で割りまして、1人当たり2万2,500円程度という数字を出しました。その2万2,500円を169人を掛けました。これは単純に出してございますので、いろんな件もありますが、ちょっと単純に数字をそのまま出しまして、結局380万円程度という数字を出しております。すみません。一応、これで単純に出したので、以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） もし、全員の対象でおおよそで年間380万円ぐらいプラスしたら、全員高校生に対応できるとじゃなからうかということでしょう。

実は、この非課税対象は無料化となり、課税対象にはお金がかかるということでございますが、非課税世帯と課税世帯に相当逆な場合が、例えば非課税世帯と課税世帯において、必ずしも課税世帯の方が生活が裕福であるという方は、そうでない人もおらすとじゃなからうかと思うとです、税金の関係でですね。例えば、じいちゃんばあちゃんを扶養に入れるとか何かで、非課税世帯になったとか課税世帯になったとか。ここらへんでやっぱり比較するのはどうかと思いますけれども、これは税務住民課あたりで本当に非課税世帯の方が全員生活が苦しくて、課税の方が全員裕福か、そこらへんは見ておられますか、どうですか。福祉保健課とか、健康増進室あたり、どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 正直いって、そのへんの判断をちょっとしきれません。どうしても何らかの線引きが必要であるということでもありますので、課税世帯であるか非課税世帯であるかという判断をさせていただいております。申し訳ございません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これは、今ご承知のとおり、非課税世帯は無料化になっております。ただ、このことが高校生にしてみれば、差別と認識しない場合に遭遇する場合がありますんじゃなからうかと懸念しますけれども、例えばインフルエンザにかかるとって、二人とも病院に行ったとつするですよ。片一方の方は無料ですよと、片一方はお金がかかりますよという形になったときに、ここの二人のおった高校生がどう感じるか考えたことはございますか。私は納めんじゃったもんなよかったにやあというもんもおるじゃろうし、なしてうちは納めんとやろかい、そがん生活が苦しかつじゃろかいと。逆に、納めたもんな俺ばつか納めてと。あんたがいよかおいぎゃきつかじゃってなというようなことで、既にもうここで差別が出てくるとじゃなからうかと。考えたことはございますか。もう18歳は選挙権がある人間ですよ。政治にそろそろ目覚める、そろそろじゃなかも目覚めとるですよ。どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございません。今のことについては、ちょっと意識したことがございません。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 福祉保健課あたり、あるいは企画政策課あたりは、そこらへんを十分に検討した、公平さを見いだしていかなば、小さか町なら特にでくつとですよ、小さか町は。それがですたい、380万円要るけんがそれは消せて、銭のなか。そういった考え方はもう最低じゃなかですかね。こういった、皆さん、教育委員会あたりどうですか、差別あたりは考えたことはございますか。ちょっと意見を聞きたいと思えますけども、こういった形で差別が出てくると思いませんか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先ほど、課長のほうからもありましたけども、何らかの線引きが必要であるという、そこで区別をするということでしたけども、それが直接差別につながるものとは認識しておりません。それは何らかの線引きと区別の段階であって、それぞれが正しく自分のおかれている状況を知って、お互いの状況を知り合うことによって、どうしてさっきありましたように医療費の無料であるか有料であるかという、その区別についての正しい知識がまずは必要かと思えます。ですから、ただ単に現象だけをみての差別ということは私のほうは認識をしておりません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この件については、税の課税の仕方にもいろいろ出てくると思えます。非課税世帯が必ずしもきつはなか人間はいっぱいおりますのでね。課税しておって、そんな苦しいところもあるわけですよ。どここの何々会社の社長さんなんかには税金納められん方がかなりおらすです、諸経費で落としてしまいますからね。そういった方は無料化になるわけです。ぜひ検討していただきたい。

それから、ウニでございますが、ウニはぜひ今回の質問には餌として配合飼料はどうかということが必要でないかと尋ねておりますけれども、そこらへんはどうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 町長からの答弁と同じになりますけども、まずは現在取り組んでおりますレタスを餌としたウニの養殖について、その結果を確認、検証したいと考えております。

配合飼料の開発につきましては、現在、大分の事業者で配合飼料を餌にした養殖の事業をなされているところもございますので、そのへんの事業も確認したいと考えております。

まずは、配合飼料の開発を先行するのではなくて、ウニの養殖の継続性とか、それからそれに必要な設備等も考えなくてははいけませんので、そのへんも含めて水産振興協議会のほうで検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ウニの養殖について、過去に相当な金を費やして研究をしておりますので、もう前段階に進んでよかと思うとですよ。三丁目、四丁目の沖に離岸堤ができておりますけれども、あれもウニの養殖場なんです。町長が行って知っとらすと思いますけれども。そういったことで、もうすでに進んでおりますので、もうそういった形で次の段階に進んで、それはどっちみち陸上でしよるとでしょう。マスをかえて、専門ば、イノシンば食わせるところとか、キャベツを食わせるところ、レタスを食わせるところとか、いろんなそれは造られればよかと思うんです。試験でしょう。そういったことで、ぜひやってください。これは早急に対応してください。そして、磯焼けを防止するように。漁民の方が安心して漁師をされるような対応をつくってください。以上です。

それから、アプリの件ですけれども、これはさも悪いようなことで言われように聞いたんですけれども、厚生労働省が推進しとるとですよ。これで、私たち高齢化社会が40%以上になったときに、スマホは持つとるばってん使い道知らんという方がいっぱいおいでですので、講習会とかなんかを、使い道を教えてくれんかというのを、しませんと、これを見てしなさいと。そこの理由をもう一回教えてください。技術がなかつですよ。その方たちに厚生労働省が使わせると、こういったことを大いに利用してくださいと、そして感染拡大をなるべく少なくしましょうというようなことで奨励しとるとですよ。それをしませんと、我がどんが適当にしなさいというふうに聞こえたんです、今の答弁は。いろんな形で健康講演会とか、何かそがん持って行って来らした人だけでよかですので、そういったことは考えられんとですか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 只今のアプリの件でございますが、答弁の中にもございましたけども、積極的な推進のご提案、議員さんのほうからいただきましたので、今、各公民館と役場本庁に掲示をしておりますチラシのほかに、町のホームページ、広報等を通じましてPR、周知を行ってまいります。その後、このアプリに関する問い合わせ等がございましたら、健康増進室の職員のほうで対応したいと考えております。

説明会につきましては、今、人を集めての説明会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ちょっとそこらへんは控えていきたいということでの答弁と考えていただきたいと思います。ご理解をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まあそこらへんは言うてなかったけん、新型はですね。ぜひ、こういったことは率先して使い方を教えてください。ホームページなんか見る人が何人おられますか。見きらん者ばっかですよ、65歳以上過ぎた者は。自分たちが町のホームページとか県のホームページを見よるですか、見よらんでしょう。

それから、通信関係ですが、行政改革に伴う窓口職員の定数を教えてください。例えば、昭和年代にあつとつたと、26年ごろに行政改革をしたと、これは27年からどのくらいか。これは本庁と各出張所、それから経費、これは相当予算がかかって、今の形になつとると思うとですよ。昔は予算は要らんやつたと思うとですよ。今後は5,000人もう間近な町ですので、こがん4,700万円も毎年要るような施設は要らんわけですよ。人間でよかつたですよ。特に町民と役場の職員の方はつながりを緊密にして、優しい町ばつくていかにゃんわけですから、そこらへんはぜひ検討してください。これは後で私にください。

それから、行政無線、これもぜひ告知端末あたりを、これだけ災害が多いときは室内にも、工場、事業所、そこらへんにも設置していただくように推進するか、補助金でも出して、やっぱり誰にでもどこでも聞けるような対応をとってください。今は、夜だけ、夜・朝しか鳴りませんので、おらんときにめきよつとですよ、家の中では。ぜひ仕事場でも活用できるような対応をとってください。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 通告9番、8番議員、野崎幸洋です。

本定例会最後の質問者になりますが、よろしくお願ひいたします。

通告しておりました苓北町振興計画の実施計画「苓北町人口ビジョン」と「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてお伺いをいたします。

7月16日に行われました全員協議会において、苓北町振興計画の実施計画「苓北町人口ビジョン（改訂版 期間2060年まで）」と「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度から令和6年度）」の資料が提出されました。

その内容は、Ⅰ、人口の推移と現状、令和2年2月末の苓北町の人口が7,100人に対し、社人研の推計では2040年に4,500人、2060年には2,400人まで減少し、高齢化率が56%になると見込まれる。

Ⅱ、基本的視点として、①若年層を中心とした人口の流入促進と流出抑制、②若い世代の結婚・子育て支援の促進、③ふるさと介護の実現、④一次産業の振興。

Ⅲ、将来の展望として、2060年に5,000人程度の人口の定常化を目指す。第2期総合戦略（4つの基本目標）として、1、苓北町にしごとをつくり、安心して働けるようにする。新規起業・創業件数は、5年間で26件、社会減、令和元年59人減を

5年間で増やす、5年後の社会増30人。2、苓北町とのつながりを築き、苓北町への新しい人の流れをつくる。観光年間入込者数、平成30年7万2,000人を令和6年には7万6,000人に。移住・定住世帯数を5年間で20世帯。3、町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。出生数、令和元年33人だったものを、令和6年に51人に増やす。4、人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。自然減、令和元年103人減を5年間で半減の5年後の自然減は50人減とするとの資料が提出されました。確かに計画としての目標とすれば、素晴らしい数字ですが、しかし実現するには非常に難しい数字ではないかと思えます。この実施計画を達成するためのそれぞれの具体的な構想をお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北町では、町政運営の中長期的な基本理念や目標を掲げる最上位の計画である、いわゆる総合計画にあたるものとして、2019年度から2028年度までの10年間の苓北町第7次振興計画を策定しておりますが、この振興計画を基本とし、また国の地方創生及び熊本県の総合戦略も勘案しながら、令和2年度から令和6年度までの第2基苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。この総合戦略を達成するためのそれぞれの具体的な構想についてのお尋ねでございますが、この総合戦略には大きな4つの基本目標を掲げ、その目標を達成するための25の施策を設定し、その施策ごとに具体的な事業を推進してまいります。

まず1つ目の基本目標である苓北町に仕事をつくり、安心して働けるようにするでは、1つ、企業誘致と雇用先の確保、2つ目に職場の創出、3番目に農林水産業における法人、新規就業者の増加・促進、4番目に商工業の振興の4つの施策を。

2つ目基本目標である苓北町とのつながりを築き、苓北町への新しい人の流れをつくるでは、1つ、観光資源を活かした魅力ある地域づくりの推進、2つ、地域間交流の推進と関係人口の創出・拡大、3番目には天草～長崎航路の運航維持、4番目には移住定住の促進と空き家対策、5番目には定住促進のための支援施策の充実の5つの施策を上げております。

3つ目の基本目標である町民の結婚、出産、子育ての希望をかなえるでは、1つ目に子育て支援の充実、2つ目に学校教育の充実、3番目に結婚希望者への婚活支援の3つの施策を考えております。

4つ目の基本目標である、人が集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくるでは、町内交通政策の充実、2つ目に地区振興会、まちづくり協議会の設立による地域コミュニティの活性化、3番目にふるさと介護の取り組み、4番目に高齢化社会に

向けた高齢者の活動推進、5番目に障がい者への支援の充実により、安心な暮らしを守る、6番目に特定健診、特定保健指導等の受診率・実施率の向上、7番目に食生活の改善による健康づくり、8番目に交通安全の充実、9番目に消防・防災の充実、10番目にあらゆる分野における女性の活躍促進、11番目にみんなで進める協働のまちづくり、12番目に上下水道等のインフラ整備による移住者等への良好な住環境の提供、13番目に高齢者等のごみ出し支援の、13の施策を合わせた25の施策を推進してまいります。

この1番から13番目と書いたのは、1番が重要で、13番目がそうではないということではございません。ただ整理上、番号を付けたわけでありまして。最近では、会社に出社しないで在宅や遠隔勤務でのリモートワークを導入する企業が増えるなど、これまでの人の流れに変化が起きつつあります。リモートワークの導入で、地方に住みながら仕事をする選択肢が生まれ、働き方が大きく変わるといわれています。町には光ファイバー網が町内全域に敷設され、上下水道も完備されるなど、社会インフラが整備されているメリットの部分もありますので、今後は企業の設立支援や起業家支援、そういう方々へ対する支援を行うとともに、移住の際の受入環境整備も視野に入れながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

只今挙げましたことにつきましては、野崎議員もご質問のとき、こんなに具体的にできるんだろうかと思いつつながらのご質問だったと思います。これは本当に一つ一つを情報発信をしっかりとしながら、地域以外の方々にも交通インフラは不便けれども、来てみれば天国だというような感覚をもっていただいた中で、この苓北町をしっかりと理解をしていただいて来ていただく方、これをこういう方たちをどう呼び寄せるかという目標でありまして、実質的に本当に呼び寄せるだけの努力が我々にできるかどうか、これにかかっていると思っております。だから、この文言だけでは私もまだ半信半疑でもあります。ですから、通常言うように、やはり情報をしっかりと受け取っていただけるような、そういう努力を一つ一つの分野でやっていただきたい。そんな中で苓北町を理解して、1人でも2人でもこういう目標に対して集まっていただける、そういうまちづくりを地道にやっていきたいと、そういう考えで作ったわけでございます。そういった意味で、非常に難しいわけですけど、努力次第では理解をしてくれる人たちが1人でも多く増えると考えておりますので、頑張ったいと思っております。

以上で、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、人口についてお伺いをいたしますけれども、苓北町の人口が、2月末現在ですが、7,100人です。社人研の推計で、先ほど言いましたけども、20年後の204

0年には4,500人、40年後には2,400人との推計が出されております。これを町の人口ビジョンでは、40年後の2060年には社人研が推測した倍以上の5,000人程度の人口定住化を目指すとして書いてあります。当然、先ほど町長も言われましたように、目標は目標として立てなければいけませんけども、果たしてこの専門家が出した数字の倍以上の定住化というのは、本当に可能な数字だと思いなのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件については、今、答弁で申し上げましたように、一つ一つ非常に難しい問題である。難しい問題というのは、一つ一つをやはり気合を込めて、荅北町にはこんなことがあるんだということをしっかり情報発信できるかどうか。何も知らないわけですから、全国の方々、あるいは外国の方々は。そういうことでありますので、これを一つ一つやって、その積み重ねの中で、例えば2040年に4,500人、これをクリアできれば、2060年の5,000人というのは可能になってくると思いますが、これをクリアできなければ、その社人研が、人口問題研究所が言っているような状況が出てくる可能性は大いにあると。そういった意味で、これを作りました。そういうことで、この5年以内にある程度、その姿が、ああ大分この目標に対して何人かでも着ておられるなど、そういうことが出てこない、これはなかなか難しい問題になってくると思っておりますので、もう今からスタートダッシュをすべきだと思います。一つ一つの分野で、職員の皆さんも頑張ってください、そしてこの目標が達成できるようにやりたいと思っております。これが本当、努力の積み重ねがないと、本当、社人研の言うとおりになって、寂しい町になってしまうと思っておりますので、頑張らなきゃいけないと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確かに、本当に数字的には厳しい数字だと、私も思います。今、町長が言われましたように、まずは20年後、ここを4,500人程度、ここをなるべく食い止めていただいて、少しでも人口減少にならないように、今後の努力をしていただきたいと思えますけども、そういった人口減少を食い止める策がいろいろ先ほども答弁の中でおっしゃっていただきましたけども、その人口ビジョンの中で、基本的視点の①の若年層を中心とした人口の流入促進と、流出抑制についてをお伺いいたしますけども、この中で本町の場合、高校、大学を卒業し、就職時期を迎えた若年層の流出が多く、ここを解消しなければ将来安定した人口の推移は見込めないとして書いてあります。本町の特性を生かした新たな働く場を創出して、これまで進めてきた電気のふるさととしてのまちづくりをさらに推進する。また、地場産業と観光関連の産業を発展させ、活気あるまちづくりを推進し、他の産業へ波及させ、雇用の拡大を図り、人口の流出抑制

を図るとしてあります。

これまでも誘致企業には、企画政策課において企業誘致の職員を配置して、努力を重ねてこられたとっております。しかし、現在までこの若年層の人口流出を抑制できるような企業の誘致は非常に難しい状況にあるとっております。町の条例の中に、奨学金の償還免除規定が定められていますが、その内容は町が定める国家資格を有する者で、町内に居住し、かつ町内の施設や町内を拠点として、その国家資格の業務に従事する者、奨学金の返済免除の額は、定められた返還年数のうち、当該業務に勤務した期間の奨学金の返還金のうち半額とするとあります。今後はこの返還免除の条例の規約を見直して、高校、大学、専門学校を卒業し、国家資格を有する者でなくても、荅北町に就職した人全員の奨学金の資金貸付の全額免除、こういった思い切った施策を講じて、若者の流出の状況を少しでも抑制していく一つの方法として、今後考えていく必要があるんじゃないかと考えているんですけども、そのへん町長、どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 奨学金を借りて、高校、大学、あるいは専門学校に進学される方々、目標をもって奨学金をお借りになっていると思います。ですから、やっぱりその目標に必要な資格はやっぱり取っていただきたい。ただし、今後の検討案ですが、その資格を使った中での就職でなくても、地元に戻ってきていただく方についてのことについては、検討するに値すると考えますので、これは検討させていただきたいと思いません。

また、併せまして、今は例えば荅北町で一番充実しているのが、介護施設とか医療です。そういった意味で、もっと進展させようとした、この2、3年でありましたが、結局、人手不足で介護をされる方たちはいても、介護する人たちがいない。今のところ、これ以上に伸ばしていくというのが非常に難しい状況になっておりますが、これはこの世の中が非常に気の毒な方もいらっしゃる、もう既にコロナの関係で5万人雇い止めになっている。この暮れ、あるいは年度末、会社も倒産する、仕事場をもっと失われる方もいらっしゃる。その中で、ああ荅北町にはこんなことがあるんだということで考えていただければ、まだ荅北町には介護施設を造ってもいいという方たちはいらっしゃいます。あとは、そこで面倒を見る、介護をされる方たちが集まるかどうか。この目途がつけば、これが増やされる可能性もあります。

それと併せて、このコロナ禍の中で、対面で仕事をするということは、もう今まではそうだったかもしれませんが、やっぱりリモートワーク等で仕事をしよう。非常に、だから交通は不便だけど、風光明媚、人情豊かな、そういうところで過ごしたい。そして、自分の技術を生かして過ごしたいという方たちはたくさんいらっしゃると思いません。その人たちを捕まえるために、どう我が町の宣言を発信するか、これがさっき言っ

たように、その発信にしっかり頑張ることが我々ができるかどうかで、大分違ってくると思います。ですから、そういうコロナ禍の中で、チャンスをとすることは失礼にあるかもしれませんが、人が少しは余ってくるということは、チャンスの一つだと考えておりますので、頑張りたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、検討していただくということで、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この総合戦略の中にも、奨学金を活用した若者の地方定着促進事業として、定住奨学金返還免除の制度の充実の検討ということで、もう明記してあります。ですから、ぜひ検討いただけるという答弁をいただきましたので、今後、先ほど言いましたように、全額免除の方向、そしてまた国家資格を取られた方と取られた方で、当然、就職率が良くなりますので、それは頑張ってください、それを取ってない方でも、苓北町に帰ってきたら、そういった奨学金の免除制度があるということで、今後はそういった改定のほうで検討いただければと思います。

次に、先ほど今、町長のほうからも介護の件でご答弁がありましたけども、これまでふるさと介護、このまち・ひと・しごと創生総合戦略にもありますけども、ふるさと介護の実現、これは明記してありますので、この実現について、現在の進捗状況、実現可能な状況にあるのか、そのへんをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 現在では、今も言いましたように、こっちに働きに来る人たちがいないという判断をなさっている経営者もいらっしゃいます。ところが、これからはそれが少し変わってくると思いますので、我々もふるさと介護というのは一つの造語ですけど、この周辺のご出身者とかが都会に出られて、もうOBになって、そして介護施設に入ろうと思ってもなかなか入れない。それを我々が吸収していこうとしていたわけですが、その方たちの面倒を見る人がいないということでとん挫しているわけです。だから、改めてこの計画は進めていくべきであると考えております。

なお、今、都会にはその介護施設があまりないと言われておりますが、東京あたりでも特別養護老人ホームあたりはたくさんあって、そしてしかもある中で結局倒産しているところが結構あります。何で倒産するのかというと、働く人がいないから倒産していたわけですが、去年までは。だから、今後、そういう方たちが全国に散らばっていただければいいなと。その中で、苓北町の良さをしっかりと訴えて、皆さんにぜひ苓北で働いていただける環境になれば、この計画も進捗率が非常に高くなってきているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） この振興計画は、予定では令和6年度までとなっておりますので、徐々にこのふるさと介護のほうもお話を進めていただき、雇用の場を創出していただければと思っております。

次に、若い世代の結婚、子育て支援の促進についてお伺いをしますけども、苓北町では男性の約5人に2人、女性は5人に1人が未婚者となっているようです。この要因として、個人の価値観の多様化や仕事の関係などが上げられるが、人口減少により出会いが少ないことも考えられる。その対策として、これまで行ってきた子育て支援策に加え、若い世代が安心して働き、快適に生活できる環境の整備を推進しますとあります。昨年からは、天草市と合同の企画で婚活事業を行われているようでもありますけども、この問題は今後も他の市町村と連携しながら取り組まなければ、町内だけの事業では非常に難しいと考えます。また、結婚後の出生数が令和元年の実績が33名、それを令和6年には51人という目標を掲げてあります。人口減少が進む中、出生数を上げるということは非常に難しいとは思いますが、例え出生数が増加したとしても、住むところがなく、町外へ転出されては元も子もないと思います。若い世代、子育て世代のための住宅の整備や公園等を含む、子育て環境を整えることも大事ではないかと思っております。そういった点での考え、町長のほうはどうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、町内で結婚していただいて、ここで住んでいただく、これが我々の目標でもあります。そんな中で、以前は町営住宅、これはもうすごい競争でした。ところが、今はすぐ空くんですよ。空いて、競争じゃないんですよ。だから、それはそれとして、当座はそういうことで町営住宅にも割と住みやすい、入りやすい状況でございますので、ぜひそういうこともお勧めし、数が増えてきた場合に、また考えたいと。そして、今度の補正予算にも、あそこのKDD跡のテニスコートを中心に用地を整備いたしますが、とりあえずは用地整備をして、また町民の皆さん方の反応を見ながら、これをどうするか。まとめて買っていただける方がいらっしゃれば、それはそれとして可といたしますが、そんな中で家を造りたいとかという希望者がいらっしゃるということであれば、それを分譲を考えてもよいのではないかと考えているところであります。そういう状況でありますので、要するに増える状況の中で土地はあります。なかなか四季咲館の上の土地もまとめて買うなんていう人はおられません。でも、問い合わせの中で、介護施設や何かには使ってよかつじゃろうかと、でもあんなに広い土地は要らないと。だから、そこをどうするかということ。KDDの後もなかなか大きすぎて一つの企業ではなかなか使いきれない。そしてまた、これを当たり前のようにするには何千万円も何億円も要る可能性もあります。そういったことで、住宅はとりあえず町営住宅、必要ならば今後整備をしますKDDの跡のテニスコートを中心にしたところ

に家を建てて、あるいは町営住宅を建てて、そんなに急にパーっと増えれば我々もうれしいわけですけど、金の使い甲斐がありますけども、そういった面でもろもろ考えることが今後たくさん出てくるように頑張りたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 数が増えてからということでしょうけども、増やすために、まず逆に私は若い人を受け入れる体制を、苓北町は先にとっていただいて、ああ苓北町に行けば新婚でも、例えばこの町営住宅に入れて、公園も整備されているから、小さい子どもも安心してこの住宅に住ませられるんだという、そういった環境づくりをよそよりもまず先に整えていただきたいなという思いでおります。だから、宅地も当然販売するのも大事なことですけども、宅地の前に町営住宅、若い人の町営住宅を整えていただいて、そういった環境整備をぜひやっていただきたいと思います。

次にですけども、これも非常に難しい問題なんですけども、人が集う安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるとして、令和元年の苓北町の自然減が103名だったのを、5年間で半減の50人とする基本目標が出されております。年々高齢化が進む中、自然減の現状維持を目標にするならともかく、亡くなられていく方を減らすというのは、非常にこれは難しく、非現実的な数字のように、私は思っております。人口ビジョン同様、本当に実現可能な数字なのか、そのへんお考えをもう一度お伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これもこの掲げた25項目の中で、一つ一つ少しずつでも実現をしていかないと、なかなか難しいことだと、私も認識をしております。そういった意味で、今言われたように、家、どっちが先かの話ですけど、家を造って、来てくださいと。ただし、今、何件かは必ず町営住宅に入れます。その中で様子を見ながら、今度のところにできればアパートでも造っていただければ非常にありがたいで、今度の整備、そういうことも考えながら、今言われたようなことについて、人口がやっぱり増やすためには住まい、住まいも空き家もあります。空き家ももう少し積極的にやって、なかなかいい家でも仏壇は置いてある、たんすは置いてある、なかなか借り手がすぐ住めるような状況ではないところが多いわけですね。でも、貸してもいいというところはあるようでございますので、そういうところを早く整備をして、とにかく苓北町に住みたい方に、具体的に提示する。空き家がありますよじゃなくて、空き家がこういうのがありますよと、あそこにもありますよと。住まいもそういうことで具体的に提示した中で情報発信していくということが大事ではないかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 自然減のほうも確かにもうこれは先のことは分からないわけで、目標は目標として当然立てなければなりません。今、いろんな対策を立ててもらって

ますので、そういった目標値に近づけるように、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

最後にですけども、先ほど町長答弁で言われましたけども、今後はコロナ禍の関係もあるのかと思いますけども、住宅や遠隔勤務でのリモートワークを導入する企業、また大学などもリモートによる授業が行われるなど、社会のあり方が大きく変化しつつあっております。

苓北町は、先ほど町長答弁にもありましたけども、光ファイバー網が町内全域に整備され、上下水道も完備されるなど、インフラ整備の部分では他の市町と比較して大きなメリット部分があります。これを生かして、企業の誘致や移住者の受け入れにぜひ努力していただき、これらの数値目標を達成していただきたいと思っております。

そのために、まず一番大事なことは、各担当課、各職員がまず意識と向上心をもって取り組まなければ、目標には近づけないと思っております。そうしないと、今の数値目標というのは絵に描いた餅になってしまいますので、ぜひ達成するために目標に掲げてあります安心して住める苓北、いきいきと暮らせる苓北、ふるさとと呼べる苓北の基本目標の達成に向けて全庁でぜひ頑張っていたきたいと思いますと思っております。

以上で、終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時39分

再開 午後3時08分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

お諮りします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議案にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

追加日程を配付いたします。

[追加日程配付]

-----○-----

追加日程第1 会期延長の件

○議長（錦戸俊春君） 追加日程第1、会期延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月11日までと決定していましたが、台風10号の影響により、9月18日まで7日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は9月18日まで7日間延長することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、9月7日は休会とし、9月8日火曜日、午前9時30分から本会議を開きます。
どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時10分

令和 2 年 9 月 8 日（火）

（第 3 日目）

令和2年第6回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和2年第6回苓北町議会定例会は、令和2年9月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 早退議員は、8番 野崎 幸洋（午後3時をもって早退）

7. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

8. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章 二	副町長	山崎 秀 典
教育長	濱崎 敏 和	総務課長	尾脇 宣 宏
税務住民課長	吉本 英 明	企画政策課長	錦戸 雅 志
教育課長	福田 誠 一	土木管理課長	汐崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西川 文 孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康 彦	会計課長	松村 保 則
監査委員	登本 玄 一		

9. 議事日程

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 1 2 号 | 専決第 1 2 号 | 令和 2 年度苓北町一般会計補正予算
(第 4 号) |
| 日程第 2 | 議案第 4 7 号 | | 苓北町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 4 8 号 | | 苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基
準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 9 号 | | 令和 2 年度苓北町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 5 | 議案第 5 0 号 | | 令和 2 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算 (第
1 号) |
| 日程第 6 | 議案第 5 1 号 | | 令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算 (第
1 号) |
| 日程第 7 | 議案第 5 2 号 | | 令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算 (第
2 号) |
| 日程第 8 | 議案第 5 3 号 | | 令和 2 年度苓北町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 9 | 議案第 5 4 号 | | 令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 5 号 | | 令和 2 年度苓北町水道特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 6 号 | | 令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 7 号 | | 令和 2 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算 (第
1 号) |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 8 号 | | 令和 2 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 9 号 | | 令和 2 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算 (第
1 号) |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 0 号 | | 請負契約 [志岐漁港臨港道路整備工事] の締結につい
て |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 1 号 | | 請負契約 [志岐集会所大規模改修工事] の変更締結に
ついて |
| 日程第 1 7 | 同意第 4 号 | | 教育長の任命について |
| 日程第 1 8 | 認定第 1 号 | | 令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て |
| 日程第 1 9 | 認定第 2 号 | | 令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について |

- 日程第 2 0 認定第 3 号 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 4 号 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 5 号 令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 8 号 令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 9 号 令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 0 号 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 1 1 号 令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 報告第 6 号 令和元年度決算における健全化判断比率について
- 日程第 3 0 報告第 7 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 日程第 3 1 請願第 1 号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願書

10. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 承認第12号 専決第12号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、承認第12号、専決処分の承認について、専決第12号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第12号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度苓北町一般会計補正予算を、令和2年6月18日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大により収入の減少の影響を受けている町内事業主に対して支援を行う苓北町事業継続支援金について、国の持続化給付金制度に関する関係機関による周知の広がりや相談窓口が設置されたこともあり、国の持続化給付金の申請が増加し、これに伴い町の支援金についても、特に農業及び漁業の個人事業主の方々からの申請及びお問い合わせが、6月議会定例会後に急増いたしました。

このため、所要の予算を確保し、早急に苓北町事業継続支援金を増額補正する必要が生じたので、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 専決第12号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億6,100万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少している農業及び漁業の個人事業主の方への支援である苓北町事業継続支援金に全額充当するため、農業30件分と漁業50件分を合わせた80件掛ける10万円の800万円を増額するものです。

7ページをお願いします。歳出です。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金、苓北町事業継続支援金（農業）は、農業個人事業主に対し、申請件数及び相談件数等を考慮して今後の交付件数を見込み、30件掛ける10万円の300万円を増額するものです。

8ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費、節19負担金補助及び交付金、苓北町事業継続支援金（漁業）は、漁業個人事業主に対し、申請件数及び相談件数等を考慮して、今後の交付件数を見込み、50件掛ける10万円の500万円を増額するものです。

以上で、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第47号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第47号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） おはようございます。

議案第47号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年9月3日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

なお、令和2年度税制改正分につきましては、施行日が令和2年4月1日のほか、令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日に分かれています。

このうち、令和2年4月1日施行分につきましては、令和2年3月31日付け専決処分し、令和2年5月14日開催の第4回臨時会でご承認をいただいておりますので、今回はその残りの令和2年10月1日以後に施行される分を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、4ページ後ろに添付しております新旧対照表をお願いします。右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部が今回改正するものでございます。

改正内容の主なものは、個人町民税において、ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直し、及びこれらを踏まえた人的非課税措置の見直し、たばこ税において、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しなどとなっております。

なお、法律改正にあわせた項ズレや字句の整備に伴う措置につきましては、説明を省略させていただきます。

では、1ページ、第1条による改正は、施行期日が令和2年11月1日及び令和3年1月1日と、第2条における改正に先行した施行期日が定められているものでございます。

第24条及び第34条の2は、個人住民税において、ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親、女性のひとり親間の不公平を同時に解消し、対象を広げる措置を講じるものです。

2ページをお願いします。

第94条は、たばこ税において、軽量の葉巻たばこの課税方式を、現行の重量比例課税方式から本数課税方式へ見直すもので、令和2年10月1日から2段階で実施されます。激変緩和を図るため、令和3年9月30日までの1年間については、0.5グラム

未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税する経過措置を講じた上で、段階的に見直しを行います。

3ページをお願いします。

附則第3条の2及び附則第4条は、延滞金等において、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、国税と同様の延滞金、還付加算金の割合の引き下げを行うものです。

4ページをお願いします。

附則第17条及び附則第17条の2は、町民税において、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設による所要の措置を行うものです。

5ページをお願いします。

第2条による改正は、施行期日が第1条より後ろの令和3年10月1日及び令和4年4月1日が定められているものでございます。

第19条は、法律改正にあわせた項ズレに伴う措置及び規定の整備、第20条は、同じく法律改正にあわせた条例の項の削除による改正となります。

6ページをお願いします。

第23条も法律改正にあわせた規定の整備になります。

あわせて、第31条から12ページまでの第48条、第50条、第52条は、法人の町民税において、法律改正にあわせた規定の整備、項ズレの措置のほか、法人税法において連結納税を廃止することに伴う規定の整理を行うものでございます。

13ページをお願いします。

第94条は、たばこ税において、先ほど第1条による改正でご説明した、たばこ税2段階改正の2段目にあたる改正となるもので、課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するもので、令和3年10月1日から適用されるものです。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について、法律改正にあわせた条例の項の削除による改正となります。

恐れ入りますが、条例本文の3ページへお戻りください。

附則としまして、第1条、施行期日、この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

また、第2条で延滞金に関する経過措置を、第3条及び第4条で町民税に関する経過措置を、4ページをお願いします。第5条及び第6条でたばこ税に関する経過措置を、それぞれ規定しております。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口議員。

○7番（浜口雅英君） 1条の2行目に、寡夫、ひとり親に改めるということで書いてあるですね。それから、次の3行目に、寡婦と寡夫控除額を寡婦とひとり親控除、この寡婦、婦人の婦ですね、を残して寡夫はひとり親という呼び方をすると、これはどういう意味があるのでしょうか。今の社会では、男とか女とか差別しちやいかんと、女が男になってもよか、男が女になってもよかというような世相になってきていますけども、あえて法律、文言をそういう形に変えなければならないという根拠は何でしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） まず、女性の場合と男性の場合で、これまで寡夫・寡夫控除ということで、条件とか年収とかで隔たり、格差が設けてございましたので、それをまず改めるということで、1点目が子どもを有するひとり親につきましては、法律婚の有無とか、性別の有無に関わらず、同一の要件により同額の控除を受けることにしたということで、子どもを扶養しているお母さん、お父さんにつきましては、全て一くくりでひとり親控除の適用になります。

先ほどおっしゃられました寡婦につきましては、これまでも制度がございましたけども、寡婦控除の適用を受けられる方につきましては、そのお子様以外の扶養親族を持たれる女性の方、そういう方につきましては、死別とか、離別とか、経済的な部分で少し税的な控除が必要ということで、これまで同様の措置が講じられておりますけども、所得の制限が500万円以下ということで、新たに見直しが行われているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありますか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 13の2と読むんですかね、これは。下のページの読み方、2/13と13/13、ここで改正後と改正前で、2の2ページのほうのたばこ税の課税標準が改正後が但し書きで重量0.7グラム未満は紙たばこの0.7本に換算すると。13ページほうは、改正後では1グラム未満の葉巻たばこは紙たばこの1本に換算するものとするというふうに書いてありますが、これは何でこの改正後がそれぞれ同じ、この94条というのは別の条項なんのでしょうか。ちょっと2ページのほうと13ページのほうの書き方がちょっと真逆になっているものだから、何でこういうふうになるのかをちょっと教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 今回の条例の中で、第1条と第2条に分かれておりま

して、第1条の分が令和2年の10月1日と、令和3年1月1日までに施行される分、第2条分につきましては、その第2条が溶け込んだ後の形で、令和3年の10月1日、それと令和4年の4月1日ということになりますので、13分の2ページの分の改正後の第94条の部分が13分の13、それが改正前に来ると、溶け込んだ後になってくるということになりますので、施行日の関係でこういった表記になっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 確認ですが、今のは、分かりました。今度が一旦0.7本に換算して、また令和3年10月1日に、またそれが1本に戻るということで、課税の段階的引き上げというふうなことで、こういうふうな書き方でやっていこうということですね。はい、ありがとうございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、苓北町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第48号 苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第48号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） おはようございます。

議案第48号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を、別紙

のとおり改正することとする。

令和2年9月3日提出。荅北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が令和2年6月5日に公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

荅北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

荅北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年荅北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条例改正内容についてご説明をしたいと思いますので、恐れ入ります、次のページの新旧対照表をお願いいたします。表の右側が改正前でございます。左側が改正後でございます。下線の部分が改正部分でございます。

まず、第5条ですが、管理者を主任介護支援専門員と定めておりますが、追加事項といたしまして、「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむ得ない理由がある場合については、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができる。」とございます。これは、令和3年4月1日以降に、不測の事態（例えば、本人の死亡や長期療養の必要が生じたとか、急な退職や転居など）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合でありまして、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者、つまり本町に届け出た場合に適用がされます。

続きまして、次に附則の第2条でございます。管理者に係る経過措置を令和3年3月31日までを令和9年3月31日までに改正いたします。

その下段の附則の第3条でございますが、もともと主任介護支援専門員がない事業所、介護支援専門員を設置している事業所を指しています。ですから、もともと主任介護支援専門員がいるところは、この場合ではございませんということを表しております。

補足説明をさせていただきます。本件に関しましては、昨年8月に荅北町から熊本県へ要望書を提出してございました2点のうちの1点でございます。また、9月には荅北町議会から内閣総理大臣ほか3名の方に意見書を提出されておられます案件と同じでございます。

恐れ入ります。ページを1ページお戻りください。

附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和3年4月1日から施行するといたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第49号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第49号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第5号）ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第49号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,355万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,456万円とするものでございます。

今回の補正予算は、前年度決算による繰越金確定によるもの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係事業費、河川等災害復旧費の増額、及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度予定していたイベント等中止による各事業費の減額が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第49号、令和2年度苓北町一般会計補正予算

(第5号)案の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,355万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、58億9,456万円とするものでございます。

5ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございませう。

1、追加で、公共施設等適正管理推進事業債、町道舗装事業で900万円の追加、緊急浚渫推進事業債、町河川浚渫事業で1,810万円を追加するものでございませう。

次に、2、変更で、公共事業等債、町道舗装事業を450万円減額し、限度額を820万円に、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業を1,180万円増額し、限度額を7,840万円にそれぞれ変更するものでございませう。

8ページをお願いします。

歳入です。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保険基盤安定負担金は、介護保険料軽減に伴う国庫負担金280万6,000円の増額です。

目3災害復旧費国庫負担金、節1公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、5月並びに7月豪雨による、町河川4カ所、町道1カ所分、計5カ所分の災害復旧事業に係る国庫負担金2,364万円の増額です。

9ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、デジタル手続き法が公布されたことに伴い、住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修に係る総務省分として710万円の増額と、戸籍法の一部改正によるマイナンバー制度に基づく情報連携のための戸籍システム改修に係る法務省分として149万6,000円の増額です。

節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の第2次補正配分に係る各新型コロナウイルス感染症対応関係事業に充当するため、臨時交付金1億6,438万5,000円の増額です。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金事業補助金(放課後児童健全育成分)は、各児童クラブの本年度計画に基づき49万3,000円の増額、同補助金(延長保育分)も、各保育園の本年度計画に基づき34万7,000円の減額、保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る各保育園の備品購入費補助のため235万7,000円の増額です。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金は、社会資本整備総合交付金の町道舗装事業に係る補助金が減額交付決定されたことにより500万円の減額。

目6教育費国庫補助金、節3学校教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費国庫補助金は、各学校における新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等購入支援事業費として178万7,000円の増額。公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール構想実現のため町内各小学校・中学校の児童・生徒へのタブレット及び教員用パソコン購入費として1,525万5,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節3保険基盤安定負担金は、国庫負担金と同様に、介護保険料軽減に伴う県負担金140万3,000円の増額です。

11ページをお願いします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、タクシー事業者に対する感染症対策として16万8,000円の増額。

目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金、放課後児童健全育成事業補助金は、国庫補助金と同様に、各学童クラブの本年度計画に基づき49万3,000円の増額、延長保育事業補助金も国庫補助金と同様に、各保育園の本年度計画に基づき34万7,000円の減額、副食費支援事業補助金は、熊本県の本年度の要綱が改正され、補助金交付がなくなったため81万円の全額減額。

目7教育費県補助金、節2小学校費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」が開催されなくなったため、県補助金13万5,000円の減額です。

12ページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金、節4統計調査費委託金は、学校基本調査委託金の2,000円の増額から、国勢調査委託金26万8,000円の増額までの4つの各指定統計委託金について、委託金額が決定したことにより、合わせて25万5,000円の増額です。

13ページをお願いします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1減債基金繰入金、節1減債基金繰入金は、令和元年度決算に伴い、減債基金からの取り崩しを行わないこととしたため、1,500万円の減額です。

14ページをお願いします。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金は、令和元年度決算額確定により9,954万8,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入は、新型コロナウイルス感染症拡大防

止のため、各事業の中止を決定したことにより、志岐氏サミット大会参加料24万円、夕やけマラソン大会等参加料81万円及び秋のオルレフェア記念事業参加料20万円の減額。小学校支援員1名増に伴う社会保険料等（小学校）17万2,000円の増額。国勢調査実施に伴う会計年度任用職員1名について、雇用期間2カ月分の減により、4万3,000円の減額です。

目2過年度収入、節1貸付金元利収入過年度収入は、奨学金貸付者7名分の過年度収入65万5,000円の増額。

節2富岡港船客待合所過年度収入は、電気水道料及び施設使用料滞納分合わせて7万6,000円の増額です。

16ページをお願いします。

款21町債、項1町債、目4土木債、節1道路橋梁債は、社会資本整備総合交付金の町道舗装事業に係る補助金が減額交付決定されたことに伴い、公共事業等債、町道舗装事業についても450万円の減額。これに代わる町道舗装事業の振り替え事業として、公共施設等適正管理推進事業債、町道舗装事業900万円の増額。

節2河川債は、町河川の堆積土砂を取り除くため、緊急浚渫推進事業債、河川浚渫事業として1,810万円の新規の追加、なお、この起債は充当率100%、交付税措置率70%でございます。

目6災害復旧事業債、節1公共土木施設災害復旧事業債は、河川4カ所、町道1カ所に係る1,180万円の増額です。

17ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料121万5,000円から節4共済費278万3,000円までの増額は、職員の人事異動に伴い、12月支給分まで不足を生じる人件費の各費目の増額です。

節9旅費60万円の減額と、節14使用料及び賃借料のバス借上料30万円の減額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した区長会視察研修に係る費用の減額。

節19負担金補助及び交付金の地域が輝く行政区活動補助金（新型コロナ対策）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための特色ある地域活動として、51行政区掛ける10万円補助の510万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

節25積立金は、令和元年度決算に伴う繰越金のうち、財政調整基金に5,500万円積み立てるための増額。

節26寄附金は、熊本豪雨災害で災害救助法の適用を受けた熊本県内の26自治体掛

ける10万円の義援金260万円の増額。

目5財産管理費、節15工事請負費は、志岐衝錠にある町有地を更地化する工事請負費280万円の増額です。

18ページをお願いします。

目6企画費、節8報償費27万7,000円の減額から、節13委託料の町有バス運行委託料6万円の減額まで合わせました60万4,000円の減額は、志岐氏サミット中止に伴う減額です。

節13委託料のうち、結婚支援事業委託料10万円の増額は、節19負担金補助及び交付金の結婚チャレンジ事業補助金10万円を減額して、組み替えて事業を行うものです。

地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金（天草～長崎航路）は、航路事業者が新型コロナウイルス感染拡大防止のために行うターミナル内検温カメラの設置や船内換気設備対策を行う国庫補助事業に対する補助金257万2,000円の増額。

公共交通応援事業補助金（タクシー）は、熊本県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業として、タクシー事業者が行う感染症対策に係る33万6,000円の増額です。

19ページをお願いします。

公共交通応援事業補助金（天草エアライン経営安定化）201万7,000円は、新型コロナウイルス感染症による県をまたぐ移動が制限されるなど、経営に大きな影響を受けている天草エアラインに対し、長期化するコロナ禍による安定的な経営基盤を確保するため、熊本県及び天草市、上天草市との負担割合に基づき、201万7,000円の増額。

公共交通応援事業補助金（天草エアライン利用促進）は、新型コロナ収束後の天草エアラインの利用を促進する取り組みとして、熊本県及び天草市、上天草市との利用促進に係る負担割合により44万8,000円を増額するものです。

今回の各公共交通機関への補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金第2次分の2つの支援のうち、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分としての交付金の使途について、地域公共交通の維持・確保及び経営支援等の事業継続への充当が明記されておりますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

目12庁舎管理費、節11需用費は、税務住民課戸籍金庫ほか修繕料24万4,000円の増額。

目13電算システム管理費、節13委託料、システム改修委託料は、社会保障・税番号制度運用に係るデジタル手続き法の改正に対応するため、住民基本台帳システム改修

及び新型コロナウイルス対策事業として行う、収納事務キャッシュレス化実現に伴う住民情報システム改修等1,025万1,000円の増額。基幹電算システム運用支援業務委託料は、基幹電算システム庁内ネットワーク機器交換・設定作業等に伴う130万円の増額です。

目14情報化推進費、節18備品購入費は、新型コロナウイルス対策事業として行う、職員のテレワーク及びリモート会議等実施に必要なノートパソコン、カメラ及びマイクスピーカー備品等359万4,000円の増額です。

20ページをお願いします。

項2徴税费、目1税務総務費、節3職員手当等195万4,000円と、節4共済費112万3,000円の増額は、職員の人事異動に伴い、12月支給分まで不足を生じる人件費各費目の増額。

節11需用費は、特別徴収税額決定及び変更通知書印刷製本費4万7,000円の増額です。

目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料は、法人事業所の業績悪化に伴う還付額が増加したことによる過誤納還付金65万円の増額です。

21ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料は、戸籍法の一部改正によるマイナンバー制度に基づく情報連携のための戸籍システム改修業務委託料149万6,000円の増額。

デジタル手続き法公布に伴う戸籍附票システム改修業務委託料489万5,000円の増額で、財源はどちらも国庫補助金を全額充当いたします。

22ページをお願いします。

項5統計調査費、目2指定統計費は、節1報酬11万3,000円の減額から、節14使用料及び賃借料2万1,000円増額までは、国勢調査、学校基本調査、工業統計調査、農林業センサスの4つの指定統計調査に係る県委託金決定に伴う各事務費執行するための予算の組み替えによる指定統計費の補正額合計で21万3,000円の増額です。

23ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節2給料447万5,000円の減額から、節4共済費63万7,000円の増額までは、職員の人事異動に伴う人件費調整のための減額及び増額です。

節12役務費は、特別定額給付金事業に係る通知用後納郵便代18万円の減額。

節28繰出金は、国保調整交付金システムに係る国民健康保険特別会計繰出金（事務費分）22万円の増額です。

目2老人福祉費、節8報償費の敬老会招待者記念品代1万6,000円の減額から、次のページ(24ページ)の節13委託料、町有バス運行委託料5万4,000円の減額までの89万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、敬老会を中止したことによるものです。

目3老人福祉センター費、節11需用費は、ジェット系統除毛器本体取替修繕料13万円の増額です。

目4介護保険事業費、節2給料687万1,000円の減額から、節4共済費189万2,000円までの減額は、職員の人事異動に伴う人件費調整のための1,183万円の減額です。

節28繰出金は、保険料軽減分に係る介護保険特別会計繰出金561万3,000円の増額です。

25ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料は、放課後児童クラブの本年度計画に基づき、放課後児童健全育成事業委託金147万8,000円の増額。

節19負担金補助及び交付金は、各保育園の本年度の事業計画に基づき、特別保育事業(延長保育事業)補助金104万2,000円の減額。

保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る各保育園のマスク等の備品購入費補助として235万7,000円の増額です。

26ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節20扶助費は、里帰り出産に伴う4回分の妊婦健診受診費助成2万5,000円の増額。

目2予防費、節13委託料は、18人分のロタウイルス予防接種委託料54万円の増額です。

インフルエンザ予防接種委託料(新型コロナウイルス対策分)は、新型コロナウイルス感染重症化防止対策として、全ての年代で原則個人負担をなくして予防接種を促すための予防接種委託料1,423万円の増額です。

節23償還金利子及び割引料は、令和元年度分の精算により、風しん抗体検査国庫補助金の熊本県への返還金10万3,000円です。

目3環境衛生費、節28繰出金は、下水道特別会計繰出金のうち事務費分194万4,000円の増額と、建設費分195万9,000円の減額、並びに公債費分1万5,000円の増額は、各費目における金額の相殺です。

特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金(事務費分)は、事務費精算による117万円の減額。

水道特別会計繰出金(新型コロナウイルス対策事業分)は、水道料金等システム改修

事業充当分として266万8,000円の増額です。

27ページをお願いします。

目6保健センター費、節11需用費は、保健センター事務室照明の修理ほか、修繕料17万6,000円の増額です。

28ページをお願いします。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節3職員手当等は、粗大ごみ臨時収集立会業務に伴う職員の時間外勤務手当10万9,000円の増額。

節11需用費は、ごみの収集方法一部変更に伴う「ごみ分別の手引き」及び粗大ごみに記名するシール印刷代96万7,000円の増額です。

節13委託料は、粗大ごみ臨時収集運搬委託料361万9,000円の増額。

節18備品購入費は、粗大ごみ臨時収集時の収集場所監視カメラ購入費3万円の増額で、新型コロナウイルス対策事業として行います。

29ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の節2給料32万3,000円の減額から、節4共済費13万4,000円の増額まで、職員の人事異動に伴う人件費調整のため、合わせて93万7,000円の増額です。

目3農業振興費、節12役務費は、苓北町事業継続支援金（農業）申請増に伴う通知用後納郵便代5,000円の増額。

節19負担金補助及び交付金は、苓北町有害鳥獣駆除対策協議会補助金6万円を減額し、新型コロナウイルス対策事業として、ICTを活用した有害鳥獣捕獲機器の導入により、効率的な活動と新たな捕獲従事者を育成し、農作物被害の低減を図るため、苓北町有害鳥獣駆除対策協議会補助金（ICT活用事業）44万3,000円の増額です。

同じく、新型コロナウイルス対策事業の苓北町事業継続支援金（農業）は、個人事業者30件掛ける10万円の300万円を増額。

農業省力化機器導入支援事業補助金は、農業省力化を図るため農薬散布用ドローンほか農業機器導入に係る補助金1,581万8,000円の増額です。

30ページをお願いします。

目4畜産業費、節19負担金補助及び交付金は、畜産まつり中止に伴う畜産まつり事業補助金8万5,000円の減額。

目7堆肥センター管理費、節11需用費は、5キログラム入り堆肥袋を新規購入するための消耗品費24万円の増額。

修繕料は、ホイロローダーエンジンマウントほか修繕料62万円の増額です。

31ページをお願いします。

項2林業費、目1林業振興費、節11需用費は、中尾ほたるの里公園の手すり修繕料

22万円の増額。

節19負担金補助及び交付金は、くまもとの森林利活用最大化事業の補助対象事業費増に伴う補助金1,000円の増額。

新型コロナウイルス対策事業の苓北町事業継続支援金（林業）は、法人事業者1件分20万円の増額です。

目2林道費、節11需用費は、広域基幹道苓北天草線排水管修繕料43万円の増額。

節14使用料及び賃借料は、台風時期等の崩土除去に備えて、重機等の借上料50万円の増額です。

目3治山事業費、節13委託料は、唐干田地区単県治山事業測量設計委託料38万円の増額。

節19負担金補助及び交付金は、萱の木地区ほか2件分の小規模治山事業補助金50万円の増額です。

32ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費、節12役務費は、新型コロナウイルス対策事業の苓北町事業継続支援金（漁業）の申請増に伴う通知用後納郵便代2,000円の増額。

節19負担金及び交付金、苓北町事業継続支援金（漁業）は、個人事業者10件分掛ける10万円の100万円を増額。

目2漁港管理費、節9旅費2万円及び節19負担金補助及び交付金14万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、漁港漁場大会中止に伴う減額です。

節13委託料は、松原川河口土砂堆積防止策検討のための深浅測量及び概略設計委託料として86万円の増額です。

33ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節3職員手当等73万8,000円及び節4共済費47万9,000円の増額は、職員の人事異動に伴う人件費調整のため、合わせて121万7,000円の増額です。

目2商工業振興費、節11需用費は、物産館男子トイレ污水管取り替えの修繕料28万2,000円の増額です。

節19負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス対策事業の苓北町事業継続支援金（商工業）の個人事業者50件分掛ける10万円の500万円の増額です。

目3観光費、節8報償費は、秋オルレフェア中止に伴う参加記念品代24万円の減額。

節11需用費、食糧費も秋オルレ中止に伴う食糧費9万6,000円の減額です。

修繕料は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための公衆トイレ手洗い場の自動水洗機器設置200万円の増額です。

節 1 3 委託料は、秋オルレフェア中止に伴う町有バス運行委託料 1 万 1, 0 0 0 円の減額。

節 1 8 備品購入費は、情報発信用動画編集ソフト及びインターネット配信用画像モニターほか、備品購入費 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額です。

3 4 ページをお願いします。

節 1 9 負担金補助及び交付金は、苓北じゃつと祭及び富岡城お城まつり中止に伴う苓北じゃつと祭事業補助金 6 0 0 万円の減額。

地域おこし協力隊員の活動に必要な動画撮影用機材のリースや講習会受講料などの活動費補助金として 6 2 万円の増額です。

新型コロナウイルス対策事業として実施している町内旅館・ホテル等への宿泊費助成金として、2, 0 0 0 円掛ける 1, 0 0 0 人分と、1, 0 0 0 円掛ける 1, 0 0 0 人分合わせて 3 0 0 万円の増額です。

目 4 温泉センター管理費、節 1 1 需用費は、揚水管の漏水修理料として 3 0 万円の増額です。

3 5 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 1 9 負担金補助及び交付金、研修会等負担金は、チェーンソー講習に伴う負担金 6 万 3, 0 0 0 円の増額です。

目 2 やまびこ活動費、節 1 1 需用費は、4 区分のやまびこ活動に係る修繕料 1 2 0 万円の増額です。

3 6 ページをお願いします。

項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費、節 1 1 需用費は、町道維持補修費として、西原向田線他 1 0 路線 1 4 カ所分の 8 6 9 万 8, 0 0 0 円の増額。

節 1 4 使用料及び賃借料は、重機等借上料 1 2 0 万 5, 0 0 0 円の増額です。

目 4 道路舗装費、節 1 5 工事請負費は、町道明神山線舗装補修工事を国庫補助事業の社会資本整備総合交付金事業で計画しておりましたが、補助金が減額交付決定されたことにより、公共施設等適正管理推進事業として振り替えて事業を執行することとしたため財源区分の変更です。

3 7 ページをお願いします。

項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 1 5 工事請負費は、年柄川ほか 6 河川の河川浚渫工事費 1, 8 2 3 万円の増額です。

3 8 ページをお願いします。

項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 1 1 需用費は、富岡轟団地の雨漏り、外壁及び室内の修繕ほか、町営住宅修繕料として 1 8 3 万 2, 0 0 0 円の増額です。

3 9 ページをお願いします。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費は、熊本県消防操法大会中止のため、節9 旅費3 1 0万2, 0 0 0円から、節1 8 備品購入費1 1万6, 0 0 0円の減額まで合わせて3 8 3万4, 0 0 0円の減額です。

目4 災害対策費、節3 職員手当等は、大雨等による警報発令による避難所運営・災害待機及び熊本県南地域災害応援のための職員派遣に係る時間外勤務手当4 0 0万円の増額、節9 旅費も、熊本県南災害派遣に係る職員普通旅費2 0 5万2, 0 0 0円の増額、節1 1 需用費は、新型コロナウイルス対策事業として、避難所に設置する敷マット及び給水袋購入のための消耗品費3 3 6万円の増額、節1 8 備品購入費は、避難所に設置する移動式エアコン、スポットクーラー、サーモグラフィー、間仕切り、大型扇風機、コードリール等の備品購入費2, 0 8 4万1, 0 0 0円の増額です。

4 0 ページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節1 1 需用費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、マスク等購入消耗品費8 5万1, 0 0 0円の増額、印刷製本費は、中学生海外派遣体験研修事業が中止となったことにより海外体験報告書の印刷製本費9万9, 0 0 0円の減額、修繕料は、富岡小学校及び都呂々小学校に網戸設置のため4 8万2, 0 0 0円の増額です。

節1 8 備品購入費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、学校保健特別対策事業費補助金を活用して、保管庫、エアコン、産業用扇風機等の購入費2 6 5万8, 0 0 0円の増額。

同じく、新型コロナウイルス対策事業として行うG I G Aスクール構想実現のための児童・生徒用のタブレット5 2 0台及び教員用パソコン3 4台分の購入費7, 3 2 6万8, 0 0 0円の増額です。

節2 0 扶助費は、新型コロナウイルス対策事業として行う、町内出身者で大学等に通学している就学支援が必要な学生に対し、5万円掛ける2 5人分の緊急学生就学支援給付金1 2 5万円の増額です。

4 1 ページをお願いします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節1 報酬の特別支援教育支援員報酬8 0万円から、節4 共済費の社会保険料等3 4万4, 0 0 0円の増額までは、2学期からの小学校の学校支援員1名分雇用増に伴う増額です。

節9 旅費は、小学校英語活動指導助手に通勤手当として支給する費用弁償4万8, 0 0 0円の増額、節1 1 需用費は、志岐小学校太陽光発電冷却ファンの修繕料7万円の増額、節1 4 使用料及び賃借料は、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の事業中止に伴うバス借上料2 0万9, 0 0 0円及びフェリー乗船料に係る使用料及び賃借料6万2, 0 0 0円の減額です。

42ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節1.1需用費は、旧都呂々中学校駐車場進入路整備のための修繕料15万円の増額、節1.5工事請負費は、苓北中学校テニスコート周辺ブロック塀改修工事388万1,000円の増額。

節1.9負担金補助及び交付金は、中学生海外派遣体験研修事業中止に伴う補助金320万円の減額です。

43ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節2給料242万9,000円から、節4共済費56万8,000円の減額は、職員の人事異動に伴う人件費調整のため、合わせて398万2,000円の減額です。

目2公民館費、節1.1需用費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、公民館に設置するフェイスシールド、飛沫感染防止板、飛沫感染防止シート等購入のための消耗品費60万2,000円の増額、修繕料は、同じく新型コロナウイルス対策事業として、換気対策用網戸取り付け及び坂瀬川公民館排水設備等修繕料253万円の増額、節1.8備品購入費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、サーキュレーター6台購入費7万2,000円の増額です。

目3社会教育施設費、節1.1需用費は、麟泉運動公園砂場用コンクリート詰め修繕ほかの修繕料74万6,000円の増額、節1.8備品購入費は、町民総合センター管理棟用のエアコン購入費として16万1,000円の増額です。

目4文化財保護費、節1.1需用費は、上津深江登り窯の屋根修繕料として80万円の増額です。

44ページをお願いします。

目5志岐集会所管理費、節1.1需用費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、フェイスシールド及び飛沫感染防止シート購入のための消耗品費2万9,000円の増額、修繕料は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、換気対策用網戸取付けほか36万円の増額、節1.8備品購入費は、サーキュレーター及び冷蔵庫購入費として8万4,000円の増額です。

45ページをお願いします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の節8報償費167万1,000円の減額から、節1.4使用料及び賃借料32万1,000円の減額まで、各地区町民体育祭及び苓北夕やけマラソン大会中止に伴う、合わせて326万5,000円の減額です。

目2学校給食費、節1.1需用費は、食器等消毒保管庫修繕料24万6,000円の増額です。

46ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節15工事請負費は、5月並びに7月豪雨による町河川大迫川ほか3カ所及び町道田の平線1カ所の計5カ所分の工事請負費3,845万3,000円の増額です。

47ページをお願いします。

款11公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料、臨時財政対策債の元金68万3,000円の増額と、次の目2利子、節23償還金利子及び割引料、臨時財政対策債の利子151万円の減額は、平成22年5月26日に借入利率1.2%で借入れを行った平成21年度臨時財政対策債について、利率の見直し方式により財政融資資金から借入れを行っており、その条件が、借入れ後10年ごとに利率の見直しを行うものとなっております。10年後の利率見直し日である令和2年3月25日の利率で見直しが行われ、見直し後の利率が0.003%となったため、今年度に返済する元金が68万3,000円増え、逆に利子を151万円安く返済することとなったため、今年度返済分の元金と利子について、増額及び減額補正をそれぞれ行うものです。

48ページをお願いします。

款12予備費、項1予備費、目1予備費は、今年度発生しました災害に伴い、測量設計委託料及び崩土取り除き等のための重機等借上料に充てるため、762万3,000円を既に充用しており、予備費が残り172万7,000円となっております。今後の台風や豪雨時の災害等に備える必要があるため、予備費を701万9,000円増額計上するものでございます。

以上で、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

ここで、11時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、企画政策課長より追加の説明があります。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 失礼いたします。

今朝、お手元のほうにお配りしてあります今回の補正に伴います補助金の交付に伴う各要綱と新型コロナウイルス感染症に伴う苓北町支援策の実施状況ということの取りまとめた分をお手元にお配りしてあるかと思っておりますので、これについて該当ページ等を簡

単にご説明申し上げたいと思います。

まず、苓北町地域が輝く行政区活動補助金交付要綱（改正案）というのがあるかと思えますけれども、大丈夫でしょうか。これにつきましては、予算のページでは17ページになりますけれども、節19の負担金補助及び交付金の510万円の増額で、説明としまして地域が輝く行政区活動補助金（新型コロナ対策分）ということで、各区に10万円掛ける51区分の510万円の事業ついてを交付するものです。

改正の内容につきましては、この要綱の第2条の第2項に（4）としまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業というのを追加をし、同じく第3項で但し書きとして、前項第4号については、別表第1に掲げる事業として令和2年度に限り対象とするということを規定する予定です。

次に、苓北町公共交通応援事業補助金交付要綱(案)ですけれども、これは新規の交付要綱となります。対象ページにつきましては、18ページが目6企画費の節19負担金補助及び交付金の中の一番下の公共交通応援事業補助金（タクシー）の33万6,000円から、次のページの19ページの公共交通応援事業補助金（天草エアライン）の経営安定化の201万7,000円と、次の公共交通応援事業補助金（天草エアライン）の利用の促進分44万8,000円、この3つに対しての要綱となっております。これは定義の第2条で、今回、路線バスのほうは計上しておりませんが、第2条の（1）1号で路線バスの事業者、（2）で航空航路の事業者、（3）で航空運用事業者ということで天草エアラインを想定しております。（4）はタクシー事業者ということで苓北タクシーに対する感染拡大防止及び事業の継続等の支援ということで要綱を定めております。

次に、苓北町地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金交付要綱(案)ですけれども、これにつきましては1ページ戻っていただきまして、18ページが目6企画費、節19負担金補助及び交付金のうちの地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金の天草～長崎航路の257万2,000円に対する補助をするものです。これにつきましては、航路事業者がこの補助を受けるにあたり、前段で国のこの対策の補助事業がありまして、その補助裏分について、この要綱による交付を予定するということになります。

最後に、ページ40ページになります。

教育費の目2事務局費の節20補助費の緊急学生就学支援給付金125万円の分です。これは前回から議会等でもご質問等がございましたし、今回、大学生等の方に支援をするということの要綱になっております。

最後に、カラー刷りのホッチキス止めの新型コロナウイルス感染症に伴う苓北町支援策の実施状況についてということで、これにつきましては先の一般質問におきまして、浜口議員から申し出がありました全体の取りまとめについて、実施状況をお手元にお配

りしております。資料につきましては、今回の9月補正予算で審議をいただく事業継続支援金の追加もございますので、本日配付させていただいております。

なお、8月28日現在で各課の分を取りまとめを行っております。1ページが国及び県の事業に係る分です。2ページ目と3ページ目が町の単独事業ということで、新型コロナウイルス感染症対応の創生臨時交付金を充当する事業について、お手元のほうにお配りしております。

以上で、本日お配りしました資料についてのご説明を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今回の補正予算に直接、今聞いていますと関わらないんですけど、町道善亀線のほうのあちらの予算のほうは、逆に国交省からの査察が来れない、未定であるというのを6月議会で確か説明を受けたと思いますし、その後、7月の熊本県南部の査察があったときに、そのときに交渉をして、その後、いついつ来れるというふうになっていると聞いておりますけれども、その6月の補正から今までのところで、国の予定とかで変わって、苓北町で実際実行できる行為があるというふうに聞いております。具体的な日程とかが分かるようでしたら、できたらその補足説明もお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） この件に関しましては、国及び県とのやり取りで、10月13日の週に査定の日程を取っていただいております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、補足説明された中で、公共交通応援事業補助金交付要綱、これだけが、ほかの要綱は全部目的になっているんですけども、これだけが趣旨になっていますけども、これは何か意味があるのでしょうか。

それから、この苓北町支援策の実施状況が4ページですか、ありますけども、これは今後どう活用されるのか、この議会で説明して終わりなのかどうかですね。

それから、20ページで敬老会をやめたからということで減額してありますが、この記念品はどのような形で関係者に手渡しされるのでしょうか。

それから、29ページでICT活用事業で444万3,000円ですけども、これはもうちょっと具体的にどういうふうな方法なのでしょうか。

それから、18ページで結婚チャレンジ事業でマイナス10万円になっていますけども、苓北町が抱えている少子高齢化とか、なかなか結婚していただけないとか、そういう課題があるわけですので、まだ年度途中の中でこの予算を減額する必要があるのかど

うか。もっと残して年度末まで、3月31日の年度末まで精一杯努力をしてみるとか、そういう考えはないのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） まず最初の、本日お配りした中で、公共交通応援事業交付金要綱だけが趣旨になっていて、ほかのは目的になっている。この違いをということのお尋ねですけれども、これは県のほうの補助金と連動しておりまして、最初、目的ということでこちらのほうも、もうほかの町全体の要綱に合わせたところということで検討いたしましたけれども、県の要綱がもう趣旨ということで、そこに合わせた形になっておりますので、内容としたら趣旨でも目的でもよかったかもしれませんが、やっぱり県のほうの考え方と要綱と整合するということで合わせたところです。

最後の結婚推進事業をまだ年度途中で落としたので、まだ最後まですべきじゃないかということですが、節の19で10万円を結婚チャレンジ事業補助金を落としておりますけれども、ここを節の13の委託料、結婚支援事業委託料の10万円に、事業のやり方を振り替えて実施をさせていただくということで、監査の中でもちょっと監査委員さんからもご指摘がありまして、町内ではなかなか去年も集まっても、人間の集まりもなかなか難しいということで、天草市と連携して今年度、実施をさせていただくということで、予算の振り替えをさせていただいておりますので、結婚事業につきましては引き続き年度いっぱい頑張りたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 2点目の新型コロナウイルス感染症に伴う苓北町支援策の実施状況につきましてですが、この資料につきましては、本日お配りをいたしましたけれども、今後、今回9月の補正予算で予定をしています事業もございますので、あわせて議決をいただいた後に、町の広報紙並びに町のホームページで苓北町のコロナ対策の現状について、それぞれ掲載をしてみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 23ページの2老人福祉費の中で、敬老会についてのお尋ねでございますが、この分の減額につきましては、一応式典をしない分に係ります分を減額しておりまして、記念品代等はそのままございますので、従来どおり手配をいたしまして、町の私たちのほうでお配りをしたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 29ページの苓北町有害鳥獣駆除対策協議会の補助金、ICT活用事業の内容でございますけれども、現在、イノシシ等の捕獲につきましては、捕獲の従事者29名の方に対応していただいておりますけれども、箱罟等の設置に関して、やっぱり見回りがとても大変であるという実情がございます。そういう中で、ICTを

導入して効率的な捕獲と、それから捕獲従事者の育成等につなげていければということ
で、今回予算を計上させていただきました。

中身につきましては、組織的な捕獲に向けた講習会等の開催の費用、それからセンサ
ーカメラの導入ですけれども、これはイノシシ等の行動確認用です。それから、捕獲セン
サーで感知してわなが落ちるシステムの導入、あとは箱わな等も新規に購入する予定で
ございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 文書の扱いの中で、今、課長からは県に準じたということでは
ありますが、苓北町の補助金交付要綱ですので、そこらへんは県とも十分打ち合わせをされ
て、どちらでもいいという、そういうことは不適切だと思います。やっぱり一つの大き
な、しかも私たちの税金を皆さんに還元するわけですので、そういう思いで取り組んで
ほしいと思います。

それから、20ページの件ですが、記念品を手渡しされるということですが、その下
に消耗品がありますよね。これは食事代、弁当代ですかね。これはせっかく記念品は1
件1件に、対象者一人一人にお配りになられるわけでしょうから、せっかく敬老を祝し
て、500円の幕の内なのか、350円の幕の内なのか分かりませんが、そういうこと
でおめでとうございますという形でお配りされたらどうかというふうに思います。

それから、さっき質問しませんでしたけれども、衝錠の工事費がありますが、これの
計画平面図と標準断面図を示してください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今の件でございますが、記念品はひとまず限定され
た方々の分、新規77歳の方の分と、金婚夫婦の方々、それと米寿の方々の分についま
しては、町職員のほうでお配りをしたいと思っております。従来の例年お配りしてい
ます温泉券については、区長さんを通じて例年どおり配付をしたいと思っております。
弁当につきましては、ちょっと時期的にも危ないんじゃないかなというのもありました
し、式典もございませんということから、食糧費のほうは落とさせていただきました。
以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 衝錠関係の平面図と断面図ということですが、概
要図でよろしいでしょうか。後ほど、お渡しします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 質問があっち行き、こっち行きしますが、結婚チャレンジ事業、
節の項目を振り替えたということで、それはそれで事業が遂行されれば、それで構わな
いわけですが、今、課長の説明の中では、町単独でなくて、天草市と連携したような形

で進めていくという、もうまさにそういうことだろうと思います。そういう意味で、議会のことで申し訳ないんですが、議会は先の令和2年7月豪雨の折に、天草市に気持ちばかりでも見舞金を出そうというふうに提案をしました。そのときの提案理由は、まさに今、課長がおっしゃるように、天草は一つになって天草をつくっていかうと、そういう目的でやったわけですね。やっぱりそういうことですので、今後、行政もちろん、議会も天草は一つでつくっていくんだと。この前の募金のときは、高規格道路の件を出しましたけれども、まさにそういうことだろうというふうに思います。やっぱり天草は苓北町だけでやっていくのは限度があるんです、あると思います。それはもう皆さんが重々ご承知しておられるというふうに思います。そういうことで、天草は一つになって、広域的な取り組みの中で苓北町をつくり上げていくべきだというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 図面については、後ほど配付します。それから、説明をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 何点か質問させていただきます。

まず、17ページ、地域が輝く行政区活動補助金の510万円の件ですけども、これはいろんな活動に対する補助金ということで出ると思うんですけども、これは具体的な活動内容のそういった申請とか、事前の申請とか、そういうのはなくて、もう51区にこの補正予算が通過すれば支給されるということで理解していいんでしょうか、そのへんをお尋ねをいたします。

次に、20ページの過誤納還付金の件が65万円出ておりますけども、これはどういったミスだったのか、もう一度説明のほうをお願いいたします。

それと、26ページのインフルエンザ予防接種委託料、これは先ほどの説明では、全員分の委託料を補助するというところでお聞きしましたけども、これは全町民にインフルエンザの予防接種は無料で行われるのか、そのへんの内容を再度お尋ねをいたします。

次、28ページ、塵芥処理費の備品購入費で監視カメラを設置するというところで3万円が計上されておりますけども、これは今度、大型ごみの収集の折にその場所に設置されるものだと思いますけども、どういった感じのを設置される内容なのかをお尋ねをいたします。

あと一つ、40ページ、緊急学生就学支援給付金が5万円掛ける25人ということで計上されておりますけども、これは国のほうの支援事業の上乗せとして出されるということで、前回の全員協議会の折の内容のときに書いてあったんですけども、その国の支援事業はどういったものがあるのかをお尋ねをいたします。

そして最後なんですけども、今お配りされた新型コロナウイルス感染症の実施状況の

内容を見ますと、まず子育て世帯の臨時特別給付金で、これの実施状況が95%となっておりますけれども、残りの5%はなぜ執行されていないのかをお尋ねいたします。

それともう一つ、学校臨時休業対策費の補助金で、これは食材のキャンセルに伴う違約金だと思いますけれども、50%になっておりますけれども、これがなぜ50%なのかをお尋ねいたします。

もう1点、子育て支援活動事業の中の、これも準要保護世帯への給食費相当分の助成、これも82%の執行なんですけれども、これが82%の理由をお尋ねいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 先ほどの図面を取りに行ってもよろしいですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） まず初めに、17ページの地域が輝く行政区活動補助金の今回の追加分に関してのご質問でございました。この分につきましては、一応補助金交付要綱ということで定めておりますけれども、このままでは各区長さん方もどういったものができるのかというのは分からないというのは想定しておりますので、議会で議決をいただいた後に、各地区の区長さんそれぞれごと、4カ所分けて説明会をこちらのほうで実施をいたします。どういったものができるのかというお問い合わせ等については、また個別に対応させていただきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 20ページの過誤納還付金65万円の増額の件でございます。内容につきましては、法人町民税になるんですが、法人町民税につきましては、前期の実績額をもとに6カ月後にこの前期分の半額を納めていただいて、また1年経った後に確定申告ということで精算納付をする仕組みになっております。その関係で、どうしても前年実績に応じた額で納めていただきますので、事業が実績が悪くなってくると、当然納める税額も少なくなってしまうので、そのあたり還付金が増えたということでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 26ページのインフルエンザ予防接種委託料の件でございます。令和2年4月1日現在、7,032名の住民の方の数ですけれども、人口ですけれども、それに対しまして、対象者掛ける、回数が6カ月以上から12歳までにかけては、回数が2回、それ以外の方々につきましては回数は1回の受診率を8割で計算をさせていただいております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 28ページの大型ごみの監視カメラはどういった場所

に設置をするのかということですが、この監視カメラにつきましては、4,980円の監視カメラを6台購入する予定にしております。これは電池式の持ち運び式で、各収集所を最大6カ所と、前回の全員協議会で説明しております。その箇所につきまして、持ち運びのそちらの付けられる場所に設置をし、区長様、一般廃棄物処理推進員さんが、後で粗大ごみ、大型ごみ以外のものを持ってこられたときに、誰が持ってこられたものなのかということで、確認ができるようにとのことで、監視カメラを計上させていただきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 40ページの125万円に伴います国の要綱なんですけど、学生の方で住民税の非課税の世帯の学生さんに一律20万円、それ以外の学生の方に10万円の給付がされております。

次に、支援策の実施状況の1ページの学校臨時休業対策補助金の、給食の臨時休校に伴うキャンセル分の50%分でございますが、補正予算を計上したときには昨年度の3月分、4月分を計上しておりましたが、学校給食の関係で話をしたところで、4月分はもう対象にしないということになりましたので、3月分のみ50%の支払いになる予定でございます。

次の2ページの下から2番目の子育て支援の準要保護世帯の給食相当分の助成の82%でございますが、これは予算を組むときに休む日の日数がまだ最終確定をしておりませんでしたので、今のところ、この82%が最終額になる予定でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 新型コロナウイルス感染症に伴う荅北町支援策の実施状況の上から2番目の子育て世帯臨時特別給付金で410世帯806人へ支給済みと、この件で現在95%の状況であるということでございます。児童手当を受給されている方に、今回1万円を別枠で支給する事業でございますが、その中で公務員分という枠がございまして、学校の先生とか、よその市役所の方とか、県職の方とか、そういう方の分につきましては、そこの職場のほうからうちの荅北町役場のほうに申請書を出していただくような、そのような仕組みになっております、その方の分だけ。ですから、現在、来ている分はこれだけなんですけど、再度、申請漏れがないかどうか、また点検を入れまして、できるだけ漏れがないように対応したいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 地域が輝く行政区については、説明会を行って十分事業を行われるということですので、分かりました。

過誤納還付金についてですけども、前年度の業績によって税金が変わる、これはもう

仕組み的には分かりましたけども、これは結果的には職員さんのミスとか、そういうのじゃないかを再度確認をいたします。

それと、インフルエンザの予防接種ですけども、これは8割を見た数字ということで、当然じゃあ町民皆さんがインフルエンザ予防接種を受けるときは、全額、今年は無料で受けられるということで、再度確認します。

あとは、28ページの塵芥処理費のカメラの件ですけども、これは監視カメラを設置されるということは、例えば前日の夜というか、前日から搬入をして、当日までOKという、そういったある程度の長い時間帯を想定した中での、これは監視カメラなのか。今までは例えば1時間で収集をしますという、その決められた時間帯に持ってきた物以外は受け付けませんということだったので、この監視カメラを設置するということは、それだけ長時間を想定されているということなのかを確認いたします。

再質問は、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 20ページの過誤納還付金の件でございますが、法人町民税につきましては、中間申告と確定申告、それぞれ法人事業所さんのほうからいただいておりますので、それに基づいた計算額になりますので、私たち職員のミスということではございません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 通常実施をしております事業にあわせまして、今年度のみ上乘せをしまして、全町民無料という形で実施をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 監視カメラの長時間の利用を想定されているのかというところのお話なんですけれども、これにつきましては役員さんの負担軽減も各地区の要望であることから、各地区のケースによるんですけれども、短時間で集められる地区、若しくは役員さんがずっとついておらなければならないという負担軽減を考慮した部分で、全地区が使えるような部分で、今回、備品として計上させていただいております。短時間になるか、長時間になるかは、各区の役員さんの判断によることに今後なると思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今の監視カメラの件ですけども、そしたら、まだ最終的にどの区が何時間で収集するかというのは、最終決定はまだされてないということで理解していいですか。はい、分かりました。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 補足で申し訳ございません。全額無料ということで3、

500円まで、接種料が。医療機関によっては、すみません、4,000円になるところもございますので、その場合は500円の個人負担が出るということでございます。通常、大体3,500円で済みます。その医療機関によっては、ちょっと手出しが出るかもしれませんということです。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ということは、3,500円以内に収まったら無料であるけども、医療機関によっては4,000円かかったりするから、その分は手出しをお願いしますということでもいいですね。はい、分かりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

すみません。土木管理課長の説明がございます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） それでは、先ほどの浜口議員さんのご質問にお答えしまして、今、志岐字衝錠分譲地整備工事の概要図をお手元にお配りしております。なお、この写真は平成24年撮影ですので、左側に建物が旧法務局、旧ふれあい館ですかね、付いております。

まず、この旧ふれあい館の跡地とテニスコート跡地、2区画がございます。これを整備するというので、まず旧ふれあい館のところは、老朽フェンスの撤去、側溝の布設、舗装剥ぎ取り、コンクリート撤去、あとは整地ですね。右側のテニスコート跡地につきましては、道路側とこちらの住宅側に樹木がありますので、これを全部伐根・伐採してしまいまして、道路側から約30センチの段差がありますので、進入路として段差解消の土工、敷地整備工事を予定しております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口君、何か質疑はありますか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） テニスコートのほうですが、これは老朽フェンスが書いてありませんけども、テニスコートにも老朽フェンスがあるんじゃないですかね。

それから、このテニスコートと旧ふれあい館の間に道がありますが、ここは非常に傷んでいますので、この際、整備してしまっただろうかと思えます。とりあえず、以上。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 老朽フェンスについては、数年前に撤去いたしております。

それと、真ん中の道路につきましても、ちょっと検討させていただきます。大体ここは荒れておりますので、予定としてはする予定ではありましたが、はい、ここは検討させていただきます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 23ページなんですけども、先ほども少し出ていましたけども、老人会、老人福祉費の中で、敬老会の招待者への食糧費というのが79万2,000円出ております。これは招待者だけにお弁当を配ってたということなんですけど、町民の要望としては、今本当コロナの中で老人会の集まりもない何も無い、外へも出れないということで、お年寄りは大変寂しい思いをしていらっしゃるというのはあります。敬老会は中止ということでは分かりますが、この予算をお弁当代、先ほど温泉券を区長さんに配付してもらうというふうにおっしゃいましたので、そのついでと言ったらおかしいですけども、この予算を削除しないで、全員のお年寄りの方に安くてもいいですから、いつも毎年おいくらの弁当を出されているか分からないんですが、少し安くてもいいから、お弁当代というのかな、お弁当券というのか、それを出してほしいという町民のお年寄りからの要望があるんですけども、そこらへんはどうなんでしょうか、お尋ねをいたします。

それと、36ページですが、節11に維持補修費の中で869万8,000円出ておりますが、これは先ほど10路線という説明を受けましたが、どこの路線かというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次の37ページですけど、工事請負費で年柄川ということでお聞きいたしました、単独事業でですね。これはどういう工事をなさるのかちょっと詳しいことをお聞きしたいと思います。

それから、45ページの夕やけマラソンのところで、夕やけマラソンを中止をするから、支障木の伐採の委託料を減らしてしまうということがありました。でも、これは夕やけマラソンをしなくても、支障木は伐採してもいいんじゃないかなというふうに思います。今、夕やけマラソンのコースが街灯を邪魔している支障木というのがあります。実際はその部分もありますので、支障木の伐採のところの予算は削らなくて、その部分をほかの項目へ回して支障木の伐採をしていただけたらどうなのかというふうに思います。

それから、もう1点、46ページです。工事請負費があります。これは、町道、町河川の田の平線というふうにお聞きいたしましたけども、これはどういう工事をなさるのか、ちょっとお聞きをいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 23ページの老人福祉費の食糧費の件のお尋ねです。それにつきましては、先ほど申しましたとおり、本年はコロナの関係で式典が密になるということでしたませんということで、それによりまして、当然、お弁当のほうもその考えに基づいて減額させていただいたということで、一応式典をしないということで減額をしておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 36ページでございます。補修の路線名ですけど、今から読み上げてよろしいですか。西原向田線2カ所、赤仁田線1カ所、平和橋線1カ所、城内線1カ所、轟線2カ所、向路線1カ所、方針2号線2カ所、首塚新富線1カ所、鶴木場線1カ所、千々石線1カ所、飛都呂線1カ所でございます。

続きまして、37ページの河川の浚渫ですが、これは浚渫ですね、泥上げと、それに伴う伐採でございます。河川名でございますが、年柄川、内田川、上津深江川、小路川、小川内川、三会川、春の迫川、以上でございます。

続きまして、46ページ、田の平線でございますけども、田の平線のブロックの下部の、根入れのところの下部がちょっと崩れましたので、根つぎ工をする工事でございます。田の平線につきましては、以上です。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 45ページの夕やけマラソンの支障木伐採委託料のお尋ねの件なんですけど、今年度は夕やけマラソンは残念ながら中止となりましたが、議員さんご指摘の分は、九州電力の前の直線の歩道だと思いますけど、夕やけマラソンはありませんが、毎年、夕やけマラソンの前に私どものほうから伐採のお願いをしております。今年度もありませんが、土木管理課を通じて伐採のお願いをしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほどの、敬老会を中止ということで、お弁当代も出せないということなんですけども、せっかく予算を計上していただいているのに、このお年寄りのために使っていただくというふうに考えてもらってはいかがなんでしょうかね。やっぱり皆さんね、年金生活者の方、本当お年寄りなんですけど、本当大変な生活をなさっているという方も多々いらっしゃるし、やっぱりお弁当が出るよということであれば、参加者が多くなるという事実もございます。だから、何でこの弁当代を切るのかなと、できたら予算に計上してあるのに、例え安くてもいいから、お弁当代、お弁当券という形で、温泉券と一緒に配ってもらえればありがたいのになというの、やっぱりお年寄りの声としてね、何人かからも上がってきてるんですよ。だから、そこらへんをちょっと加味していただいて、ぜひこのことをお願いをしたいというふうに思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 記念品ということで、温泉券のほうを毎年お配りしておりますので、その意味合いからして。先ほど申しましたとおり、本年は密にならないように、式典のほうを中止をいたしておりますので、それに伴いまして、弁当のほうも

廃止させていただいたという次第でございます。

そういうことで、衛生面もございまして、減額したわけでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私は、お弁当を出してくださいと言っているわけではないんですよ。お弁当券でもいいから、温泉券と一緒に配ってもらえないかと言ってるんです。お弁当は分かります。それは衛生上、配ってもらうというのは大変です。だから、それこそ温泉券をどうせ区長さんを通じてお配りになるんだったら、お弁当券を配っていただいてもいいかなというふうに思うんですけど。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございません。何度も言うようですが、本年が式典がございませんので、減額させていただいたということでご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、17ページ、地域が輝く行政区活動補助金ということで51万円出ておりますけれども、前回、全員協議会の中でご説明いただいた中で、中身が新しい生活様式で高齢者等の見守り活動、防災活動などのコミュニティ活動支援ということになっておりますけれども、実は前、総務課長やったですかね、副町長やったですかね、読んでいただいた説明書の中には、この防災活動というのは載っとらんとですよ、対象には。どういったことになったか、ご説明をお願いします。

それから、19ページの電算システム管理費で、システム改修委託料1,000万円、それから委託料が1,300万円出ております。それから、情報化推進費として359万円、これはやはりコロナ対策の関係でしょうか。この交付金のあれに該当するのかどうか、もう一回、該当するかどうかをもう一回説明をお聞きをしたいと思っております。

それから、これには毎年、新規に作るのは良いんですけど、毎年これだけいるのか。これは単独で毎年出さんばんとかというようなことも併せて、お尋ねをします。

同じく、21ページ、戸籍住民基本台帳の関係ですけれども、これは満額、国庫補助で支出なのか、改修業務の委託料とか戸籍、あるいは附票の関係が出ておりますけれども、今後の維持管理、委託等についてはどうなるのか、その後ですね。

それから、先ほど石田議員のほうからもご指摘がございましたけれども、弁当代がなくなると。金は要らんごとなつたと思っておりますけれども、要するにコロナ対策でおいでいただきんごつなつたと。やはり老人の方々は、相当やっぱり期待して待っています、あったらいいなど。しかし、コロナだからしょうがないなど。今、全く私は石田さんの意見と同感です。ぜひ地域の活性化もあります。飲食店の低迷もございまして。そこらへ

んでやっぱり活性化になる券あたりも配付をなされたことがありますので、これでなぜ弁当を廃止しますと、コロナでやらんごてなったけん廃止します。認めてくださいと、そう簡単なことが言えるかどうか。やはり全体的な、特に福祉の関係を担っている課長さん、よございますので、ぜひ老人福祉の面から、そういった簡単な言い方はやめていただきたい。福祉のまち苓北で言われんですよ。ぜひ食券か、あるいは店で通用されるような券、そういった金券というんですかね、そういったことを配っていただきたい。私は前も言ったかもしれませんが、風呂の券あたりは、お年寄りはもらっても、使われんとですよ。麟泉の湯に来られる方は、そのうち何分の1しかおらっさんですよ。定期的に来らす方々は、年間券持っておられる方もお出でですので、そういうことでもう少し町内の実情を見定めて、いろんな施策は決定していただきたい。今回せんけん、こらえてくだっせて、そういった言い方はもう最低の言い方ですよ。

それから、26ページの予防費の委託料ですけれども、インフルエンザ予防接種委託料が組んであります。私もこれは当然、新型コロナ対策でいいんじゃないかなと思っておりましたけれども、この前ちょっと説明がなされたんですけれども、活動事例集を見ますと、このインフルエンザ云々というのは載っとらんとですよ。そこらへんどうなっとるのか、もしするとなら単独でするのは大いに結構だと思いますけれども。

それから、水道特別会計繰出金があります。これは水道特別会計のほうでも聞いてよかと思うのですが、新型コロナウイルス対策事業分ということで上がっておりますが、インフラ整備等についてはもう対象外となりますよということになっているようですね、もともとから、根本的に。そこらへんはどうなっていますか、お尋ねします。

28ページ、委託料のごみの収集委託料でございますが、これもこっちを見ますと、あまり歓迎されないようなことが書いてあるとですね。読んでみますと、ソーシャルディスタンスですかね、よくわかりませんが、比較的取りやすい牧野、森林、道路、海岸、公園、牧草法規等において、感染拡大防止対策の定義に十分配慮しながら、清掃や除草、植栽や植林等の美化、環境整備等の活動を行う地域の団体やNPO法人等に対して活動の一部を支援するということになっとるとですね。それが、この前説明いただいたようなことで、拡大解釈でそのごみの収集委託料を単に町が払うわけですが、払うのはいいかどうか。原則的には、これは全体的に言えると思いますけれども、後で言おうと思いましたがけれども、事業別に支援という言葉は他の活動を助成する場合に使う。充当は、地域団体が自ら運営する場合を想定するというところでございますが、そういったものには充当でありますので、できんとじゃなかろうかなと、支援はできますけれども。それで、各区に支援するとか、各行政区にですね。あるいは違う団体にNPO法人とか、今盛んにやっておられるJAの女性部あたりの清掃先に与えるというのはできるとじゃなかろうかと思っておりますけれども、この中の事例集を見る限りは、そこはできんのじゃない

かというふうに思います。そこらへんをよろしく願います。

それから、29ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金、そのうちの農業省力化機器導入支援事業、これについてもあまり良いようなことは書いてありません。新規で新しくやろうとする団体についてはいいですよというような形になっているようでございますけれども、これも読みますか、これはこの中から見て、こういったことでしたということの説明してください。

それから、31ページ、林業費の治山事業費の委託費で測量設計委託料が38万円組んでございますけれど、この38万円はどういうものかお尋ねをします。

それから、次ページ、32ページ、漁港管理費ですけれども、旅費と負担金補助及び交付金が、旅費が漁港漁場大会等の旅費として2万円減額になっております。それから、同じく漁港漁場協会全国大会等参加負担金が14万6,000円になっております。これは旅費のほかに大会負担金として参加すれば、14万6,000円負担をしないといけないということですよ。やっぱり会場設営費とか何かあると思いますが、それは分かりますけれども、これは出た者が払わんばんとでしようかね。もしかして、会食費とか何かそこで飲んだり食うたりするのが、この金で出とるかもしれんわけですが、そこらへんはどうなっているのかお尋ねをします。

それから、33ページの観光費の修繕料200万円、これについてもご説明をよろしく願います。

それから、宿泊費の助成金がこれは300万円出ておりますけど、先にお尋ねすればよかったですけど、これはG o T oキャンペーンとの兼ね合いはどうなっているのか、すみません、私は分からんですから教えてください。

36ページ、道路舗装費が財源の変更になっておりますね。この財源の変更になった理由を教えてください。

それから、次のページ、37ページ、工事請負費が1,800万円、河川の浚渫になっておるということで、先ほどお尋ねしましたけれども、河川が本来はここで言うべきじゃないと思いますけれども、災害がいっぱい、過年災ですよ。昔、増えたままの災害がいっぱいあるわけですね。全然手を付けてない。今回の災害復旧の中にも、5、6件とお尋ねしましたけれども、これはいくら浚渫しても、増えとるところば修繕せんば、ずうっと崩れていくから、何のためにもならん。そうじゃなかかと思えます。国の国庫負担法の中で、災害復旧費というのがあるわけですから、見つけてでもお互いに藪を払ってでもするような体制を整えていかんばいかんとじゃなかろうかなと。こういうことは全員知ってるんじゃないかと思えますよ。昔はこういった河川の浚渫なんか、ほとんどなかったと思えますよ。後で河川の国庫負担関係、災害のほうでお尋ねしますので、この浚渫との兼ね合いですね。

それから、消防費の中の災害対策費の中の備品購入費の2,084万1,000円、これは先ほどの説明ではスポットエアコンとか、スポットのクーラーとか、スポットの暖房機とかお尋ねしましたが、これもこの中にはOKと書いてありません。事業所が行うものについては補助していいですよと書いてあるようでございます。それが官公庁の場合はできるかどうか。

それから、エアコン等については、多分、何かどこかちょっと何ページか分かりませんが、多分知つとられると思いますけど、できんように書いてあったですね。できないように書いてあった。要は、このスポットエアコン、前回も申し上げましたけれども、スポットエアコン、スポットクーラーというのは、体育館とかで利用しますと。その空気を攪拌させるだけですなので、逆効果になる恐れがあるとじゃなかろうかなと思います。大型の、それよりも空気清浄機のような、今はもう細菌を殺すようなものがありますので、そういったことなら結構だと思いますけど、これはもしかして対象外になつたりはせんかということでこれをお尋ねをします。そっちで調べてください。これはお宅からもろうたものですから。

それから、教育費、41ページ、この18備品購入費の中でございますけれども、学校保健特別対策事業で265万8,000円、同じく備品購入で7,300万円、これについての内容をお尋ねをいたします。

社会教育費の中の公民館費の需用費の中で修繕料が253万円上がっております。これは何か坂瀬川公民館の云々と、この前説明があったのですが、それでしょうかね。それもこのコロナでできるかどうか。いくらかは出るとは思いますけれども、下水管の布設替えとか、マンホールトイレの対応とか、枠の設置とか、インフラはできんというふうなことで書いてあったようでございますので、こういった整備ができるかどうか、この事業でですね。

それから、46ページ、河川等災害復旧費でございますが、あわせて5件とかだったですかね。お聞きします。これは河川だけですかね。その国庫負担法、法律自体がここ何年かで変わったわけですかね。急に災害等の採択が全くない、少ない、苓北町は。天草市あたりを見ますと、県管理にも含めてですけれども、いっぱい青杭とか赤杭が立っております。なぜ苓北町が少ないのか、道路も荒れ果てて、厚くて法から落ちてるのはすくって取って捨てるだけ。それからまた、次の雨の時はまたそこが崩れる。昔は写真を撮って、法留めなんかして、やっぱり危険防止と、あるいは崩壊防止等にあたりよつた。舗装が割れて、段差ができてくる。善亀線と一緒にすけれども、あてがってやっぱり路肩を補修すると。路肩に石積みをするなり、昔はあったような気がしますが、それが今全くなって、舗装が割れば割れたまま。そこから水が入ってしみてから下がるから、災害が大きくなる一方じゃなかですかね。

それから、単車等が夜間なんかいた場合は危険でたまらん。県道あたり、県管理とか何かを見れば、そういった段差があったりなんかあったときには、特に確実にコーンポストなんか置いて、危険表示がありますけれども、これは何回も言いますけれども、苓北町の町道にはまずない。あっても、鉄筋を打ち込んでトラロープ張ってあるぐらいなもので。なぜその災害復旧何か良いシステムがあるとにできないのか。これは土木屋さんたちも災害あたりが年間5、6本あれば、何もせんちゃよかつですばってんなって、もうきつうしてたまらんというようなことですよ。地域活性化も含めて、ぜひ考えていかなければならない問題じゃなかろうかと思しますので、そこらへん国庫負担法が昔と変わったのか、変わらんのか。それから、河川は何でせんとて、河川台帳に載っとらんもんなどというようなことも、前の課長から、今の課長からは聞いておりませんが、前の課長から聞いてる。その前は、災害でしてあるとに、何でそこま前、隣はしてあるとに、反対側はせんとねて言うても、幅が足らんとですもんねとか何か言うて、なかなか取り掛かろうとしないが、そこは法律そのものが変わったのか、あるいは町の方針が変わったのか教えてください。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですけれども、ここで昼食のため1時5分まで休憩します。

-----○-----
休憩 午後0時06分
再開 午後1時01分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。
副町長。

○副町長（山崎秀典君） 松本議員のほうから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきまして、それぞれの事業の中で、この事業についてコロナの対策事業となるのかということでご質問がいろいろございましたので、私のほうから、まとめてその部分について、まずご説明申し上げたいと思います。個々の事業の内容につきましては、各担当のほうから回答させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業につきましては、7月16日の全員協議会並びに8月12日の全員協議会におきまして、それぞれ資料をお配りしながら、町が考えております事業について説明を申し上げてきたところでございます。

その中で、7月16日の全員協議会におきましては、今回、国の第2次補正予算でこれまでの1次補正予算の1兆円から2次補正で2兆円が加えられ、合わせて3兆円規模の臨時交付金の事業になったということで、資料をお配りして説明を申し上げました。

また、資料として、そのほかに地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例、それから地域未来構想20についてということと、町がその時点で考えておりました臨時交付金の第2次実施計画、これにつきましてそれぞれ事業ごとに説明を申し上げたところでございます。

そういった中で、国におきましては、今回の地方創生臨時交付金は国の施策ではカバーしきれない地域の実情に応じた取り組みの財源に充てていただくというためのものでありまして、国の施策と組み合わせながら、有効活用してくださいということで通知がまいっております。また、この事業事例等につきましては、本表は問い合わせの多かった事業等で、活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取り組みを行ってくださいという旨の通知がまいっております。併せて、地域未来構想20の中でも、臨時交付金の交付対象は、本構想で例示する政策分野に限らない、各自治体の判断により地域の実情に応じて必要な取り組みを行っていただきたい旨の通知がまいっていたところでございます。

こういった通知等に基づきまして、町といたしましては、各課職員がそれぞれ意見、アイデア等を出し合いながら、これまで町に必要な今回の新型コロナウイルス対策の事業につきまして積み上げを行い、7月16日の全員協議会、8月12日の全員協議会を踏まえて、今回9月分につきまして、9月補正によりまして、一部予算の計上、提案をお願いしているところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今、副町長が申し上げられましたように、町のほうで検討した中で、各行政区のコロナ感染症対策に係る事業、実際には既に区長さん方から会議をしたいんだけど、どうすればいいだろうかというご相談も受けておりましたし、先日の一般質問の中でも、石田議員のほうから分館等のエアコン等の整備もみたいなことのお話もございました。そういったものも踏まえまして、行政区活動であったり、分館のそういったコロナの対策の空調設備であるとか換気設備、そういったものも踏まえて幅広く使っていただきたいということで、地域が輝く行政区活動補助金の特色ある活動補助金交付要綱を改正をして、各行政区に有効に使っていただきたいということで、今回計上させていただいているところでございます。

すみません。もう一つ、続けてありました。

電算システムの部分、19ページです。19ページの目の13電算システム管理費の委託料1,155万1,000円の中に、システム改修費1,025万1,000円の部分についてのご質問がございました。その中で、今回、全部すべてコロナ関係かというご

質問であったと思います。今回計上しております予算につきましては、この中でコロナ対策に係る分としましては、3密を避けるため、収納事務としてキャッシュレス化に伴うシステム改修ということで550万円を予定をしております。残りの金額につきましては、現在の機器の更新部分であったり、法改正等に伴うシステムの改修が必要になる部分でございます。コロナ対策としましては、550万円ということになります。以上です。

その中で、経費が毎年かかるのかというご質問もありました。経費につきましては、一般質問の折に電算システムの年間の経費として、基幹電算システムで約4,700万円ということで町長のほうからご回答をいただきました。その4,700万円につきましては、役場内で27の業務を行っております、それ以外について、例えば法改正があったときには、法改正に伴うシステム改修を行ってまいります。そのほかの小さな改正もあることはあるんですが、それはシステム改修のときに改修費がかかりますが、次年度以降の維持管理費につきましては、金額的にはそう変わりません。約4,700万円で、若干、何万円か、システムが追加になった場合は増えるとかというものは出てきております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 21ページの戸籍システム関係で、今後の維持管理はどうなるかということでお尋ねをいただいております。維持管理につきましては、戸籍システムのほうで保守の契約を結んでおまして、そちらの委託料の中で対応するというところでございます。契約は一応5年間で、双方異議がなければ、1年ずつ自動更新をされるということです。令和2年度の予算額で369万円でございます。以上です。

年間369万円、戸籍システムの保守委託料です。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 23ページの老人福祉費の中の食糧費についてのご質問です。先ほどから申しましたとおり、本年度は式典をいたしませんので、そのまま食糧費のほうを減額させていただきたいと思っております。なお、温泉券のほうは従来どおり配付をいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 26ページのインフルエンザ予防接種委託料のご質問の点でございます。国の第2次補正予算のほうで事例集では94の健康支援事業といたしまして、インフルエンザの予防接種事業の支援強化を図ってまいります。他の、県外ではございますが、他の自治体のほうでも既に実施をされている事業でもございますので、町での実施は可能かというふうに考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 同じく、26ページの水道特別会計の繰出金というところのコロナ対策事業のご説明をさせていただきます。この繰出金の事業活用につきましては、水道料金システムの改修を行いまして、コンビニ収納等の対応ができる料金システムへの改修費として繰出金として行っているところでございます。現在の料金につきましては、口座振替及び納付書、または金融機関と役場窓口の現金納付になっておりますけれども、時間外で納付される方には、直接、水道料金等徴収に町職員が伺うことで対応しておりますので、期限が遅れる理由につきましては、やはり勤務時間中に納付に行けない方等の徴収に意見がございます。その関連を合わせまして、今回、新型コロナウイルス対策関連事業を活用しまして、他者との接触機会を軽減するために、多くの料金徴収方法を検討して準備しておく必要があるということの中で、今回、町徴税等のシステム改修と同時に、水道料金システムについても改修をしたいというところで予算を計上させていただいております。独自事業で行っております。IT化というところでございます。

次の28ページでございます。ごみの収集方法等につきましては、これも事例集というところでは108になるんですけども、これにつきましては、これも町の単独事業で、先ほど副町長から申し上げられましたとおり、これは長年、町民の皆様が粗大ごみを一斉収集というところで実施をしておりましたけれども、大人数の密接・密集機会になることから、新型コロナウイルスの感染防止対策のために新たな取り組みを実施するというところの中で、今回、住民生活と環境衛生の保全に必要不可欠で、たくさんの先般の6月も要望をいただいておりますけれども、収集方法の機会というところで、まずその収集方法について本事業を活用して方法の構築を図りたいということで考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、29ページの農業省力化機器導入支援事業補助金ですけども、議員お持ちの活用事例集の57番、生産性向上へ取り組む事業者への支援事業に該当することで計上させていただきました。

次に、31ページの測量設計委託料ですけども、これは都呂々唐干田地区の治山工事につきまして、単県治山事業での実施に向けての測量設計委託でございます。

次に、32ページの旅費及び負担金ですけども、これは漁港漁場の全国大会等への参加分ですけども、旅費につきましては参加者の日当分について、負担金につきましては参加者の交通費、それから宿泊費につきまして、県の漁港漁場協会のほうで一括手配することによる負担金でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 33ページの観光費です。修繕料の200万円ですけ

れども、これにつきましては公衆トイレの手洗い場の自動水洗化の設置事業に伴う事業費でございます。これにつきましても、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、非接触の生活様式が求められているということで、この事業を実施するものです。事例番号としましては35番となります。

それと、34ページです。同じく、観光費の宿泊費の助成金で300万円の方ですけれども、GoToトラベルとの兼ね合いということでありまして、GoToトラベルのほうが国の事業で7月から実施をされておりまして、宿泊、日帰りの旅行代金の2分の1相当額を助成する制度となっております。これにつきましては、国内旅行を対象に宿泊と日帰り旅行につきまして、2分の1の助成を行う制度となっております、町の宿泊費の助成につきましては、6,000円以上の宿泊につきまして2,000円の助成、6,000円未満の宿泊につきまして1,000円の助成を行うということで、国のGoToトラベルとの併用も可能としております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 36ページでございます。財源区分の変更の理由でございますけれども、当初、社会資本整備事業交付金を予定しておりましたけれども、国の配分が減額されましたので、やむなく起債事業に切り替えたものでございます。

37ページでございます。浚渫関係ですけど、これは46ページと関連しますので、災害分と一緒に説明させていただきます。まず、災害の法的なことで、何か昔と変わったかということでございますけれども、採択限度額が60万円になったと、昔よりちょっと増えたと、倍ぐらいになったということですね。それと、苓北町は災害が少ないということでございますけれども、ちなみに平成25年がゼロでございました。平成26年に20件ほど、平成27年、水害のときが100件、平成28年、平成29年で20件ほどでございます。私が課長になりましてから、ぐっと減りまして、平成30年度が5本、平成31年度、去年が3本で、今年度が5本ということで、ちなみに今年の5本は河川が4件、道路が1件でございます。

ほかに変わったことは、査定を受けまして朱入れのときに、道路、河川の維持管理計画の説明を求められます。道路と河川を常日頃、町がどのように管理しているのかということで、それを関連しまして、河川の浚渫等、これは生命・財産を守るために、今年度、令和2年度から新設された起債事業ですけども、そういうこともありまして、今回補正で上げさせていただいております。

だんだんだんだん少なくなっている理由でございますけれども、私が来ましてからの雨量が大災害になるような件数が増えるような雨量はなかったと。今年も7月の豪雨は、牛深、河浦方面はちょっと多かったそうなんですけれども、幸い苓北町につきましては雨量がそれほど降らなかったということも原因の一つでございます。今回、補正予算が成

立しましたら、浚渫、伐採等を行いますので、極力パトロール等をしまして、護岸につきましても極力補修を、採択できるものがあれば採択する方向で検討させていただきます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 次は、39ページですね。災害対策費の中の備品購入費についてお尋ねがございました。これにつきましては、36番の防災活動支援事業費ということで該当事業をしております。中身としましては、サーモグラフィーを2台、それから間仕切りを346、スポットクーラーを45台、大型扇風機を38台、コードリールを64台、移動式クーラーを8台、それと移動式クーラーは200ワットの電源が必要ですので、それ用にコードリールを8台ということで計上しております。

また、スポットエアコンについては、反対に拡散をするのではないかとのご指摘でございましたけれども、避難所は今、スポットクーラーとか移動式については、小学校の体育館であるとか、体育センターを予定しておりますけれども、ご存じのように体育館、体育センターは空調設備がございません。避難したときのまずは空調と換気が必要だということで、スポットエアコン、扇風機を計上しております。当然、そのコロナ対策としましては、まず避難されてこられた方について、誰も彼も入れるのではなくて、受付の段階で検温をしております。検温とご本人の体調をお聞きした上で、特に問題ないといえは語弊がありますがけれども、健康な方のみを避難所のほうにはご案内をしているという状況でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 40ページの教育費の事務局費の備品購入費です。まず、学校保健特別対策事業265万8,000円のコロナ対策の事例は、事例番号の38番でございます。内容といたしましては、各小中学校にサーキュレーター、大型扇風機、コードリール、担架、ウェブカメラ、保管庫、エアベッド、アコーディオンスクリーン、ミーティングボード、ハンディボード、エアコン、診察台等々の整備費でございます。

下の備品購入費のGIGAスクールの分の7,326万8,000円といたしましては、小学校児童に335台のタブレットと、小学校の教諭に27台のパソコン、中学校の生徒に185台のタブレットと、中学校の教諭の先生に7台の、総事業費の7,326万8,000円でございます。事例集の103番になります。

続きまして、43ページの公民館費の修繕料の内容でございますが、避難所であります坂瀬川公民館の排水設備が老朽化もしておりますので改修と、坂瀬川公民館のトイレの便器の取り替えを考えております。これの事例番号は35番でございます。よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、17ページの地域が輝く行政区活動補助金ということで63番、この中には感染拡大防止に配慮した上での共同購入、個別宅配、お年寄り等の移動の支援、ITを使った見守り活動や地域運営組織の法人化に向けた活動などの必要な支援ということになっていますね。ここもこれが先ほど規則やったですかね、あれの説明がありましたが、その中にもお年寄りについての支援なんかというのは、一言も入ってなかったですね。この地域が輝く行政区活動補助金交付の中にも、歴史、地域の環境、地域のコミュニティ、4番目に新型コロナウイルスの感染、何かこっちの63の小さな拠点活動応援事業の中と比べて、これと合わせて見ても、何かお宅たちが説明をされるのと、まったく違うような感じがするわけですね。この中にお年寄りあたりを、これに書いてあるとおり、異動の支援とか何かも入れておいてあれば、私たちもすぐ分かるわけですけど、こういったことは全くない。防災活動一本になっとる。コロナと防災活動とは、まったく別でしょう。コロナはコロナじゃなかですか。防災は防災じゃなかですか。確かに今、台風とコロナの関係で、今回の台風あたりに、同時に進行してきましたので、いろいろ問題が複雑化しておりますけども、本来は台風は台風でしょう。コロナはコロナでしょう。これは一緒たくりになっとるじゃなかですかね。そして、肝心な交付要綱あたりには一言もこの内閣地方創生推進室から来たのとかけ離れとる。1項目でも入れてもなか。そこらへん、どう思われますか、もう一回聞きます。

この19ページのシステム改修委託料、これはコロナのどれに入るとですかね、分類番号は。電算システムの方で、どこに入りますか。入っとらんとですかね。私はあと1回しかなかけんですね、回数に制限があるからまとめて聞いとかなばいかなけん。調べてください。

それから、21ページの戸籍情報システム改修、これもやっぱりコロナ関係ですかね。コロナ関係、国庫支出金が639万1,000円入っておりますけれども、これもどの分類に該当するか、これも教えてください。

それから、敬老会招待者記念品の関係、議員の中から12名中2名がこの関係で問題提起をしとるわけですよ。弁当に代わるやつを、何か食品券とか、何かできませんかと。減額する必要はないんじゃないかということで、お年寄りは待っていますよということ。それが、課長がこういった形でした、これに合わせてくれると、何か意味がなかけん、私たちは何回も聞くとです。私たちは意味があるから、77歳以上のお年寄りたちが待っておられると。どがんかできんかと言うとに、今回がんしたけん、がんしてくだっせて、担当がおろいかということですかね。課長がおろいかということですかね。検討する余地なかなかけんですかね。私たちは、敬老会に招待されるお年寄りさんたちの気持ちをくみながら、お願いをしとるわけですよ。そこらへんは分かりませんか、福祉保健

課の課長として。福祉とはどういうものかというのを、もう一回伺います。

26ページですね。この健康支援事業の中に、このあれを見てみますと、地域全体の健康なまちづくりを推進するため、3密に十分配慮した上で、ウォーキングやランニング等の活動に対して、地方公共団体等がアプリ等を活用した健康ポイント制度等のインセンティブを付与する。分らんですけど、要するにこういった健康づくりをする団体に支援をしますということになってですね、そのインフルエンザの予防接種なんかというのは、インフルエンザの予防でやればよかやっかというような考え方じゃなからうかと思うとですよ。健康づくりを支援したり、健康づくりで予防じゃなかつですよ。この健康づくりを支援したいということでやっとなってですね。そこらへんを再度お尋ねします。

それから、26ページの水道関係ですけれども、確かにこの施設の改修や活用促進活動を行う事業者の活動に必要な経費の一部を支援するというようなことですね、確かに。ただ、支援というのは、町には支援というのはせんとじゃなかつかな。これは支援するとなつとるとですよ。その中に最後に、先ほど言う支援は、他者の活動を助成する場合、地方自治体ができる場合は充当というような言葉を使ってあるですね。そこらへんがどのように解釈されたかということですね。もう一回お尋ねします。

それから、29ページ、農業者省力化機器導入支援事業、これは事業者に対して新サービスや生産プロセスの開発、ICTやDX等による生産性向上への取り組み、これらに係る設備投資に必要な経費、これは新サービスをするための取り組みや経費として、私は受け止めます。もうこれはあって、買い替えとか何かでしょう。低コストのあたりでしょう。それはもうあるとでしょう。あるやつをこの際、交付金が来たけん、これで買い替えろという考えは違ふとじゃなからうかと思うとですよ。これに対してはきれいに生産性向上へ取り組む事業者の支援事業で、新サービスや生産プロセスの開発でなつとるとです。ある品物じゃだめということじゃなかですかね。それはあくまでも単費で補助していくとか何かじゃなかですか。私はそう解釈をいたしますけれども、どうでしょうか。

31ページの測量設計委託料の30万円ですけれども、今、町には何か特殊な技術を持たれる方を雇っておられるわけですから、こういった30万円ぐらい程度の測量あたりは、ここでできんとですかね。少なくとも少しずつになると、測量したり、設計したりするような形をとっていかなければ、今後こんな小さな町で、測量設計委託料が相当高くなってきますと、維持管理とか何かの工事あたりも全くできなくなるような感じじゃなかですかね。そこらへん、簡単なやつは町でできんかお尋ねをします、併せて。

この漁港大会の大会等参加費の負担金の内容とかよう分らんだつたんですけれども、これは例年こういった形を出してあろうと思いますが、漁港大会のその決算書等を見れ

ば分かると思いますので、そこらへんも提示を求めます。

それから、37ページ、災害とあわせてご説明がありましたけれども、位置について説明をしてから請け負うということですね、そういうような感じを受けたんですけども、査定なんかをするとき、違うとですかね。私は、これは前の石田議員からも管理がなっとらんやっかということでありましたけれども、まったく町管理あたりの管理はもう今はゼロですよ。何もしてかな。もう10年ぐらい前から、崩れたところ、田んぼつくってあって、崩れたけん、もうその田んぼは作られんごてなって、今草刈り場になって、草はきれいに刈って維持はしてありますけれども、その護岸なんかまったくもうしてない、放置されとる。木場ですので、見に行ってください。県道からすぐ分かります。いっぱいあります。天草市とどうのこうのて、いっぱいしよりますと、そうじゃなかと思います。天草の町は私はたまに通りますけれども、災害あげくには小さか河川にも杭がいっぱい打ってあります。杭を打ってあるどうのこうのは別として、今荒れた河川とか何かがいっぱいあるのは事実ですよ。課長、そこらへんをお感じになりませんか。災害あたりのとき、災害調査とって、私たちは役場におったときは、全部職員が手分けして地区ごとに回って、あそこは崩れとったとって回りよりましたけど、今回もそうされましたか。危ないところは建設課に報告して、いろいろと対応を取らせていただいた。今、放置されとるとでしょう。もう河川がそういった形で、台風等の災害、大雨等で災害で崩れ、イノシシで崩され、荒れっぱなしですよ。それを行政が何か手助けして、国には災害復旧国庫負担法があるので、大いに活用していただいて、地場産業の育成と同時にこういったことをしていただければ、小さな業者の方はそれで潤っていくわけですから、それに伴って働き口がいっぱいできてくる、店の商品も売れる、苓北町の経済が相当潤うわけですから、そういったことを考えてください。もう一回お尋ねします。この河川の本当に今の状況がベターかどうかをお尋ねします。

39ページの、これはまだほかにもあったと思いますけど、見つけ出さんとですが、この39ページの災害対策関係、これの備品購入の関係なんですけれど、これは確かに地域で組織されている自主防災組織の活動等の一部の支援、また地方公共団体が避難所の衛生環境を保つため、消毒薬等の資材を避難所に備蓄するための経費、これはまさにコロナ対策のためにいろいろ備蓄をしようということじゃなかですかね、このことは。消毒とか、資材ですから。消毒資材等ですから。そのコロナ対策で空気をここで扇風機を回して、感染者は入れんごてしとるけんよかっですばいというような話もありましたけれども、3密、そういったことを考えて、これをなくすにはやはり開けっ放してから、空気を入れ替えんばんとでしょう。それを閉めたくって、スポットエアコンとか、スポット的な温風機あたりでせれば、もうそこらへんいっぱいぐるぐる回りちらかすとじゃなかですか。そこらへん、私はちょっとコロナ対策には逆行しているというふうに思い

ますので言ったわけですよ、扇風機にしても。そこらへん、もう一回お願いします。

それから、41ページ、備品購入費の学校関係の備品だと思いますけれども。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですけれども、質問をもう少しまとめて。

○5番（松本良人君） いや、何番というとは言うてくれろと言うとるばってんが、言うてきてなかったもんやっけん。あせらせんでください。私はじっくり考えて言いよるとですか。私は町民のためにしよるとですから。急いでもあれはなかでしょうもん。我々は議会議員ですので。

○議長（錦戸俊春君） 質問を続けてください。

○5番（松本良人君） 今、38と言われましたけれども、私は103じゃなかろうかと思えますけれども、そこらへんどうですかね。103には、高等学校、大学等のモバイルルーターの整備、EdTechツールの導入に係る費用、障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備助成など、GIGAスクール構想関連事業等との連携による児童生徒の学習や、教員が学校、自宅で使うICT環境の整備運用経費等のうち、他の支援施策の対象とならない、また超える分、私はこれは学校と家庭とか何かをつなぐために必要な機具は購入していいですよというように捉えましたけれども、今回は学校で使う分、学校でいろんなものを使う分が予算化してある。それは違うとじゃなかですかね。要するに、今のテレビ会議とか、ああいった形で授業をしていこうというような捉え方の中なら、この事業を使って大いにやっってくださいということでしょう。これは学校の先生たちが使わんで学校で使うとならば、何も対象にはならんですよ。学校の中で子どもたちが使うものについては、何もならんとじゃなかろうかと思うとですよ。そこらへん、もう一回お願いします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは、まず17ページ、地域が輝く行政区活動補助金に対してのご質問でございます。コロナと防災は別だということでおっしゃられました。要綱にその分の何も載っていないというようなご質問だったと思えますけれども、冒頭に副町長が申しあげましたように、未来構想であり、活用事例についてはあくまで参考であると。その他については、地域の実情に応じて自治体が計画を考えていいというふうなことも記載されておりますので、別に活用集に記載が明確に載っているから、いないからというのは、今回の該当にはならないというわけではありません。先ほどの63番、小さな拠点活動応援事業という中で、中山間地等での暮らしを守るため、地域を支える組織が行う事業ということで、私たちは捉えておりますので、その中で事業を考えまして、要綱につきましても何も載っていないということではなくて、第2条の第2項第4号で、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業と明記をしております。その事業はどういったものかということで、別表ということで感染症対策に係る事業として、地

域内の生活環境整備に係る事業、自主防災会の設立では活動のための備品及び消耗品の整備に係る事業、子どもや高齢者等の見守り活動に係る事業、地域行事における対策に係る事業、分館、避難所等の環境整備に係る事業、最後にその他町長が特に必要と認める事業ということで考えております。ですから、この法でどういったものをやりたいというご相談については、柔軟に対応をしたいということで要綱も整理はしたところでございます。

それと、19ページ、システム改修費の中のコロナ対策分は550万円と、先ほど答弁をさせていただきました。それにつきましては、未来構想の3番と事例集の77番に該当しております。収納事務のキャッシュレス化実現に伴うシステムの改修ということで、水道環境課長が先ほど水道料金の分のキャッシュレス化について説明をしましたが、同様にコンビニ収納ができるように準備を行うものでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 21ページの戸籍システム改修関係なんですけど、こちらがコロナ関係かどうかというふうなお尋ねですけども、こちらにつきましては今回のコロナ関係ではございません。戸籍法の一部改正とデジタル手続法の施行ということで、そちらの部分の改修になっております。ちなみに、国庫の639万1,000円につきましては、9ページをご覧いただきまして、14-2-1-3の中の社会保障税番号システム整備費等の補助金のほうに入るものでございます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 23ページです。老人福祉費で食糧費の件です。何度も申しますが、式典をしてからのお弁当と考えておりますので、式典を今年度はしないということでございますので、やはり減額だと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 26ページのインフルエンザ予防接種委託料の件でございます。健康づくりに該当するののかということでございますが、従来の予防接種事業に今回上乘せをして実施するものでございまして、新型コロナウイルス、インフルエンザの重複感染や重症化を予防することで、健康づくりにつながるものと考えております。町民皆様が健康でいきいきと暮らしていただきたいということで、この事業を実施するものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 26ページの水道特別会計繰出金のほうで、支援と事例集には記入をされておりますけれども、充当されていると、どのように解釈されるかというご質問でございますけれども、これにつきましては副町長、総務課長がご回答しましたとおり、事例集については参考ということで、この77番の事例集に一番近いと

いうふうに使わせていただいております。なお、この事業につきましては、税徴収等におきまして、税徴収の場合、コンビニで収納できるようになるのと併せて、水道利用金についてはコンビニで徴収ができなくならないように、同時にこの事業を実施したいということで計画をさせていただいております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 29ページの農業省力化機器の導入ですけれども、中身については先ほど説明したとおりでございます。新サービスについてですけれども、今回、農薬散布用のドローンも含めて、低コスト組合が新たなサービスを展開するというので、この事業に該当すると考えております。

次に、31ページの測量設計委託料ですけれども、もちろん職員で対応する部分もございまして、構造物の安定計算等を必要に応じて委託発注しております。

32ページの漁港漁場大会の旅費負担金につきましては、内容については先ほど説明したとおりでございます。今年度はその実施がなかったというふうなことで、すべて減額ということで、決算には反映されておられません。前年度決算については、今回の補正とは全く関係ないものと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 37ページの再度のご質問でございます。日ごろから河川等、道路等、管理が不十分ではないかというご質問でございますけれども、極力、精いっぱい我々も職員一同、河川等、道路等のパトロール等もして、災害がごろごろあるとおっしゃられますけれども、それも含めてこの浚渫事業とともに再度、巡回、パトロール等をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 災害対策費のほうで、備品購入費、エアコンであったり、扇風機等は必要ではないというふうな捉え方をできるとは思いますが、何もなければ、それが一番ですけれども、今回のように大型でどうしても避難が必要だというときは、やはり多くの避難所を開けなければなりません。そういった中で、体育館、夏場、何もなし、暑い、雨が降る、その中で締め切っておれません。ですから、そういったことも考えた中で、エアコンであったり、扇風機があると。当然、夜は電気をつけたら虫も入ってくるわけですから、開けっ放しにするということもできませんので、そういった避難所の環境を考えた場合に、どうしても必要であるということで、今回、本事業を計画したところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 40ページの備品購入費のご質問なんですけど、学校の保健特別対策事業265万8,000円の分に関しましては、事例番号の38番の必要物

品供給事業ということで捉えております。

下の備品購入のGIGAスクールの7,326万8,000円に関しましては、事例番号103番のGIGAスクールということで認識をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、忘れんごて言うときですが、今の総務課長から、温かけん買うとよと、温かから買うてやってください、雨が降るから大変だから、それはもう存分にそこらへんしてください。ただ、私はこの特別交付金で対応できるとかというのを聞いとるとですよ。そこらへんが、私と総務課長の考えは一緒ですよ。町民の方がきつい、大変だと言われるなら、大いに買ってやって、環境を整えて避難もさせていってもらいたい。当然ですよ。ただ、この交付税の感染症対応地方創生臨時交付金に該当するかせんかを聞きよるとですよ。これも日本全国の方々から税金を集めていただいて、その中から出る。あるいは、そうでなくて、日銀でお金をばりばり印刷して国債を発行して、あとは私たちの孫子の代に払わせると、そういう部類の金なんですよ。それで、私は同じような考え方ですけども、これが該当するかということをお尋ねしよるとですよ。そこらへんは分かっってください。

それから、もう一回いきます。この地域が輝く行政区活動補助金の関係ですけども、これは何か別にありますよということではありますが、せつかくなら今回この入る直前に、地域が輝く行政区活動補助金交付要綱の中に対象事業とか何かで書いてありますよ。第2条の2の1、2、3、4番あります。もう一つ、老人の云々のば付け加えればよかったですたい。なぜ一番最初の目的のこれに入れらっせば、ばっちり分かるとじゃなくて、一番強かつでしょう、ここに入れてもろうたほうが。そこらへんを、再度やっぱりそういったこの事業を本当に活用するとならば、やっぱり本文に入れんばいかんですよ。別表は随時付け替えらるっですけんですね、本文自体はできませんので。ここらへんを手立てをしてください、もしそれを利用されるとならば。

それから、これはお願いですが、23ページの敬老会の招待関係、予算ば組まんじやったから、これでこらえてくれろというような、ずうっと続きますけれども、持ち帰った検討しますというぐらい言ってもろうたほうがいいと思いますよ。あんた一人の行政じゃなかつじゃけん。せつかく予算があるとに、それはでけんかと言いよるとにですたい、今度は鉛筆先一本で消したから、このまましとってくださいという考え方はもってのほかと思いますよ。お願いです。頑張ってください、福祉に。

このインフルエンザ関係ですね、これも言わるとは分かるとですよ。この際、金があったら、町民税もただでしなさいと。私は、先ほど総務課長の関係にも申し上げましたけれども、この事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例

の中にはありませんので、それが交付金の対象にならんとじゃなかかて言いよるとですよ。意味がまったく違う、受け方が。こう打ってください。それで感染症が防げるとならば。ただ、それが事例書にもなかし、これは令和2年6月24日に、内閣府地方創生推進室から出てきた第2次補正予算対応版ということで銘打ってあるとですよ。その中に書いてなくて、それで言いよるとですよ。まったく私が質問するとと回答がもう合うとらん。

26番の水道関係でも、これは地方へのサテライトオフィス誘致に向けて、施設の改修や活用促進活動を行う事業者の活動にと書いてあるとですよ、これには。事業者というとは町じゃなかたですよ。必要な経費の一部を支援するとなつとるとですよ。こういったやつをやられる方があったら、支援をしてくださいというようなことですね。町がやりなさい、町がするのにその手助けをして使っていていいですよというような、充当するとなるはずですよ。それがまったく書いてない。そこらへんを聞きよるとですよ、私は。このごみ委託料も一緒ですね。

それから、29番目の農業者省力化機器導入支援事業、新しか事業を考えとるというような考え方でございますけれども、額も1,500万円と大きい。新しい事業を1,500万円にどういふものかをお尋ねします。

それから、この支援事業あたりは特にやはり町内全地域に係るような事業と思うとですよ。ただ、この低コストのこの組織自体が行き渡らん。末端には行き渡らん。特に山間地、棚田、それで相当困ってやめていかれる人がいっぱいおいでですよ。そして、補助対象とか何かにならん分については、ますますだめになってきて、便利のよか都呂々のこの中央とか、志岐の中央とか、坂瀬川の一部、ここらへんにしか恩典がなかわけですね。そこらへんを良うするよな対応の仕方ですかね。そこらへんをもう一回聞きます。

この41ページ、学校関係、これは対応でけんとかじゃなかたですかね、7,000万円。学校の先生たちの使う分とか云々というのは、これに対応できんとでしよう、この交付金では。コロナ対策ではですよ。コロナ対策では、要するに学校と家庭を結ぶ、そういったLANあたりを使って授業をするとか、そういった分に使っていていいですよというような書き方がしてあるように思うとですよ。私はそう解釈しますが、何でも買うてよかということじゃなかたでしよう。先ほど申しましたとおり、コロナ対策のための分ですよ、そこらへん。

以上、お答え願います。

○議長（錦戸俊春君） すみません。副町長、もう一回、また再度、この運用について説明をしてください。

副町長。

○副町長（山崎秀典君） 改めて、私のほうから説明いたします。

先ほどお話ししましたように、7月16日の全員協議会、それから8月12日の全員協議会におきまして、資料といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充についてという資料、それから地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例、それから地域未来構想20についてというようなこととお配りをした上で、資料4として町が考えております臨時交付金の実施計画事業についてご説明を申し上げたところでございます。その中で、国といたしましては、この臨時交付金につきましては、国の施策ではカバーしきれない地域の実情に応じた取り組みの財源に充てていただくために、国の施策と組み合わせながら有効活用してほしい旨、またこの事業事例集のほかに、この事業の事例集の中身に限らず、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取り組みを行っていただきたい旨の記載がございます。地域未来構想におきましても、臨時交付金の交付対象は本構想で例示する政策分野に限られない。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取り組みを行っていただきたい旨の文章がございます。これに基づきまして、町といたしましては、各課で精査、内容等の検討を行いまして、現在の茶北町のコロナ対策として必要な部分につきまして、今回ご提案をいたしているところでありまして、県・国に対してもヒアリングを受けますので、そういった中で茶北町としての取り組みとして、これらの事業は重要であるという旨をお伝えしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、それは先ほど聞きました。ただ、わざわざ臨時交付金の留意点というのが、今おっしゃったほかに小さいことを書いたとか、留意点というのは分かりますか。注意点ですよ、注意。これだけを注意してくださいというのが留意点なんです。それが職員の人件費はだめですよとか、用地費はだめですよとか、貸付金、補償金、事業者への損失補てん、基金、感染対策と関連しない施設の整備自体を諸目的とするもの、こういったほうが別にまた来とるとですよ。その中に感染者の対応と関連しない、インフラの整備等のハード事業に係る費用には補助金は交付しないと、別にあるとですよ。これはだめですよというが。そがしこ言うたばってん、これはだめだと。そしてまた、これを書いた記載についての留意点の中にも、紹介する事例にはその実施が主に想定される段階を示しています、これは例ですからね。ただ、支援は他者の活動を助成する場合に使う場合、充当は地方公共団体が自ら運営する場合を想定して使用しますと、そういったことが来とるとですよ。あるとです。今言われたほかに、こういったことをしていいですよと、ただこれだけは守ってくださいよというのがあるですよ。まだあるでしょう、いっぱい。

そういったことで、留意点とか、あるいは注意事項が書いた、こういったことが来て

おりますので、私はこれに基づいて質問しよるわけですよ。そして、今、副町長が申し上げましたが、大まかな感じだと思いますけれども、なぜこういったことが出るとですか。拡大解釈していいですよということであろうと思いますよ。それでも、これだけは守ってくださいというのが、留意点とが何かと思いますよ。そこらへん、注意してください。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、数点、ご質問いたしたいと思います。

まず、11ページの民生費県補助金、児童福祉費補助金の中で副食費支援事業補助金がマイナス81万円ということで、先ほどの全体説明の中では県の補助金交付要綱が廃止になって、対象外になったというふうな説明があったかと思います。これについては、現在、2分の1補助なのかどうか分かりませんが、町の当初予算でも予算化しているかと思います。これの県のほうの補助金が廃止になった理由、またそれに対する措置がどうなるのかについてお聞きいたします。

次に、先ほどいろいろとご質問が 있습니다やまびこ、地域が輝く行政区活動補助金、17ページですが、510万円の補正が今回出しています。この分については特に問題ないと思うんですが、交付要綱の改正案、これは関連するのでちょっと質問をいたしたいと思いますが、これの第2条の中でちょっと気になるのが、2条の2項で地域活性化の一環として新規に行われる次の事業ということに、ここに新規という言葉が入っております。また、3項で各年度において1行政区1事業ということで制限がかかっております。もともと地域が輝く行政区活動補助金については、納税組合等の業務をしていただくという関連から、それに見合う金額の補助を出していた経緯があると。その中でも満額は取れないけれども、ある程度、これまでの活用に対する支援は引き続きやろうということで、新たに荅北町地域が輝く行政区活動補助金交付要綱というのを作られたかと思うんですが、このようにいくつか項目はあるけれども、この中の1事業と、また新規というような制約をかければ、これまで活動してきた事業に対して、この補助金が対応できなくなると。非常に各行政区、困ったことになるのではなかろうかというふうに思います。特に、こういう1、2、3、4という形で列挙されますので、新型コロナウイルス感染事業をやれば、1、2、3の事業はできないというような読み方もできます。もう少しこの交付要綱自体が柔軟に区の活動ができるような形での、これは単独事業ですから、町が決めようによって国からの補助金の返還等もありませんので、もう少し使いやすい交付要綱に、今回コロナを入れることで改正しようということであれば、この新規であるとか、1事業に限定するとかいうような制限をかけない、いろんな事業をやると、その中で補助金を対象として幅広く見ますというぐらいの柔軟性をぜひ

取っていただきたいと思います。その点について、ご説明をお願いいたしたいと思いません。

それと、次に26ページ、インフルエンザ予防接種委託料、これは加藤厚生労働大臣も最近ニュースの中で、コロナにかかった人たちの病院等にかかって、重症化の患者が増えるというようなことから、ぜひインフルエンザ等の予防接種を勧めていただきたいというような話があります。東京都も65歳以上限定で無償化するというようなニュースもあっております。ただ心配なのは、全国的にこの予防接種するワクチンが不足してくるのではなかろうかと、マスクも同じで、全国でやろうとしたときには、多分、全国民分ないというふうな話を聞いておりますので、いち早く取った者勝ちかもしれないと思いますが、7,000人分のワクチン確保、もしそれが不可能であれば、優先順位で子ども、老人等を順位付けして、若い人たちにはかからないように頑張ってくれというふうな形ですのかどうか、その点の考え方もぜひお願いいたしたいと思いません。

次に、30ページの堆肥センターの管理費でございます。消耗品費の24万円、これに5キロ入りの堆肥袋を新たに作るというような説明があったかと思いません。これは普通堆肥なのか、特別堆肥なのか、今でも堆肥センター自体が収支不足に陥って、一般財源が相当持ち出しがあっていると。5キロ入り袋を新たに導入することの投資効果が実際あるのか。今でも人件費のほうも女性の嘱託を1名入れて、給与のほうの削減を図っているというふうな話も聞きましたが、果たして5キロ入り袋を導入したときに、堆肥センターの職員が回るのか、なおかつその誰のために5キロ入り袋を新たに導入するのかについてお聞きいたしたいと思いません。特に普通堆肥、下水道汚泥を入れている堆肥が普通堆肥だったかと思いませんが、これを私もJAのほうに買いに行ったら、ばら売りはしてないということで買えなかった。堆肥センターまで上っていけば売ってあるんですが、もう少しこの堆肥のほうも普通堆肥の販売についても、一般の人たちにも買ってもらうような努力をしながら、できるだけ販売数量を上げるというようなことは必要かと思うんですが、新たに5キロ入りを導入する意図がちょっと分かりませんので、その点、もう少し教えていただきたいと思いません。

あと、35ページのやまびこ活動費で120万円の補正が組まれております。今年、1行政区30万円まで限度額を引き上げたというふうな話を聞いておりますが、その関係で要望が強くあって、不足すると言うことで120万円の補正にいたったのか、また新たにそれじゃなくて、何かその違った視点でこのやまびこを使って支援していこうというふうなことなのか、その点をお聞きいたしたいと思いません。

最後ですが、ちょっとこれは予算との関係じゃなくて、先ほど総務課長のほうが説明された中で、ちょっと確認したい点があります。災害対策費として、避難所のほうに受け入れをする際に、熱がある人は受け入れないと、健常な人を受け入れるというふうな

説明があったかと思えます。熱があった人が避難所に来られたときには、どこか一つの場所を確保しておいて、そこに誘導するというようなことを、苓北町としては取っておられるのか、ちょっとその点が心配で、まだ台風も10号で今後、避難所の開設というのが出てくるかと思えます。そういう面で、熱がある人、特にご老人の方は結構熱をすぐ出すというような事例もありますので、ちょっとその点、もう一回、熱がある人の受け入れ態勢は町としてどのようにされているのか。以上、質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 11ページの民生費県補助金の副食費支援事業補助金の件でございます。議員のおっしゃるとおり、熊本県におかれましては、本年4月1日施行で補助金の要綱のほう、この部分のところを廃止扱いということでされております。それを受けまして、今回の補正予算で減額をいたしまして、歳出のほうで財源区分の内訳の変更をして対応をいたしておるところであります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 地域が輝く行政区活動補助金の交付要綱についてのお尋ねでございます。今回、皆様方にお配りしておりますのは、地域が輝く行政区活動補助金の特色ある活動分ということで、通常の地域が輝く行政区活動補助金とは別に、1行政区当たり1事業ということで定めてあるものでございます。通常のといいますか、今までの分は地域が輝く行政区活動補助金交付規則ということで、規則のほうで定めてございますので、規則のほうの改正も今回は収納方法の変更により行っております。これはあくまでも特色ある活動ということで、何か新規にやられる分ということになります。その中で新たにコロナウイルス感染症対策事業ということで追加をしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 26ページのインフルエンザ予防接種委託料に関しまして、今年度はワクチンが不足するのではないかという懸念のご意見でございますが、町内の医療機関のほうに確認をいたしましたところ、そのニュースとか報道とかを見られまして、当然、今年度は昨年度より多めに仕入れますという回答を得ております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 堆肥センター関係の消耗品費、5キロの堆肥袋の新たな製造なんですけれども、まず今年度の牛糞の回収の状況から申し上げますと、今年4月から牛糞の回収料、処理料を無料化したことによりまして、昨年からの月平均からすると約1.6倍程度に回収量は増えております。この5キロ入りの新規作成につきましては、昨年から堆肥センターの管理運営協議会のほうでも新たな販路開拓、最近はコロ

ナ禍の中で家庭菜園等の需要も増えておりますので、そういった新規の販路開拓を目指すこととしまして、新たに作成するものでございます。中身については、特殊堆肥を予定しております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 35ページのやまびこ活動費でございますけども、これは新たな視点ということではなくて、通常の事業で4件増えたものでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 避難所の受入体制についてということでのお尋ねでございます。私の説明が悪かったんですけれども、避難所に来られた場合、まず先ほど言いましたように、検温と健康チェックということでお尋ねをいたします。その中で、若干熱があるとか、体調が優れないということがありますので、そういった方は通常の方とは別に部屋を設けまして、離れて避難をしていただくという処置を今回も取っております。その方の症状を見た中で、病院とか、必要であれば救急車を呼んで病院のほうに搬送していただくという処置を取らせていただきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。

民生費の補助金の、こういうふうに県が一方的に補助金を廃止するということになる、81万、今でも非常に財政が厳しい中であって、町の一般財源の持ち出しというふうになると、大変なことになるというふうに思います。やはりこういうことの情報については、早めに情報収集して、今、少子化対策の目玉として、副食費とか3歳児未満の子どもの措置費あたりは無償化とかいうのを県が率先してやっている中で、自分から足を引っ張るようなことをやると。もしかしたら、これに代替としての施策があつての財源の振り替えかなともちょっと思ったものですから、そういう情報があるならば、町としてもそれに乗っかるという必要があるかと思ひまして、質問いたしました。ぜひそういう少子化、この荅北町も非常に高く政策を掲げておりますので、対応はいろんな情報収集はお願いいたしたいというふうに思います。

次に、地域が輝く行政区補助金、私もその規則で制定されている分と特殊な分が別にあるというのは、ちょっと勉強不足でした。これについては、特殊活動分の予算は、すみません、いくら予定されていたのか、再度、説明をお願いいたしたいと思ひます。

それと、そういう意味で新規というふうな事業化とは思いますが、これにコロナを入れるとしたら、任意事業に今年度はなるのかなと思ひますけれども、1事業もコロナも1、2、3、4まで来ていますから、その1事業というのがいかなものかというのがありますので、これは最終的に町のほうの考え方でございますので、その点はどうなの

か。ちょっと区長さんたちが戸惑うのかもしれませんが、その文言のところは再度お願いいたしたいと思います。

インフルエンザの予防接種は、そういう意味では早く、うちは予算化するからというふうになると、病院も一生懸命、7,000人分確保されるかと思います。これなんかもう本当に今まで打ったことがない人が、どうしようかというふうに迷うかもしれませんので、これはもし余ったとしたら、町が補てんするわけじゃないですね。そのところは、十分注意してください。

それと、さっきの堆肥センターの件ですけれども、これは本渡のグリーンコープのほうに新たな販路開拓をしているというふうにはお聞きはしたところです。これの5キロ袋、家庭菜園用という形で5キロ袋を出すというふうな話かと思いますが、町民にとって、5キロ入りの袋というのがどのくらい重要性があるのか。やはり、その5キロ袋を本当に必要とするのか。販売店のほうからの要望だけで24万円という金額を打ち込んで、堆肥袋を作ったとしても、またここで需要が思うようにいなくて、何千袋か分かりませんが、24万円というのが。もう少し、それよりも今の特殊堆肥と普通堆肥、何かいかにも堆肥なんですよね。コメリとか売ってあるのは色彩鮮やかな牛糞堆肥というのがあって、いろんな効用がありますよというような説明があって、つい町の堆肥よりもコメリで売ってあるEM菌入りの牛糞堆肥というふうな方向に行きがちで、多分、JAのほうも袋入りは少なくなっているというのが現状かと思います。もう少しやっぱりそういうふうな面に、ちょっと考え方をシフトして、果たして5キロ袋が本当に収入と投資効果があるのかどうかというのが、今一、私もちょっとはっきりしませんでしたので質問いたしました。十分そのところは検討を引き続きお願いいたしたい。残が出ないように、作ったとしてもですね。なかなか難しいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

避難所の運営はよろしく申し上げます。今からやっぱり熱がある人が行きづらくなって、逃げ遅れたというふうにならないように、ぜひそのところの対応はお願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 地域が輝く行政区活動補助金の特色分でございますけれども、1事業当たり、対象経費の2分の1以内で上限10万円ということで定めております。これにつきましては、予算を組む段階で区長さん方から相談がその前とかあった分あたりは、中身をお聞きしながら、予算のときに相談があった分については、例えば2件あったら2件分、なければ、なくても1件分を当初予算で計上するようになっています。以上です。

上限10万円です。今年度は1件分、10万円計上しております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 新型コロナウイルス感染症に伴う苓北町支援策の実施状況という、3ページが一番上、利用者、減免措置を取られているところですね。町有施設利用者支援事業、富岡港船客待合所の利用と物産館の物産館施設の利用料の減免措置が取られておりますけれども、これはこの資料によりますと8月28日までとなっておりますので、この先はどうなるのか教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） この件につきましては、富岡港船客待合所と物産館使用施設ということで両方ありますので、私のほうから同じ考えで対処するというので、回答をさせていただきます。ご承知のように、コロナウイルスの経済効果というのはもうずっと減少、そのまま向上はしておりません。そういった状況でございますので、当初はとりあえず半年間の減免ということで予定をしておりましたけれども、今後も引き続き減免を3月まで延ばすということで考えてはいるところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、分かりました。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

田嶋豊昭君。

○副議長（田嶋豊昭君） 26ページのインフルエンザの注射についてお尋ねします。先ほど野崎議員のほうからありましたけれども、医療機関で料金が違うということをお聞きしました。これは一応苓北町町民もどこが3,000円で、どこが4,000円か分からないような気がします。その中で、私の要望といたしましては、もう全員無料にしたかどうかという考えを持っていますけれども、検討できないものかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 26ページのインフルエンザ予防接種委託料の、予防接種料金の件でございますけれども、町内の医療機関は4医療機関ございますが、そこは指定医療機関として町が指定をしております。そのほかに町外に5医療機関がございまして、そこで受診した際がちょっと金額が上がってくると。ですから、町内で受診される場合は3,500円で済みますので、そういった内容の広報も、住民の方に周知をいたしまして、ぜひ町内の医療機関で接種してもらおうような形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○副議長（田嶋豊昭君） 本当は先ほどそう言ってもらえばよかったんですけど、なる

だけ町内を利用していただくのに関しても、それを望みますので、何かで文書でも何でも、もしあれがあったらそういうことを優先して書いていただいて、3,500円無料ですということでお届けできればと思っていますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 補正予算案に反対の立場で意見を申し上げます。

今回の補正予算は、大半が新型コロナウイルス対策で、国が配分する地方創生臨時交付金による予算措置であると思われま。この制度は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金制度要綱において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について基本的な枠組みにより交付対象者、交付対象事業、交付対象経費と、目的が定められ交付されるものであると理解しています。この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的について、令和2年6月24日、内閣府地方創生推進室から出された要綱で、第1に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的が掲げられております。

第1を紹介しますと、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の目的、これは令和2年5月1日から令和2年6月24日に出されたものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染緊急経済対策（令和2年4月20日）に閣議決定、以下、緊急経済対策という全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という）に基づく事業に要する経費に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民の生活の支援、家賃の支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、新しい生活様式に踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生に図ることを目的とすとなっております。

併せて、令和2年6月24日、内閣府地方創生推進室から、第2次補正予算対応版として、使い道においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集もあります。これが町に来ていると思います。この目的や活動事例集から、今回提出

された一般会計補正予算で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として計上された事業の中に、この財源にふさわしくない複数の事業が含まれています。例えば、避難用体育センターの移動式エアコン、移動式スポットクーラー、町道・林道の維持管理、路面用の清掃作業の車両、町内巡回バス、教育費のGIGAスクールほか、備品購入費、そのほかでございます。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大きな目的は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止、感染拡大防止の影響を受けた地域経済、影響を受けた方々の支援等の対応のために実施するものと思われま

す。荅北町においても、仕事がなくなって困っている中小事業者の方々、観光、飲食店、病院や施設、販売が低迷している農業者や漁業者の支援が必要です。また、命がけでお仕事をなさっているお医者さんや看護師など医療関係、福祉施設で働いている介護職員、保育士、ヘルパーの方々、理容・美容師さんなど、数えると切りがありません。特に医療現場、福祉の現場で働いておられる方々は、家庭生活も脅かされているのではないかと思います。何らかの支援の対象としてもよいのではないのでしょうか。

熊本市では、熊本大学の先生が、間近では天草市の職員の感染も確認されております。今回提出された補正予算の中で、コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金に該当しない案件が多数あります。このことがマスコミ等に取り上げられ、また会計検査院等で指摘された場合、どうなるか予想もつきません。この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用され、新型コロナウイルス感染症拡大防止と感染拡大防止の影響を受けた町民の方々はもちろんのこと、町民が安心して住める荅北町をつくるため、今回の補正予算は再度検討され、提案をされるよう求めます。

よって、提案された本一般会計補正予算案に反対します。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私は、令和2年度荅北町一般会計補正予算案に対して、賛成の立場で討論に参加をいたします。

荅北町執行部による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や、新しい生活様式の定着に向けた取り組みに重点をおいた補正予算案だと思います。速やかな予算執行を望みます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 原案に反対の立場で討論に参加をします。

町民が要望している件を、町民の代弁者である議員が発言をしているにも関わらず、町民の要望を組み入れてもらえない補正予算については反対でございます。

老人福祉費の敬老会食糧費以外については賛成できるというふうに思うのですが、この件の額は小さいのですが、やはり町民の要望を受け入れてもらえるような柔軟な町政を望んでおりますので、今回の補正予算には反対をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、今回の補正予算に対し、賛成の立場で討論に参加をいたしたいと思います。

今回の補正の大半は、新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業とし、感染症対策によって疲弊した現在の事業継続支援をはじめ、地域経済の将来を見越した生産性向上へ取り組む事業者への支援が上程されているところでございます。そのほか私も議員をはじめ、多くの町民が待ち望んでおりました町河川の浚渫事業が初めて起債を利用し、多額の予算が計上されているところでございます。

よって、これらの事業が1日も早く実施されることを望み、またその成果に期待をし、私は賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 原案に賛成の立場で討論いたします。

本補正案の中には、一部見直し、検討が必要と思われる予算案もありますが、コロナ禍による対策事業の重要な予算が多くあり、早急に予算執行を行わなければならない状況であると思っております。

よって、本補正予算に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋豊昭君。

○副議長（田嶋豊昭君） 私は、原案に賛成の立場で討論いたします。

今回の予算は、本当に副町長から何度も聞きましたけれども、よく町の足りないところに配分され、もう本当に各課で検討され、コロナ対策の予算が来ましたので、もうよく配分され、私は農業をやっているんですが、農業面でも低コストをやっていますけども、本当にあれを生かして、皆さんが楽になれるような地域一体となって頑張ろうということも聞いております。

そういうことで、私は賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。
議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。
本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第49号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、3時5分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時47分

再開 午後3時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

野崎議員より、早退届が出ておりますので、皆様にお知らせをしておきます。

-----○-----

日程第5 議案第50号 令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第50号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第50号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ794万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開きくださ

い。

歳入でございますが、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金が9,000円の増額でございます。これは、令和元年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款3予備費、項1予備費、目1予備費が9,000円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました6ページの歳入の増額を受け、予備費を増額するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、令和2年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第51号 令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第51号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第51号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,399万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金が6万6,000円の増額でございます。これは、令和元年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款2予備費、項1予備費、目1予備費が6万6,000円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました6ページの歳入の増額を受け、予備費を増額するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 歳入についてお尋ねをします。都呂々財産区においては不動産収入がほとんどだと思いますけれども、収入の金額はおおよそでいいんですけれども、件数は例えば何名ぐらいに貸してあって、どのくらいぐらい入るかというのは分かりますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 都呂々財産区につきましては、件数で10件のお貸しをしておりまして、金額で241万2,979円の歳入になります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 件数が10件ということでございますけれども、これは延べではなくて、例えばもし私が2カ所借っとれば、2件ということになりますかね。できれば、その実数はどのくらいか教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 件数の中で、九州電力株式会社のこの部分が一応天草配電事業所ということで2件でカウントしておりますので、実数は9になります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第52号 令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、議案第52号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第52号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,389万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、前年度精算に伴う保険給付費等の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入ですが、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金44万3,000円の減額は、保険給付費の財源となる第三者納付金及び療養給付費返還金の増額に伴いまして、節1普通交付金97万3,000円の減額と、節2特別交付金の税制改正に伴うシステム改修に係る特別調整交付金分53万円の増額により補正を行うものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2事務費繰入金22万円の増額は、国保調交システム保守料に係るものでございます。

次に、8ページをお開きください。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金1,329万6,000円の減額は、繰越金による財源調整におきまして、基金取り崩しが不要になったことによるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金2,609万3,000円の増額は、繰越金の確定によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目1一般被保険者第三者納付金、節1現年度1万8,000円の増額は、昨年12月に届け出があった第三者行為、交通事故1件分の費用が確定し

たことによるもので、目4雑入、節1雑入95万5,000円の増額は、前年度療養給付費の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料75万円の増額は、国保調交システムの保守料、令和3年度税改正施行に伴う国保システム改修業務委託料に係るものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、目2退職被保険者等療養給付費は、財源区分の変更です。

次に、13ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更です。

次に、14ページをお開きください。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金、節25積立金700万円は、歳計剰余金による国保財政調整基金積立を行うものでございます。

次に、15ページをお開きください。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目5保険給付費等交付金償還金10万4,000円の増額は、令和元年度の特定健康診査事業費の精算によるものでございます。

次に、16ページをお開きください。

款9予備費、項1予備費、目1予備費47万5,000円の増額は、予算超過の支出に備え、予備費を増額するものでございます。

以上が、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第53号 令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第53号、令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第53号、令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,198万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、介護保険料の負担軽減による減額、前年度実績報告による国・県交付金精算及び繰越金の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります、6ページをお開きください。

歳入です。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料の544万1,000円の減額と、節2現年度分普通徴収保険料57万3,000円の減額は、介護保険料の負担軽減に伴う減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4介護保険料軽減繰入金、節1現年度分の561万3,000円の増額は、一般会計における国・県からの負担金の増額による介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の438万8,000円の増額につきましては、令和元年度においての歳入から歳出を差し引いた額でございます。

9ページをお願いいたします。

款9諸収入、項3雑入、目3雑入、節1雑入の61万4,000円の増額は、介護予防計画作成手数料が熊本県国民健康保険団体連合会から支払われる分でございます。

同じ9ページの、目4過年度収入、節1介護給付費負担金過年度収入の340万2,

000円の増額につきましては、令和元年度の事業費確定に伴い、国と県からの追加分としての交付が理由でございます。

10ページをお願いいたします。

これより、歳出となります。

款1総務費、項4地域包括支援センター事業費、目1地域包括支援センター事業費、節13委託料22万1,000円の増額は、保険者であります町から熊本県国民健康保険団体連合会に介護予防計画作成委託料として支出するものでございます。

11ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費につきましては、歳入におきまして561万3,000円の繰入金の増額がありましたので、財源区分を変更いたしております。

12ページをお願いします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節25積立金の236万5,000円の増額は、繰越金からの積立金に充てるものでございます。

13ページをお願いします。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の419万5,000円の増額は、令和元年度の事業費確定による国・県・社会保険診療報酬支払基金に対しましての返還金でございます。

14ページをお願いいたします。

款6諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金の122万2,000円の増額は、令和元年度事業費の確定による介護給付費と地域支援事業費を一般会計に精算という形で繰り出すものでございます。

以上が、令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） ここで、皆様にお知らせをします。

本会議の会議録署名議員は、8番、野崎幸洋君、9番、山本政人君を指名しておりましたが、野崎幸洋君の急遽早退のため、山本政人君、倉田明君の指名に変更いたします。

-----○-----

日程第9 議案第54号 令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第54号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第54号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,778万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入ですが、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金4万9,000円の減額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節1保険料還付金40万5,000円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの前年度歳出還付分返納金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございませう。

8ページをお開きください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金56万円の増額は、令和元年度被保険者保険料負担金の確定によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款4予備費、項1予備費、目1予備費20万4,000円の減額は、繰越金確定によ

り調整するものでございます。

以上が、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第55号 令和2年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第55号、令和2年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第55号、令和2年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,376万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,679万8,000円とするものです。

内容は、歳入につきましては、前年度繰越金の確定によるもの、歳出については、漏水管の布設替え工事請負費が主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いします。

款1分担金及び負担金、項2目1節1負担金で、唐干田地区の配水管延長工事等負担金7万9,000円の増額です。

7ページをお願いします。

款4繰入金、項1目1節1一般会計繰入金は、新型コロナウイルス対策事業の水道事業繰入金として266万8,000円の増額です。

8ページをお願いします。

款5項1目1節1繰越金は、前年度繰越金の確定により1,102万円の増額です。

続いて、歳出につきましては、9ページをお願いします。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節11需用費は、鶴浄水場の急速濾過機逆洗ポンプ施設等の修繕取替えに伴う修繕料で104万円の増額です。

節13委託料は、新型コロナウイルス対策事業分として、水道等料金コンビニエンスストア等、収納対応のためのシステム改修委託料として266万8,000円の増額です。

節15工事請負費は、夜間調査により発見しました漏水箇所、舞子橋橋梁添架管及び富岡権現山配水管の更新工事、唐干田地区配水管延長工事、計3カ所の水道施設整備工事費として985万円の増額です。

次の10ページをお願いします。

款4項1目1予備費は20万9,000円の増額です。

以上で、令和2年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 9ページで、工事請負費は3カ所という説明でした。この権現山は下から見える、あの丸いあそこからどちらに導水してくるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 権現山の配水管工事につきましては、その丸い建物が富岡配水池と申します。そこから金毘羅さん参道の里道をあわせて、下の上町城内線につなぐルートで170メートルを予定しております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この箇所は、ハザードマップによれば、急傾斜地崩壊危険箇所として明記されています。既に、現に浄水場の東側区域の下部では、熊本県により急傾斜地崩壊対策工事が施工されています。また、この防災マップによれば、避難場所になっている海拔12メートルの鎮道寺に比べてこの浄水場、金毘羅神社周辺は海拔40メートルを超えており、地域住民の皆さんの洪水等の避難場所として活用できると思います。

しかし、この町道上町城内線から、この金毘羅神社への参道、ここに配水管を埋め替えるということですが、この参道は路面水の処理が不十分であり、浄水場横の遊歩道からこの参道へ多量の雨水が流入し、これを処理できず、路面が路肩へ傾いているため、

参道下の民家へ流れ込むということです。

このようなことから、今回の整備工事にあたられては、浄水場周辺の遊歩道のU字溝やL型側溝等を、実態に合った形式に検討すべきです。そして、この参道が周辺の皆さんの洪水等に対する安心できる浄水場周辺への避難路として、防災の面からも安心して活用できる取り組みをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 只今の質問につきましては、本箇所につきましては、水道管の漏水が発生している状況で、近隣の住民の方も心配されていることから、今回につきましては耐震性のあるポリエチレン管を170メートル、掘削深が80センチで施工をしていく計画としております。

只今、浜口議員にご指摘いただきました、その金毘羅さんの参道でございますけれども、最後、80センチ埋設した後につきましては、上部につきましてクラッシャーランで現在、泥となっておりますので、現状と同じようにクラッシャーランで復旧整備を実施する計画としていただいております。

ただし、今、ご指摘がありましたとおり、雨水等流れ込みの心配があるということもありますので、今後は地元管理者、また町管理者と協議をさせていただきながら、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この参道の下に、3軒の家があります。1軒の空き家のようにすけども、周辺の方と皆さんと十分打ち合わせをしながら工事を進めてください。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和2年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 5 6 号 令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 1 1、議案第 5 6 号、令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第 5 6 号、令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 1, 7 2 5 万 4, 0 0 0 円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、6 ページをお願いします。

款 5 項 1 目 1 節 1 繰越金は、前年度繰越金の確定により 3 6 6 万円 2, 0 0 0 円の増額です。

続いて、歳出につきましては、7 ページをお願いします。

款 1 公共下水道事業費、項 1 下水道管理費、目 1 一般管理費で、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、職員の人事異動に伴う金額で、あわせて 5 6 0 万 6, 0 0 0 円の増額です。

8 ページをお願いします。

款 1 公共下水道事業費、項 2 目 1 下水道事業費、節 1 3 委託料は、苓北支援学校新設に伴う下水道管延長工事の設計費について、職員で実施するため測量設計委託料 1 9 5 万 9, 0 0 0 円の減額です。

9 ページをお願いします。

歳出につきましては、款 2 項 1 公債費、目 2 利子、節 2 3 償還金利子及び割引料は、令和元年度借入額の確定に伴う長期債償還利子 1 万 5, 0 0 0 円の増額です。

以上で、令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 5 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第57号 令和2年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、議案第57号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第57号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,774万4,000円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6ページをお願いします。

款4項1目1節1繰越金は、前年度繰越金の確定により54万8,000円の増額です。

歳出につきましては、7ページをお願いします。

款3項1目1予備費は、繰越金全額54万8,000円を増額です。

以上で、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和2年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第58号 令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、議案第58号、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第58号、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,772万3,000円とするものです。主な内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いします。

款4繰入金、項1目1節1一般会計繰入金で、前年度繰越金の確定により、一般会計からの一般管理費繰入分117万円の減額です。

7ページをお願いします。

款5項1目1節1繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、167万1,000円の増額です。

歳出につきましては、8ページをお願いします。

款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費、節4共済費は、職員共済費1万1,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款3項1目1予備費は、49万円の増額です。

以上で、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和2年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第59号 令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議案第59号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第59号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ741万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページをお開きください。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金31万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをお開き下さい。

歳出でございます。

款3予備費、項1予備費、目1予備費31万7,000円につきましては、繰越金をそのまま予備費とするものでございます。

以上で、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 関連すると思いますので、この場で質問させていただきます。

先ほどいただいた図面ですね。実は、私は分譲して売り出すということでびっくりしたんですけれども、今、そういった計画があるということで聞いたんですけれども、苓

北町においては。

○議長（錦戸俊春君） それは一般会計の分で質問をするということに、その内容についてはありますので。今回の場合は、宅地造成についての補正予算の質疑を行ってください。

○5番（松本良人君） 勘違いしとったんですけれども、要望でお願いするわけにはいかんでしょうか。それならよかです。

実は、この件を除いて、宅地造成の関係でお尋ねをします。

宅地造成は、町でかなり売り出しよるわけですが、現在、個人の方々も家屋あるいはもう解いてしもうて売ろうという方がいっぱいあって、それがなかなか売れんでおるわけですね。その個人の方が売られるところですね。そういった中で、やはり宅地造成、まあ町が造成して売り出しているところもありますけれども、その中で一生懸命売ろうという気がありよるごたるですけれども、やはり町民の方々も売りたいという方があって競合するわけですね。そういったところをなるべくやはり競合せんごて、ちょっと町民の方々が売ろうという方がいっぱいおいでになれば、ちょっと差し引いていくというような考えはございませんか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町が売り出しているので、町民の方が売れないんじゃないかというご質問だと思いますけれども、一応町としましては財産がありますので、少しでも収入になればということで、町は町で売らせていただくということのご回答しれないと思います。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） やはりそういった動きが町内でもあって、家屋とか何かやはり不動産屋さんの看板がかかったり何かしとる、あるいは解家したところあたりも売らすそうですばってん、なかなか売れんもんなどというようなことがかなりありますので、やはり町にも確かにそういった事情があつて売却しなければならんということもあろうと思いますが、そこらへんは町の関係はそこに仮に、私は個人的には町民の方々を優先してそういったことを推し進めて、町自体も足踏みしとってもいいんじゃないかなというふうな気がします。そういったことでございますので、一つ私の要望としては、そこらへん町の雰囲気を見ながら、やっぱり宅地の売買等には力を入れていければと思っております。いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） この件につきましては、宅地造成とかいうのと別に移住定住のほうで、個人のを紹介するとか、そういう方策はあると思います。その中で、選んでいただくということで、選ぶ範囲が広がれば、それだけ売れるんじゃないかとい

うことがありますので、関係課と協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。
議案第59号を採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号、令和2年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第60号 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第60号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第60号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年9月3日提出。苓北町長、田嶋章二。

- 1、工事名 志岐漁港臨港道路整備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 5,830万円
- 4、契約の相手方 熊本県天草郡苓北町志岐234番地1
株式会社レイジュウ 代表取締役 植里幸太郎

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

それでは、工事の概要について説明いたします。

図面を1枚添付しておりますので、ご覧ください。

なお、添付の図面は、既存の図面を見やすいように任意の倍率で拡大していることから、縮尺の値を記載しておりませんので、ご了承願います。

図面左上の平面図にて、赤で着色している部分が今回の工事箇所、臨港道路の整備と併せ、紺屋町区からの排水対策のための貯水池整備、排水設備設置が主な工事内容となります。

まず、臨港道路につきましては、紺屋町区からの排水対策工事との調整で、未施工となっていた護岸のナンバー7からナンバー9までの区間40メートルをつなぐこととしており、ナンバー7付近には海岸への階段を整備する計画です。

なお、臨港道路部分につきましては、今回の工事では下層路盤工及び側溝布設までを施工し、次年度以降に上層路盤工及び表層工を施工する予定としております。

次に、紺屋町区からの排水対策についてですが、漁港・漁場の施設の設計参考図書に基づき、熊本県土木部が策定した熊本県内における確率降雨強度の算定による雨量の洪水時と高潮満潮時が重なる最悪の場合を想定し、現地の潮位の値と既設排水溝設置高の値から、排水が困難となる時間を60分間として、その間の洪水量を一時的にためておくための貯水池を整備します。

図面左下の断面図をご覧ください。

図の右側が既設部分、左側が今回整備する臨港道路となりますが、まず図の左に記載の潮位の値についてから説明させていただきます。

HHWLは、既往における最高潮位の値で、プラス3.580メートルです。

HWLは朔望平均満潮位、LWLは朔望平均干潮位で、それぞれプラス3.2メートル、プラス0.07メートルです。

SWLは、潮位がこれ以上高くなった場合には、貯水池側からの排水ができない潮位の値で、プラス3.532メートルです。

先ほど申しました、排水が困難となる時間とは、潮位がSWLの値を超え、HHWLの値に達し、潮が引き始め、潮位がSLWの値を下回るまでの時間が60分間であるということで、この60分間に貯水池に流れ込む洪水量は流量計算により870立方メートルになります。

図面右上の堤外貯水断面図をご覧ください。

紺屋町区側の既設排水溝の設置高の値から、貯水池においてプラス3.60メートルの高さまでは洪水をためることが可能であり、貯水池の底の高さがプラス2.95メートル、その差が0.65メートルであることから、先ほどの洪水量870立方メートルを0.65メートルで割返すと、貯水池の面積は1,339平方メートル以上が必要となり、平面図に記載のとおり、貯水面積1,350平方メートルの貯水池を整備することとしております。

なお、貯水池の整備位置につきましては、紺屋町区役員の皆さま方との協議により、図示した場所に決めさせていただき、貯水池は周囲を布製型枠で固め、安全対策のための転落防止柵を設置することとしております。

図面左下の断面図に戻っていただき、排水については、海水が逆流し貯水池・紺屋町区側に流れ込むことのないように、水圧により海側へ開くフラップゲートを、既設排水溝に1カ所、貯水池から臨港道路を横断する手前に集水柵を整備し1カ所、計2カ所設置することとしております。なお、集水柵に設置されたフラップゲートには、管理用に手動で開閉できるよう巻き上げ機を設置します。

臨港道路部分については、流量計算により1メートル掛ける1メートルのボックスカルバートで横断させ、排水出口については、潮流による砂等の堆積を防止するために、左右に約14メートルの導流堤を整備することとしております。なお、導流堤の形状につきましては、平面図及び図面右下の導流堤断面図によりご確認ください。

以上が工事の概要となりますが、先日9月2日の台風9号の接近により、大潮・満潮の時間帯と重なったことで高潮が発生しましたこと、また、昨日の台風10号の接近により、先ほど説明しましたHHWLの値が変わる可能性がございます。

熊本県の潮位確定値によっては、貯水池から排水できない時間が変わり、貯水池の貯水面積が変更となることも想定されますので、その場合は、改めて請負契約の変更締結についてお諮りすることとなりますことを、あらかじめご了承をお願いいたします。

併せまして、今回の紺屋町排水対策工事の施工方法につきましては、令和2年2月28日に紺屋町区役員の皆さま方への概要説明、意見交換を行わせていただき、その後、紺屋町区常会において、区民皆さまの了承が得られておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、先日の台風で若干設計が変わるかもしれないということですが、それはいつ変更とか何とかが確定するのか。

それと、右上の堤外貯水断面図についてですけども、ここに転落防止柵がプラス5メートル30のところ、布製型枠が50センチ後ろに設置されるようになっていますが、この転落防止柵の高さはいくらなんですか。

それから、2番目に、この左の赤い朱色の図面の中で、転落防止柵の長さが75.8メートルと、31.5メートルとありますけれども、この位置はこの右から来ると天端になりますけれども、これは天端という考え方でいいんでしょうか。

それから、何か開いたような形で導流堤がそれぞれ14メートル余り設置されていますけども、この前面に砂の堆積は想定されていないのか。現状でもかなり砂の堆積がありますし、同じ臨港道路の中で浜の町海岸、釜海岸のカルバートの出口には半分ぐらい砂がたまっています。

それから、その下の断面図の中に集水柵が2メートル50の2メートル50の2メートル50あります。この前、保守管理の関係等々から、ここに底まで下りるはしごといえますか、そういうものは必要ないのかというふうに思います。

それから、フラップゲートが2基ですか、されています。これまでの水門の状況はそのまま放置されるのか、それとも何かきちっと取ってしまっ替えるのかということです。

それから、ちょっと先ほどのカルバートの出口と重複しますが、このボックスカルバートの右下の図面、導流堤断面図のカルバートの底の高さは2メートル70ですかね。とすれば、この砂浜、この左の断面図ともできますけれども、はちょっと若干この図面からすると、高くなっているような感じになっています。数値も入っていないし、縮尺もないので、測りようがありませんけども、この形からするとちょっと高くなっているように考えますが、どうなんでしょうか。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1番目のHHWLの値なんですけども、今、暫定というような形で出ておりますので、今週中には値が分かって、それに基づいて面積のほうをはじめてみたいと考えております。

それから、2点目の貯水池の周りの転落防止柵ですけども、高さについては1.1メートルでございます。右側上の断面図にありますとおり、貯水池から0.5メートル引いたところに、左側の平面図で見ますとおり、2方向に転落防止柵を設置する予定としております。

3点目の出口の砂の堆積ですけども、導流堤を新たに整備すること、導流堤の前面には既設の消波ブロックもありますので、堆積については幾分緩和はできるのではないかと考えております。ただ、絶対ここにたまらないというふうなことは言えませんので、管理につきましては臨港道路のナンバー16付近には、重機等が下りれる車路も整備してありますので、状況に応じて重機等を活用して堆積の防止に努めたいと考えております。

それから、集水柵につきましては、下に降りられるように、はしごといえますか、タラップを設置する予定となっております。

既存の水門につきましては、これはフラップゲートですべて水を管理しますので、もう開けっ放しというような形で、撤去まではいたしません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私が一番気にかかるのは、この排出口からの砂の堆積です。今、課長の話では重機で対応するという話がされましたけれども、これだけ消波ブロックがある中で、重機がうまく入れるのかどうかという気もします。いずれにしても、これまでも一般質問を通じて質問しておりますように、この区域は荅北町の中でもやっぱり水の浸水の回数の多いところだというふうに思いますので、十分注意して、配慮して工事を進めてほしいと思います。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 急に見せていただいたので、あまり正確なところが分からんですが、まずフラップゲートの600の600、出口がありますね。この高さは大体いくらぐらいですかね。

それと、一番やっぱり私たちが懸念するのが、海面に出口ですね、導流堤の関係ですが、これはもう今年度、色付けしてあるので、出来上がるんじゃないかなと思いますけれども、もしよかったら、この付近はある程度、14メートル70あるいは14メートル30計画してありますけれども、途中何メートルか、2、3メートルしとってから、1年ぐらい模様を見て、ここにどのくらいぐらいの砂が持ってくるか、堆積するかというのを確認した上で、後でもじっくり見定めて、この潮の流れとか何かを見てから、完成はやったほうがよいはななかろうかなと。2本、導流堤から出ておりますけれども、真正面から来た砂が、この導流堤の間に挟まる可能性もあるし、あるいは南側から砂がずっと堆積してきて、東側には全くなくてというような感じが、ある程度、海岸はいろんな角度から生きております。生きておりますので、そこらへんのやっぱり砂の堆積具合を1年ぐらい確認されて、それから延長をすると、そして確定分に付け加えていくと、そういったような形が私は無難じゃないかなと思っております。そこらへん、どうなさるのかなと思います。

以上、とりあえずお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1点目の既設のフラップゲートの高さですけども、左下の断面図はちょっと小さくて見にくいですけども、底の値についてはプラス3.16メートルという記載がございます。これが底の値でございます。導流堤の構造につきましては、延長等につきましては、一応潮の流れ等を勘案した中で設計等しておりますので、これを今から見直すというのはなかなか厳しい。補助事業でもございますので、一応この全体工事を実施する中で、経過を見るというような形で進めたいと思いません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 導流堤のほうは、そのまま進めますか。私は、いろんな角度から見て、経験上、まったく真正面から来たときには、この導流堤の2本を常時ふさぐ場合があるわけですね。そのときはもう常に上げていかないと、これは波の状況なんですよ。どっちかに砂の供給源があると、そっちのほうから砂が堆積してきますので、片方でもよい場合があるわけですね。片方したときがスムーズに、片一方が完全にもう土が今度は逆に押し出されて、もう全く地盤が出てきて、いい場合もあるし、いろんな調子がありますので、私はできれば、そうした場合はもう金額は来年に回すか、再来年に回すかの問題ですので、その分、別のところでされますので、じっくり腰を据えて、この導流堤だけは考えてなされたほうがいいんじゃないかと。長さにしても、長いのがいいか、短いのがいいかとか、あるいはここにはもう消波堤がありますので、消波堤の関係でここに寄った場合は、もう常に大きな波が来たときには、必ず重機を入れてかき出さないかんようなことが出てくる可能性もあるとですね。そこらへんは十分、大学の先生に聞いたっちゃ、これは分からんとですよ、仮に。やっぱり現地を見て、そこを見定めた上で、私はやられたほうがいいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 確かに、そのときの、言われることも分からないではないんですけども、これの工事を途中で切るとなると、またそこできちんと石積みをする、また次年度、継ぎなおすにしても、またそこで手戻り工事が出てくると。補助工事の中で、それが果たして可能なのかというと、なかなか厳しい。これが単独事業でやるなら、また検討できる部分もあろうかとは思いますが。

あと、先ほど浜口議員のご質問の中でも説明したんですけども、前に既設の離岸堤がございますので、ある程度、前面からの波、それによる砂の侵入というのはカバーできるんじゃないかと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、離岸堤があるとが、一番私は注意せにゃいかんのかなかろうかと思つとるとですよ。ここに離岸堤がある自体に、これに導流堤ができていけば、相当なやっぱりここらへの周囲の雰囲気が変わって、ここに砂が堆積しちゃいかんとでしょう。せんごてせんばいかん。この消波堤は、この内側に砂がたまるような感じで造ってあるはずですよ、砂がたまれば消波するわけですから。そこらへん、まあ課長が専門でございますので、もう間違いのないと思いますが、そこらへん十分見越した上で、私はそっちのほうに恐ろしい。2本、交互に付いておりますからね、そこらへんば注意せにゃいかんとかなかろうかなと。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 2点、伺います。

この全体的な、いわゆる漁港臨港道路の完成は、令和3年度と伺ってはおります。変更があるかどうか分かりませんが、その中で今回のこの請負工事にかかる工事期間、完成期間はどのようになっておりますか。2点だけ、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、臨港道路の全体計画ですけれども、一応令和3年度完成予定で予算の要望はしております。今回の工事につきましては、一応3月中旬を目途に完成する予定で進める計画でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 課長が、あくまでも予定として令和3年度までという案でございますが、ご承知のとおり、非常にコロナ関係で政府もあるいは県のほうも大変だと思っております。そういう中での予算要求活動大変と思えますけれども、できるだけご努力いただければと思っております。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに。

町長。

○町長（田嶋章二君） あと残りの分が1億円ぐらいあるんです。もし、補正予算の計画が出てきたならば、補正予算でいただきたいと考えています、今年度の。分かりません、それは、あるかないかは。出てきたら、そう考えています。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 町長がそのようにおっしゃっていただけるならばありがたいんですけど、非常にご多忙の中、大変と思えますけれども、一応ご努力方、よろしく願いしまして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の締結について

は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 議案第 61 号 請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 16、議案第 61 号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第 61 号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の変更締結について。

令和 2 年 3 月 12 日、議案第 25 号により議決された下記工事請負契約を、変更締結するものとする。

令和 2 年 9 月 3 日提出。苓北町長、田嶋章二。

- 1、工事名 志岐集会所大規模改修工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 当初 1 億 1,055 万 0,000 円
変更 314 万 3,088 円
合計 1 億 1,369 万 3,088 円
- 4 契約の相手方 熊本県天草郡苓北町志岐 1 2 3 番地の 1
株式会社カネマツ 代表取締役 岩下 忠

提案理由でございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

図面の説明書類を囲障改修部分の図面を添付しております。工事箇所につきましては、3 月の議会で議決されまして、8 月末時点で工事の進捗率が約 65% となっております。今回の変更内容で主なものは、志岐集会所の北側に設置されております室外機の囲障部分の撤去及び新設と、南側の 1 階トイレ入り口の天井部分の改修分の追加でございます。

まず、囲障部分について説明いたします。

現在、志岐集会所ホール横、楽屋の横に空調室外機が置いてある部分がございますが、外枠が木材で囲まれておりまして、腐食している状況でございます。写真を見ていただければ分かるように、下の部分に関しては腐食が進み、外れかけている状況であります。このままでは倒壊する恐れも考えられ、住民の安全性を確保することも困難であると判断し、今回、木製からアルミフェンスの新設を追加するものでございます。

説明書類の 2 枚目をお開きください。

次に、天井部分の改修について説明いたします。現在、北側と南側の外壁改修を行っておりますが、6月から足場により南側天井を目視及び触れて確認したところ、天井材に雨水の浸水により腐食がみられましたので、町施工業者、監理設計業者と協議を行いまして、改修をする必要があると判断いたしましたので、今回、木工事及び内装工事を29平米追加する工事となります。

工事の内容としましては、現在腐食している部分29平米の木材、断熱材の撤去を行い、新たにケイカル材、断熱材、胴縁組を29平米追加する工事となります。

総額で、契約額314万3,088円の増額となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 本工事については、2月13日の第2回臨時会の中で一般会計の補正予算で提案されたものです。このときはもっとよく調べてから取り組んだらどうかという意見が10人のうち半分、5人ありました。何が何でもやれという意見が5人でした。そして、5人と5人で、最終的に議長裁決の中で補正予算は通った経緯があります。よく調べるべきだろうというときに、実は天井の部分がまだ腐れの残っておりまして。誰が設計したんですか。あまり汚い言葉は使いたくありませんけども。

それと、この前の柵についても、塀についても、私たちも当時、このことに気が付かなかったのは私たちの手落ちの部分があるのかもしれませんが、これはやっぱり当事者はその周辺を十分検証して、そして提案すべきじゃなかったんですか。金額も当時の話の中にも、1億1,000万円も使って、もっとよく調べなさいよと、外部だけじゃなくて中身でもいろいろあるでしょうと。

それから、今、集会所に行ってもらえば分かるように、このとき誰かが監獄のような集会所は造るなという意見もあっています。そしたら、私は監獄に入ったことはありませんけども、もう真っ暗けっけですね。そういうことになってしまっているんですよ。やはりもうちょっと、町長もですが、担当部署はもうちょっとその事業に関心をもつべきだというふうに思います。そうせんと、よかもね、よかもねて、何かあったら議会に諮ってせれば、どっちみちよかつじゃけんていうごたる感じで、取り組んでいる姿勢がもう目の当たりです。ぜひやっぱりそういうことがないように、今後してもらいたいと思います。

いずれにしても、あなた方のポケットマネーならば、私は何も言いませんが、すべて税金なんです。言うまでもありません。いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 浜口議員から指摘をいただきました件については、町のほうでは昨年の4月から7月までに劣化度調査は行いましたが、申し訳ありません、その上の部分が足場がなかったこともありまして、確認ができない状況でございました。今後はそういうことがないように努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） もう終わろうと思っておりましたが、足場がなかったからとか、そういう問題じゃなかでしよう。もうちょっと真剣に考えなさいよ。そして、あなたが設計するわけじゃないわけでしょうが。設計屋さんに頼んだわけでしょうが。設計屋さんに言いなっせ。はしごのなかったけんと、設計屋さんが言いますか。そんな人がお金をもらうんですか、設計費用として。じゃないでしょう。私は何も福田課長に、もちろん一番いいのは、あなた方もずうっと回ったがいいと思いますけれども、理由付けとして、はしごがなかったから気が付きませんでしたて、そういうことは言うべきではありませんよ。終わります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が報告を受けたのは、そのはしごがなかったとか聞いておりませんで、これは開けてみないと分からない状況だったのが、工事に入って、開けて分かったのでということで、教育課長から聞いております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） いずれしましても、大体設計屋さんというのは、しかも雨漏りの補修の設計屋さんですので、その状況の中で判断ができると思うわけですよ、素人じゃないわけですから。多分、一番裾はこの写真の、改修前のこの下の写真のような感じやったですがね、腐れてですね。こういうことを見れば、設計屋というのは、これほどこらへんから、どがん流れてきよるばいということは想定できるはずですよ。また、想定できるようなコンサルさんに頼まんといかんですよ。そうせんと、同じことの繰り返しですよ。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 写真にあります、この改修部分写真というのは、これは当初から設計してあったわけですか。設計の中に入っとったですか、アルミに替えるというだけで。入っとらんとですか。こらへんが、今、町長は見えないところで、しようがなかったというようなことをおっしゃられましたけれども、ここはもう外部で見えとったところでしょう。そこらへんを見落とすととでしよう、設計屋が。これは浜口議員がさっき言われたのと、私もまったく同感ですよ。ようと精査して、あせらんでもよかや

つかと。それは見えんところはしょうんなかですよ。ここは見えるところでしょう。これを見落として、今になってから、しかもこれはアルミで替えるというようなことですね。アルミのほうがよかかもしれんですけれども、そこの志岐集会所は一番のメインは木であの建物を造った、それが一番の誇りじゃなかつたか、何年か前に。それを町民は雨が漏るばってんしょうんなかたい、木で造つといけんというようなことで我慢しとるとじゃなかですか。前代未聞ですよ。翌年度ぐらいから雨が降って漏って腐れてしまうというのは。しかし、それを何年かずっと我慢して我慢してしとった。そういうことの中で、もう腐れるけんが、危険防止のためにアルミに替えたとか。良質な材料あたりを、電柱あたりは10年も20年ももつ部材があるわけですので、そういった部材を使えば腐れはせんとですけれども、そこらへんの管理がどうなつたか、昔造る前に。これはやっぱりここはそういった歴史があるわけですので、私はアルミに替えずに、やはり木で取つとったほうがいいんじゃないかなと。これはやっぱり一番目につくところでもね。ここはよく来賓の方々の駐車場とか何かに使うところでしょう、向こうのほうのですね。おまけに後ろのほうの木あたりを切つてしまえば、案外日当たりもよくなって、腐れもなくなるんじゃないかなですかね。

今後は、そういったことで、浜口議員がおっしゃるとおりに、やはり調査をびしゃつとして、設計なんかもびしゃつとしていただいて、見落とすと言わされたときは、設計屋にもたせなせ。ただでばし雇うとるがごて。そのくらいぐらいの威厳のなからんば、設計屋が言うとおりに、するとおりに、もう1億じゃ1億、20億じゃ20億、出しっぱなしで出すような、やっぱり行政マンはいかんとじゃなからるかと思ひます。先ほど、町長が言われるのと全く別でしょう、ここは見えとるとですから。何かありますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今のフェンスの分なんですけど、当時は志岐集会所本体が木造ということで、この室外機の囲いも木造で造つておりました。当施設は2002年に完成しておまして、約18年経つております。そういった中で、この木材ではやっぱり18年経つたらこうなるということで、今回は木造づくりという売りで、志岐集会所を建てましたが、町といたしましてもやっぱり長持ちするアルミということで、今回変更をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そしたら、当初のメンツも誇りも忘れて、もうやはり強さをモットーとしてということですかね。やり方によれば、せれば、私はメンツも残るようなやり方はありますよ。今、防腐処理した木材があるわけですからね。そこらへんで十分に管理をなさつて、そういった責任ある部材を使つてしゃがおれば、鉄よりも長くもてるような木材もありますのでね、そこらへんも、ここはまだあせがつてする必要はなか

けん、十分検討されて、やっぱりアルミというのは、格好はよかばってんが、これはもう白っぽけたり何たりしたり、傷がついたりすれば、そういう見栄えは悪くなるですよ、何年か経てば。やはり、できれば誇りをもってください。志岐集会所の当初造った、私はあの造りには反対しましたがけれども、やっぱり造った以上は誇りをもって、もともとのやつは取っておく必要があるんじゃないかなろうかと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のお二方のご意見、真摯に受け止めていきたいと思えます。今回の場合、志岐集会所の耐久性、利便性、そこらへんを優先させていただいて、このように変更のほうをお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 剥いでみなければ分からなかったということをおっしゃいましたけども、雨漏りがしているということは、ほかのところも腐食がしているんじゃないかという予測は立てれると思うんですね。だから、目視ということも必要でしょうけども、やっぱりたたいてみるとか、いろんな方法を使ってみて、悪いところをちゃんとしていくというのが普通じゃないかなというふうに思いますけども、そこらへんでの設計の方か何か分かりませんが、そこらへんはなさらなかったんでしょうかね。ちょっとお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 先ほど町長の答弁にもありましたけど、その分は申し訳ありませんけど、全体の確認を再度、工事期間中も業者のほうにさせていただいたときに、今回、腐食部分が見つかったということで、当時の設計のときには見つけなかったということがあります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今回に見つかったということですが、最初にやっぱりきちっとそこらへんは点検をやって、全体を長持ちさせるような形でやっていくべきではなかったのかなと。先ほども言いましたように、雨漏りしているということは、ほかにも影響が出ているというのが普通の考えじゃないかなというふうに思うんですね、木造であればあるほど。そこらへんが本当の、私も素人ですけど、そこらへんがちょっと合点がいけないなというところがございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 同じような答えになりますけど、今回はそういうところを含めまして、全体、再度、工事期間中に高いところもすべて触りまして、腐食を確認したところ、その部分だけが工事の中から漏れていたということで、今回変更というこ

とになりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。
議案第61号を採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第61号、請負契約〔志岐集会所大規模改修工事〕の変更締結については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 同意第4号 教育長の任命について

○議長（錦戸俊春君） 日程第17、同意第4号、教育長の任命についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、同意を受ける当事者が議場内に在席しております。

地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本案が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。
濱崎敏和君、退場してください。

（濱崎敏和君 退場）

○議長（錦戸俊春君） 提案者の説明を求めます。
町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第4号、教育長の任命についてのお願いでございます。

次の者を、教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

氏名、濱崎敏和、任期、令和2年10月1日から令和5年9月30日まで。

提案理由であります。濱崎教育長が令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意を得まして、後任の教育長を任命する必要があるためでございます。

任命する教育長の略歴については、次ページに記載しておりますので、ご覧いただき、

ご同意のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、教育長の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。これにご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、11番、田嶋豊昭君、1番、山口利生君、2番、野田謙二君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。

立会人の田嶋豊昭君、山口利生君、野田謙二君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(錦戸俊春君) 同意第4号の投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票数10票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成8票、反対2票。以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第4号、濱崎敏和を教育長に任命することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(錦戸俊春君) ここで、濱崎敏和君の入場を求めます。

(濱崎敏和君 入場)

○議長(錦戸俊春君) ここで、16時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後4時41分

再開 午後4時55分

-----○-----

○議長(錦戸俊春君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

ここで、認定第1号から決算の認定に入りますが、登本代表監査委員は着席されておられます。

-----○-----

日程第18 認定第1号 令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第3号 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第4号 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第5号 令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第6号 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第7号 令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第8号 令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第 26 認定第 9 号 令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 27 認定第 10 号 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 28 認定第 11 号 令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 18、認定第 1 号、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 28、認定第 11 号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

一般会計から順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第 1 号、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第 233 条第 1 項及び第 2 項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第 3 項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から令和 2 年 6 月 29 日付で提出を受けました一般会計及び特別会計に係る決算書につきまして、令和 2 年 6 月 30 日付で監査委員に審査をお願いをいたしました。

監査委員におかれましては、令和 2 年 6 月 30 日から 8 月 7 日までの間、各費目ごとに担当課の事情聴取をしていただきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、令和 2 年 8 月 25 日付で適正であるとの審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長時間にわたり審査をしていただきました監査委員のご労苦に対しまして、深く敬意を表するものであります。

一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額 50 億 3,795 万 6,854 円、歳出総額 48 億 8,594 万 5,536 円で、歳入歳出差引額 1 億 5,201 万 1,318 円から翌年度へ繰り越すべき財源 4,246 万 2,592 円を差し引きますと、実質収支額は 1 億 954 万 8,726 円の黒字となりました。

なお、令和元年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配付をし

ております。

決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさせます。

また、認定第2号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしく認定のほど、お願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 認定第1号、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） それでは、認定第1号、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の内容について、ご説明させていただきます。

決算書の7ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。決算額は、1、歳入総額が50億3,795万6,854円、2、歳出総額が48億8,594万5,536円で、3、歳入歳出差引額が1億5,201万1,318円です。

そのうち、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、（2）繰越明許費繰越額4,203万6,000円と、（3）自己繰越し繰越額42万6,592円を合わせた4,246万2,592円を差し引きました、5の実質収支額は1億954万8,726円となりました。

この残金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により1億954万8,726円全額を令和2年度への繰越金とし、令和2年度において、剰余金のうち2分の1を下らない額5,500万円を財政調整基金に積み立てます。

したがいまして、決算書の6の欄は、剰余金を全額繰り越しましたので、令和元年度決算での基金繰入額はございません。

詳細につきましては、歳入が決算書の10ページから51ページまで、歳出が52ページから177ページまでに掲載してあります。また、303ページから310ページに財産に関する調書を添付しております。

なお、決算に関する資料としまして、令和元年度の主要施策成果説明書を別冊にて配付しております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第2号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 認定第2号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の180ページをお開き願います。

苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,968万3,478円、歳出総額1,548万8,879円、歳入歳出差引額419万4,599円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は419万4,599円で、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第3号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 認定第3号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の188ページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,226万2,063円、歳出総額189万8,493円、歳入歳出差引額5,036万3,570円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は5,036万3,570円で、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第4号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 認定第4号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の198ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億9,344万6,013円、2、歳出総額10億6,635万2,986円、3、歳入歳出差引額2,709万3,027円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額2,709万3,027円、6、実質収支額のうち、苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第5号、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 認定第5号、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

恐れ入ります。決算書の225ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額10億1,568万5,904円、2、歳出総額10億1,129万5,910円、3、歳入歳出差引額438万9,994円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額438万9,994円、6、実質収支額のうち苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第6号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 認定第6号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の246ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額1億1,415万5,577円、2、歳出総額1億1,319万9,354円、3、歳入歳出差引額95万1,203円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額95万1,203円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第7号、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第7号、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の257ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が2億521万3,237円、2、歳出総額が1億9,219万2,764円、3、歳入歳出差引額が1,302万473円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,302万473円です。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第8号、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第8号、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の268ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が3億8,569万8,835円、2、歳出総額が3億8,193万5,445円、3、歳入歳出差引額が376万3,390円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として10万円、5、実質収支額366万3,390円です。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第9号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第9号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の280ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が1,763万9,403円、2、歳出総額が1,704万1,207円、3、歳入歳出差引額59万8,196円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額59万8,196円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 認定第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の289ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が4,797万8,031円、2、歳出総額が4,629万6,969円、3、歳入歳出差引額が168万1,062円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額168万1,062円です。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はあります。

以上が、令和元年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第11号、令和元年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 認定第11号、令和元年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の298ページをお願いします。

1、歳入総額50万9,244円、2、歳出総額19万800円、3、歳入歳出差引額31万8,444円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額31万8,444円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はあります。

以上、令和元年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ただし、明日、水曜日から決算審査特別委員会において審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。

質問は、各会計ごとに行います。

なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますよう、お願いします。

認定第1号、令和元年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、令和元年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第11号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を、この決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を、この決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月9日水曜日、10日木曜日、11日金曜日のいずれ

れも午前9時30分から、大会議室及び第1・第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第29 報告第6号 令和元年度決算における健全化判断比率について

○議長（錦戸俊春君） 日程第29、報告第6号、令和元年度決算における健全化判断比率についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 報告第6号、令和元年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和2年9月3日。苓北町長、田嶋章二。

健全化判断比率の財政指標について説明させていただきますので、2ページをお願いします。

健全化判断比率の状況ということで、①から④まで番号を付けております。

まず、①の実質赤字比率は、一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんでしたので、数値は上がってきておりません。

次に、②の連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく、一般会計、各特別会計ともに赤字はございませんので、数値は上がってきておりません。

次に、③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、広域連合負担金に係る公債費分まで含めた公債費比率の3カ年平均で13.0%となり、早期健全化基準値は25%以内となっております。

次に、④の将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合に係る公債費分の負担金まで含めた地方債など、現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表した割合で、107.6%でございます。早期健全化基準値は350%以内となっております。

次の3ページから5ページまでが、①から④の各指標の計算式等を用いた数値を示しております。

また、決算審査意見書の52ページに、只今申し上げました数値を監査委員さんに審査していただき、意見書に記載されております。

以上で、令和元年度決算における健全化判断比率についてのご報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

監査委員の方におかれましては、大変ご苦勞様でございました。本日は、これで退席
いただいて結構でございます。明日からの決算審査特別委員会へのご出席につきまして
も、よろしく願いをいたします。

-----○-----

日程第30 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報
告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第30、報告第7号、教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価報告について、その報告書が提出されましたので、お手元に配付し
ております。朗読は省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 7ページの、6ページからの公民館の事業として、7ページに
わたりまして、（2）のお盆事業の実施、この中に志岐地区は入っていないにも関わら
ず、評価はBです。これはやっぱり坂瀬川、志岐、富岡、都呂々とあるわけですので、
どこかが1つ抜けとれば、これはCじゃなかですか。Bは普通でしょう。それでもいい
ということでしょうか。

それから、8ページの（2）令和元年度女性教育関係事業の中で、それぞれ研修会と
か総会とかありますが、これは評価がAになっています。志岐は女性の会がもう解散し
ましたよね。それから、既に坂瀬川とかほかの地区では完璧な形といいますか、結成さ
れていない状況があります。にも関わらず、評価はなぜAなのか。

それから、次、8ページの中で、スポーツ活動の促進として何行かありますが、上か
ら4行目で、本町では苓北町体育協会ということもありますが、これは天草郡体育協会
も兼ねているわけでしょう。ですので、やっぱりどこかにどういう形か、そこらへんは
もうお任せしますが、天草郡体育協会の名称も入れるべきではないかと思えます。

それから、10ページに、2) でスポーツ施設の整備・有効利用ということがありま
す。この中に体育センター、庭球コート、総合武道館、農村運動広場、坂瀬川地区総合
グラウンド、麟泉運動公園、温泉プールが整備されているとあります。これは農村運動
広場は今、機械が入ったですかね、水処理のために。そういう処理をしなければなら
ないということは、Cじゃなかですか。普通でいいんですか。さっきの志岐集会所の考
え方と一緒に、やっぱり物事に対する取り組みがちょっと甘いというふうに思います。そ
して、1ページでは、評価の基準はAが良好、Bが普通、Cが要改善、工事に入ったの

ならば、Cの要改善と評価すべきでしょう。

それから、また逆になってしまいましたけれども、この評価は誰がどういう形でABCのランクを付けているのかお尋ねします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 令和2年度の教育の評価について、お答えいたします。

まず、評価の基準といたしましては、Aが良好、Bが普通、Cが要改善ということで評価をしております。

まず、7ページのお盆行事の実施ということで、志岐地区が実施されてなかったのがCじゃないかというご指摘です。あと、8ページの女性の会が富岡と、昨年度までは富岡と志岐地区がございましたが、坂瀬川と都呂々地区でないのに、なぜAなのかというご質問です。あと、その下の浜口議員さんのご指摘の分の、天草郡の体育協会の分は、ちょっとこちらもありますので、その分は今後気を付けていきたいと思っております。

あと、10ページの分の農村運動広場の整備の分なんですけど、今年度に土壌改良というか、高さの改修をしております。

この評価にいたしましては、苓北町教育委員会において、教育委員さんの方に教育委員会会議の中で私どもが説明をいたしまして、評価をさせていただいておりますので、そのABCについては教育委員会の会議に諮りまして、町長部局のほうに説明をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私が指摘した事項を取り上げて、でしたじゃ困るわけですよ。なぜAになったのか、なぜBなのか、Cではないかということをお前は質問したんじゃないですか。でしょう。違いますか。テープを起こしてもらいますか。ぴしゃっとしてくださいよ。そして、この報告書は教育長になってますよ。あと、繰り返しになりますが、例えばBなら、各地区の盆行事が予算化もされるときがありますよね。にも関わらず、普通の評価を教育委員会がされていると、これは要改善でしょう。やっぱり各地区で、社会教育の中で、公民館がするのか、どこがするのかは教育委員会の中で考えていただければいいと思いますが、何かをやっぱりやってほしい。帰省客とか何とか、そういう対応をですね。

それから、女性の会についてもAになっています。やっぱり4地区で、教育委員会が、今、課長の説明で、女性の会はあってもなくてもいいんですよと、一つだけでもあればいいんですよと、だからAなんですよと、そういうやっぱり説明をしてもらわんと、そういう回答をですね。そして、4地区のうち、1つしかない、2つしかないということであれば、やっぱり要改善ですよ。

それから、スポーツ活動ですね。農村運動広場にしても一緒。実際、手を入れて、工

事をしているのであれば、Aなんて、どこを見てAなんですか。これはここの対象箇所が一つ一つ区切ってあれば、話は別ですよ。農村運動広場について、それから温泉プールについて、坂瀬川グラウンドについてということで、各場所別に評価してあるならば、話は別ですが、総合的にするならば、教育委員会のせいにしてはいかんですばい。教育委員の皆さんのせいにしてはいかんですよ。あと1回、そこらへんの理由を説明してください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のご指摘にお答えをしたいと思います。

それぞれの項目、教育委員さん方に昨年度の件につきましてご報告申し上げまして、評価をいただいたところでございますけれども、項目項目にはAだったり、Bだったり、Cだったりという項目が出ております。それを全体的に大きな項目としてまとめたときに、ABCという四角の中に入れております評価につながっているところがございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 簡単によかというのは、座ってくださいということじゃなかったですよ。繰り返し、3回目ですよ。例えば、分かりやすく言えば、8ページの（2）女性の会、これは以前、青年団もないと。今の状況の中では、若い人たちに集まっていたくのは厳しいのではないかという気はしましたけれども、どうしていくんですかとお尋ねしたところが、今ある若い人の団体をもとに荅北町青年団の復活に向けて取り組んでいきますという説明を、当時の教育課長さんがされておったというふうに思います。そういうもろもろの歴史もあるわけですので、そこにAという判定は、やっぱりすべきではないと思います。

あとは、明日からの委員会の中で、また再度お尋ねします。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 6ページの社会教育について、お尋ねをします。これは1番からいろいろありますけれども、例えば1番の公民館の利用状況・整備状況とか書いてありますけれども、これについてはどういったクラスがAなのか、どういったクラスがBなのか、どういったクラスがCなのか、そこらへんはどういう形でその基準値は決めていますかね。私は、今後はこの社会教育のあり方というのは、そういうやっぱりウエイトを占めてくると思うとですよ。それから、教育委員会の関わり方もあまりよく分からないんですけれども、今、浜口議員のほうからいろいろと説明も含めてありよりましたけれども、例えば女性の会あたりは、都呂々ももう何年か前に解散しました。しかし、解散しましたけれども、その引き続き、教育委員会あたりが社会教育の一環として、も

うちちょっと力を入れて対応しとけば、つながりが出てきたんじゃないかなと思うとですよ。今回、志岐地区が昨年、今年ですかね、解散したということですが、やはり行政としての関わり方がこの頃、まったく簡素化になってしもうてから、何か殺伐となっていて、早く言えば、我が月給しゃが取っとけばよかもねというような考え方があるのではなからうかというような気がします。

かいつまんで申しますが、例えば公民館の整備状況等を見ても、都呂々公民館あたりは駐車場がございます。白線を引いて駐車場がありますけれども、そこにワゴンとか何かというのは、近くまで寄せられん。というのが、木がずうっとせってきて、乗用車ならこう入って、止められるかもしれませぬけれども、そういった感覚がまったくない。

それから、いつもごみはこけとるばってんが、公民館長もおいでになるし、公民館の主事もたまに行くかもしれませぬけれども、いつ見たっちゃ同じところに、ややもすれば1カ月も2カ月もそのままになつとる。わざと私が取らずにおるとですけれども、そういった形が誰がするのか、誰の公民館か、また社会教育においても、誰がその指導はせにやならんかというような、認識はありますか。今、私はなかつじやなからうかなと、館長、公民館主事、そこらへんの責任分野がまったくないような感じがして、今後、恐ろしい感じがします。社会教育というのは大事ですよ。そこらへんはどう思われますかね。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 公民館の管理にいたしましては、当然、私たち教育委員会でございますが、私たちは会計年度任用職員で公民館長を任命しております。日々の公民館の維持管理に関しては、館長さんのほうにさせていただいております。教育委員会といたしましても、公民館主事を各地区、担当を、常駐はしていませんけど、本庁のほうに待機をさせまして、日々の公民館の管理をしております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） できれば、公民館というのは、人間づくりといえ、ちょっと何か言葉が悪かですけれども、そういったやっぱり要が教育委員会あるいは社会教育じゃないかなと思うとですよ。そこらへんが年々薄れてきている、そう感じます。これがややもすると、教育委員会の担当者のほうからずんだれていけば、それについていく町民自体もずんだれてくるわけですね。そこらへん、ぜひ指導してください。公民館長を指導していただいて、そして公民館長の下につかえる主事を指導してもらおうと。そこらへん、してもらわんば、事あるごとに、私はやかましゅう言いますばってんが、今後、例えば木の伐採をしてくださいと、公民館にこの前言いましたよ。そがん銭はなかつですもんて言うんです、館長が。館長て、今、来年度の予算措置をするときに、教育委員

会あたりに言ってから、金を付けてくださいというようなシステムやっけん、そればせんば、から一生、銭は付かんとですばいというようなことを言いましたけれども、俺がせんばんとでしようかいとかいうような感じです。要するに、ルールをわきまえとらっさんけん、やっぱりそこらへんは十分な指導をしてください。これは不幸です。ぜひお願いします。

それから、できればこの評価あたりは、こんな甘か評価を付けちゃいかんですよ。私は、ABCまでであると聞きましたけれども、ABCまであったっちゃ、Eの評価ですよ、早よ言えば。マイナス評価ですよ。

そういうことでございますので、今後、頑張ってください。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

-----○-----

日程第31 請願第1号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（錦戸俊春君） 日程第31、請願第1号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会の付託を省略することに決定します。

紹介議員の朗読、説明を求めます。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願書。

茶北町議会議長、錦戸俊春様。

2020年9月1日。

新日本婦人の会天草支部、代表の村田サツコ。

紹介議員が石田みどりです。

請願趣旨でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で3密を避けるために、クラスの2分の1程度で授業ができる分散登

校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは、いつもより勉強がよく分かった、手を挙げやすかったなどの声が聞こえ、教職員からゆとりをもって子どもたち一人一人と丁寧に関わることができた。保護者から、感染から子どもを守るには、20人くらいがいいなどの肯定的な声が上がりました。20人で授業を受けられるようにすることが、感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることを実感されました。

学校を再開するにあたり、感染拡大防止対策として教室の密を避けるための少人数学級、授業、学校規模の縮小などが必要です。そのためには、教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では、子どもたちの命と健康を守ることはできません。教室に社会的距離を確保するには、20人程度で授業をできるようにすることが必要です。今、20人学級を展望した少人数学級の前進が求められています。

さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります。子どもも教職員もくたくたになっている、消毒作業など過重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上がっています。様々な課題を抱えた子どもたちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は、小学2年生で止まったまま、8年連続で見送られています。コロナ禍の中で、20人学級を展望した少人数学級の前進は、圧倒的多数の父母、保護者と教職員、地域住民の願いです。それに応じて、自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。

しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押し付けることなく、国が責任をもって少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書の提出をお願いいたします。

記。

1つ、子どもたちが命と健康を守り、成長と発達を保障するために、緊急に20人程度で授業ができるようにすること。そのために、教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。

2つ、20人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために、国は標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

以上です。

茶北を見てもみますと、少人数学級はもうそれこそ児童数、生徒数が少ないので、大体できている、多いところもございますけども、でも全国的に見ると、まだ大変なところが

あるようでございますので、こういう趣旨でございますので、ぜひ意見書を上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で、紹介議員の朗読、説明が終わりました。

この請願第1号については、議会運営委員会にお諮りし、議長として請願の願意は十分に理解できますが、国の財政事情等から、当面の間は願意を実現することは難しいのではないかと考えます。

なお、添付されている意見書（案）はあくまで請願者側が参考例として提出されたものです。よって、この請願の趣旨を取り上げる趣旨採択とし、意見書の提出はしない取り扱いと考えます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 実は、中学校の合併のときに、少なかけんつまらんけん、合併させんばいかんというような議会からの、議員あたりの質問も意見も出たっじゃなかろうかと思うとですね。私たちは、少なかほうがいいということ言いよったっですけれども、そこらへんの兼ね合いはどうなりますかね。確かに、私は少なかほうがいいと思いますよ。もう都呂々小学校なんか、もういつのときから守っておりますからね、その規定を。そういったことでございますが、その中学校合併のときとの整合性はどうなるかなと思って。

意見書の意見に対して、私たちも議員としての立場がどうでしょうかと。こういったことで20名体制ということで来ておりますけれども、当時、この荅北町の議会としては、今も小学校は早よ合併せろというような意見も出てきよるごたるですが、その後、合併しても、クラスを20人に分ければ、問題ないとは思いますが。私は、議員の立場がどうかと思ひましてから、質問したわけです。

○議長（錦戸俊春君） この請願に対してどうするかということですが。

○5番（松本良人君） 提案はいいと思ひますけれども、議員の立場も一言、言うところかなと思ひまして。分かりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号については、趣旨採択とすることに異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、請願第1号は趣旨採択することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） お諮りします。

9月9日から11日にかけては、決算審査特別委員会による審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から11日までの3日間については休会とすることに決定しました。

9月12日及び13日は休日のため休会とし、次の本会議は14日月曜日、午前9時30分から開会します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後5時52分

令和 2 年 9 月 1 1 日 (金)

(第 4 日目)

令和2年第6回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

令和2年第6回苓北町議会定例会は、令和2年9月11日苓北町議会議場に招集された。

1. 午後1時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾脇 宣 宏
税務住民課長	吉本 英 明	企画政策課長	錦戸 雅 志
教 育 課 長	福田 誠 一	土木管理課長	汐崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西川 文 孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康 彦	会 計 課 長	松村 保 則

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 発議第 1 号 | 意見書の提出について |
| 日程第 13 | | 閉会中の継続審査（調査）の件 |
| 日程第 14 | | 議員派遣の件 |

9. 議事の顛末

開会 午後1時30分

○議長（錦戸俊春君） こんにちは。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しております。

本日は休会の日としておりましたが、決算審査特別委員会の審査が終了、議事の都合によって、会議規則第10条第3項の規定に基づき、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10号 | 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11号 | 令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、認定第1号、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第41条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。

廣田幸英委員長。

○決算審査特別委員長（廣田幸英君） 苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和2年第6回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された令和元年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記。

- 1、審査年月日 令和2年9月9日、9月10日、9月11日の3日間
- 2、審査場所 大会議室、第1・第2委員会室
- 3、委員の出席 廣田幸英委員長、野田謙二副委員長、山口利生委員、
高戸幸雄委員、松本良人委員、石田みどり委員、
浜口雅英委員、山本政人委員、倉田明委員、田嶋豊昭委員
- 4、委員の欠席 なし
- 5、委員外の出席 錦戸俊春議長
- 6、監査委員の出席 登本玄一代表監査委員（9月9日、10日出席）
野崎幸洋監査委員（9月9日出席・早退、10日出席）
- 7、執行部の出席 町長、副町長、教育長、総務、企画政策、会計、土木管理、
農林水産、商工観光、税務住民、福祉保健、水道環境、
教育の各課長及び健康増進室長
- 8、委員会の書記 龍岡議会事務局長、山下総務課長補佐、松本企画政策課長補佐
- 9、審査の過程

本委員会は、令和元年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて、慎重に審査いたしました。

10、審査の結果

- ①認定第1号、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ②認定第2号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ③認定第3号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ④認定第4号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑤認定第5号、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥認定第6号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

て

⑦認定第7号、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について

⑧認定第8号、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

⑨認定第9号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

⑩認定第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑪認定第11号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上11件、すべて認定すべきものと決定しました。

11、少数意見の留保 あり

12、併せて、次の事項について、執行部に対し要望することを決定しました。

1) 一般会計

○歳入について

①徴税等の滞納整理については、令和2年度から納税組合が廃止され、税金等の徴収方法が大きく変わったことを踏まえ、負担の公正性を図るためにも引き続き努力されたい。

②ふるさとづくり寄附金については、返礼品の充実を図り、さらなる自主財源の確保に努められたい。

○歳出について

①都呂々ダム共同管理費負担金について、都呂々ダムの収支等の現状を再確認し、引き続き熊本県（熊本県企業局）と負担金の見直しについて協議されたい。

②企業誘致のための情報収集を積極的に行い、人口減少の歯止め、雇用の確保・拡大に努められたい。

③町内の危険箇所を再確認し、危険箇所の表示を行い、補修、危険防止に努められたい。

④公民館活動をはじめ、社会教育行政の充実を図られたい。

○特記事項

①苓北町の魅力を発信するため、積極的に情報発信を行われたい。

②庁舎をはじめとした公共建物や道路、河川等の公共施設の老朽化等への適切な対応を図られたい。

2) 坂瀬川財産区特別会計

①特記事項なし

3) 都呂々財産区特別会計

①特記事項なし

4) 国民健康保険特別会計

①国民健康保険税の滞納整理については、負担の公平性を図るためにも、引き続き努力されたい。

②引き続き、健康保持増進の取り組みを進められたい。

5) 介護保険特別会計

①介護保険の滞納整理については、負担の公平性を図るためにも、引き続き努力されたい。

②引き続き、介護予防について、積極的に取り組まれたい。

6) 後期高齢者医療特別会計

①引き続き、健康保持増進の取り組みを進められたい。

7) 水道特別会計

①水道施設の老朽化については、長寿余命化計画に沿った適切な対応を図られたい。

8) 下水道特別会計

①下水道施設の老朽化については、長寿命化計画に沿った適切な対応を図られたい。

9) 農業集落排水特別会計

①特記事項なし

10) 特定地域生活排水処理事業特別会計

①特記事項なし

11) 宅地造成事業特別会計

①特記事項なし

令和2年9月11日、苓北町議会決算審査特別委員会委員長、廣田幸英。

苓北町議会議長、錦戸俊春様。

○議長（錦戸俊春君） 委員長の報告が終わりました。

次に、本案については、浜口雅英君ほか1名から、会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 少数意見を報告いたします。

令和2年9月11日、苓北町議会議長、錦戸俊春様。

令和元年度苓北町一般会計決算審査特別委員会委員、浜口雅英。

賛成者、松本良人。

少数意見報告書。

9月9日から9月11日までの令和元年度苓北町一般会計決算審査特別委員会において留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。
記。

1、議案番号及び件名 令和2年第6回苓北町議会定例会

認定第1号 令和元年度苓北町一般会計決算の認定について

2、意見の要旨

苓北町における少子高齢化・人口減少対策は、まちづくりの重要な案件である。町長も就任時からこのことを危惧しているという発言をされている。

このような中で、企業誘致に係る人件費以外の決算額は1万710円である。このことは、企業誘致という重要な課題に対しての取り組みの姿が見えない。

また、苓北町離島航路運営費補助金の支出にあたって関係書類を求め、提出があった。しかし、内容は計画額と実績額がまったく同数値という信じられない内容。

よって、令和元年度苓北町一般会計決算の認定には反対します。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、決算審査結果報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほど少数意見報告書の中でも述べましたように、認定第1号、令和元年度苓北町一般会計決算の認定については、先ほども少数意見の報告をいたしましたように、苓北町における少子高齢化・人口減少対策は、まちづくりの重要な案件です。町長も就任時からこのことを危惧しているという発言を再三されています。

このような中で、企業誘致に係る人件費以外の決算額は1万710円です。このことは、企業誘致という重要な課題に対しての取り組みの姿が見えません。

また、苓北町離島航路運営費補助金の支出にあたって関係書類を求め、提出がありました。しかし、内容は計画額と実績額がまったく同じ数値という信じられない内容です。

よって、令和元年度一般会計決算の認定には反対します。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、令和元年度苓北町一般会計歳入歳出決算の決算審査の認定について、賛成の立場で討論に参加をいたしたいと思います。

本件に関しましては、先に監査委員より決算審査意見書が提出されているところでございます。その中で、審査の結果とし、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行

われているものと認められるという審査結果が監査委員より提出があつているところ
でございます。

私は、よつて、本件については賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 令和元年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場
で討論に参加いたします。

令和元年度荅北町一般会計の決算について、町長をはじめ、執行部の皆様から、決算
書に基づき詳細な説明を受け、予算の趣旨、目的に沿つて、適正に執行されていると判
断いたしました。

また、予算の執行にあつては、町長の陣頭指揮のもと、職員一丸となつて安全・安
心な荅北町づくりに取り組まれ、その成果も着実に上げられています。

よつて、令和元年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定には賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は、認定第1号から第11号までをそれぞれ起立によつて行います。

認定第1号、令和元年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがつて、認定第1号、令和元年度荅北町一般会計歳入歳出決算については認定す
ることに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和元年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第6号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和元年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第8号、令和元年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第9号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第11号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、認定第11号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

-----○-----

日程第12 発議第1号 意見書の提出について

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、発議第1号、意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） ご提案の意見書提出について述べさせていただきます。

発議第1号。

令和2年8月25日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、倉田明。

賛成者、苓北町議会議員、浜口雅英、賛成者、苓北町議会議員、山本政人。

意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されている。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改革に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めることとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日。

意見書の送付先、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 高市早苗様、厚生労働大臣 加藤勝信様、経済産業大臣 梶山弘志様、内閣官房長官 菅義偉様、経済再生担当大臣 西村康稔様、まち・ひと・しごと創生担当大臣 北村誠吾様。

熊本県苓北町議会議長 錦戸俊春。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、意見書の提出については原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は、議長に委任することに決定しました。

-----○-----

日程第13 閉会中の継続審査調査の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長及び議員定数等調査特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第6回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員